札幌市ひとり親家庭等自立促進計画(案)

001	第1章 計画の策定にあたって
002	1 計画の背景
003	2 計画期間
003	3 計画の位置付け
004	4 用語の定義
005	第2章 ひとり親家庭の動向
011	第3章 ひとり親家庭等の現状と課題
012	1 アンケート調査について
014	2 ひとり親家庭等の現状と課題
047	第4章 前計画の実施状況
048	1 前計画の概要
048	2 各基本目標の主な成果
051	3 成果指標に対する達成度
053	4 前計画の総括
055	第5章 施策の展開
056	1 基本的な方向性
057	2 基本理念
057	3 基本目標
058	4 施策の体系
059	5 施策の展開
073	6 成果指標
077	第6章 計画の推進体制
078	1 関係機関・団体との連携
078	2 実施状況の公表
078	3 計画の運用
078	4 計画の評価と検証

<u>目次</u>

079	第7章	型 · 資料
081	1	札幌市ひとり親家庭等自立促進計画策定経過
082	2	札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会設置要綱
083	3	札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会委員名簿
084	4	ひとり親家庭等の制度の変遷
085	5	母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本
		的な方針
107	6	ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート(母子家庭調査票)
126	7	前計画の施策の実施状況
	8	パブリックコメント手続き(未作成)



第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景

ひとり親家庭の親は、子育てと生計という二人分の役割を一人で担わなければならず、子育て、家事、仕事等の生活全般で様々な困難を抱えています。

ひとり親家庭になった前後の就労状況の比較では、母子家庭の母は家計を支えるために就業率が上がり、父子家庭の父は子育ての時間を確保するために就業率が下がるというデータもあり、ひとり親家庭になった直後からあらゆる面で生活が大きく変化をしています。

また、平成 28 年国民生活基礎調査では、ひとり親家庭の相対的貧困率が 50.8%という結果が出ており、ひとり親家庭の多くが経済的に困難な状況にあることが数値としても明らかになっています。

母子家庭においては、就業経験が少ないことや、就業していても結婚、出産等による就業の中断などによって、就職や再就職に困難を伴うことが多く、結果、就業率は高いものの正規雇用の割合が低いという特徴があります。

父子家庭においては、子育てや家事への悩みを抱えている方が多くいるほか、困ったとき の相談相手がいないといった特徴があります。

また、離婚を原因とするひとり親家庭では、養育費を受け取ることが子どもの権利である にもかかわらず、その確保が進んでいないのが実態です。

子どもにとって、親との死別、離別という経験は、精神面に与える影響が大きく、また、生活環境の変化や金銭的な課題もあって、ひとり親家庭の子どもは、学習や進学に対する不安や生活での悩みを抱えがちであることから、成長過程における不安等に対する十分な配慮も必要とされています。

このように、ひとり親家庭等が抱える問題は多岐にわたることが多いことから、それぞれの状況に応じた、きめ細やかで総合的な支援が求められています。

札幌市では、こうした状況を受け、母子及び父子並びに寡婦福祉法や、それに基づく国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。)等を踏まえ、「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、計画に基づいたひとり親家庭等に対する総合的な支援施策を進めてきました。

本計画は、第4次計画となります。

| 計画策定の経過

第1次計画	平成 17 年度~平成 19 年度
 第2次計画	平成 20 年度~平成 24 年度
 第3次計画	平成 25 年度~平成 29 年度
 第4次計画	平成 30 年度~平成 34 年度

2 計画期間

平成 30 年度(2018 年度)~平成 34 年度(2022 年度)

計画期間中であっても、国のひとり親家庭等への支援施策の動向や社会経済情勢等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

3 計画の位置付け

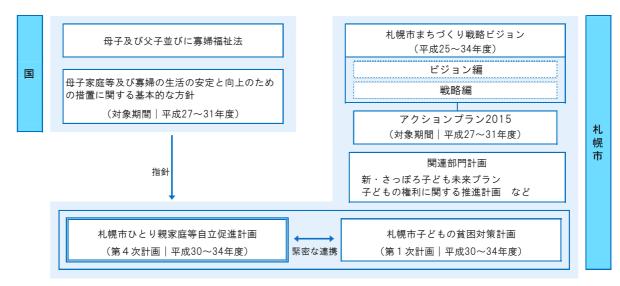
本計画は、前計画(平成 25 年度~平成 29 年度)の終了を受け、引き続き、ひとり親家 庭等に対する総合的な支援施策を推進するために、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条 及び国の基本方針に基づき策定するものです。

札幌市のまちづくりの総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン(平成 25 年度~平成 34 年度)」の個別計画に位置付けられるほか、札幌市の子ども施策に係る総合的な計画である「新・さつぽろ子ども未来プラン(平成 27 年度~平成 31 年度)」のほか、「札幌市子どもの権利に関する推進計画(平成 27 年度~平成 31 年度)」等と連動しながら、計画を進めていきます。

また、子どもの貧困対策の推進に関する法律や、それに基づく国の「子供の貧困対策に関する大綱」等を踏まえて策定された「札幌市子どもの貧困対策計画」とは、支援の対象者や支援策が重なる部分が多くあるため、緊密な連携を図る関係にあります。

併せて、札幌市における障がい者施策と障害福祉サービス等の更なる充実を目的として 策定された「さっぽろ障がい者プラン 2018」に掲載されている取組の推進にも配慮する必 要があります。

| 他計画との関連図



4 用語の定義

本計画における用語は、次のとおり定義をします。

用語の定義

母子家庭	離婚や死別等により配偶者のない女子が 20 歳未満の児 童を扶養している家庭
父子家庭	離婚や死別等により配偶者のない男子が 20 歳未満の児 童を扶養している家庭
寡婦	配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母として 20 歳未満の児童を扶養していたことのあるもの
母子家庭等	母子家庭及び寡婦
ひとり親家庭	母子家庭及び父子家庭
ひとり親家庭等	ひとり親家庭及び寡婦

[※] ここでの児童は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める児童の定義によりますが、児童 扶養手当上の児童は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者又は20歳未満 で政令で定める程度の障がいの状態にある者とされています。

引用している調査

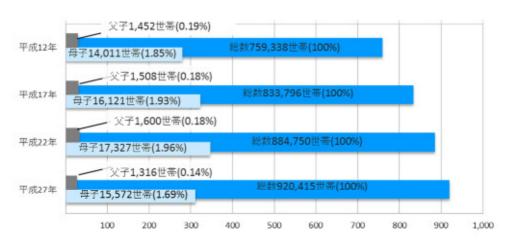
本計画中、特に注記のない統計及び図は、札幌市のアンケート調査によるものです(12ページ参照)。

2

第2章 ひとり親家庭の動向

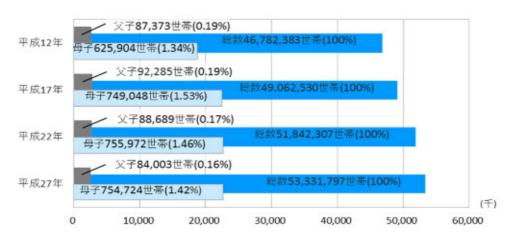
│ ひとり親家庭の世帯数

│ 図 1-1 札幌市の総世帯数と母子世帯及び父子世帯の数



(資料 | 国勢調査) 母子世帯及び父子世帯は、親と未婚の 20 歳未満の子のみからなる世帯

│ 図 1-2 全国の総世帯数と母子世帯及び父子世帯の数



(資料 | 国勢調査) 母子世帯及び父子世帯は、親と未婚の 20 歳未満の子のみからなる世帯

- 札幌市の母子世帯は、平成 27 年が 15,572 世帯(総世帯比 1.69%)で、前回調査の平成 22 年と 比較すると世帯数で 1,755 世帯、率で 0.27 ポイントの減となっており、父子世帯は、平成 27 年 が 1,316 世帯(総世帯比 0.14%)で、平成 22 年と比較すると世帯数で 284 世帯、率で 0.04 ポイントの減となっています。
- 全国の母子世帯は、平成 27 年が 754,724 世帯(総世帯比 1.42%)で、前回調査の平成 22 年と比較すると世帯数で 1,248 世帯、率で 0.04 ポイントの減となっており、父子世帯は、平成 27 年が84,003 世帯(総世帯比 0.16%)で、平成 22 年と比較すると世帯数で 4,686 世帯、率で 0.01 ポイントの減となっています。



│ 図 2-1 札幌市の離婚件数及び離婚率

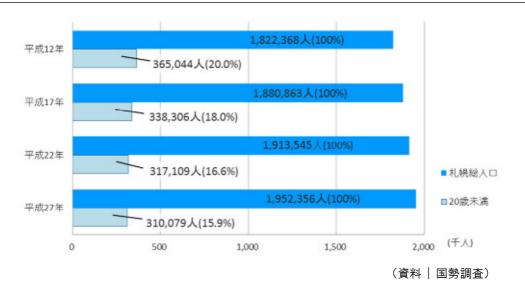
図2-2 全国の離婚件数及び離婚率



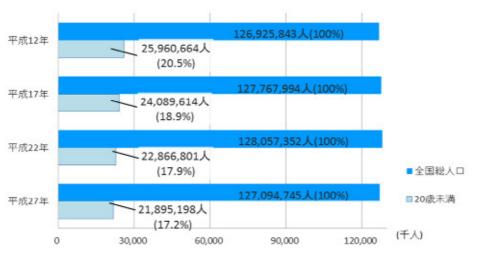
- 札幌市の離婚件数及び離婚率は、平成 13 年をピークに微減又は横ばいで推移していますが、平成 28 年では 4,096 件(総人口比 2.09‰)となっており、前計画策定時の平成 24 年と比較すると件数 で 459 件、率で 0.27 ポイントの減となっています。
- 全国の離婚件数及び離婚率は、平成 14 年をピークに微減又は横ばいで推移していますが、平成 28 年では 216,798 件(総人口比 1.73‰)となっており、前計画策定時の平成 24 年と比較すると件数で 18,608 件、率で 0.14 ポイントの減となっています。
- 例年、札幌市の離婚率は全国の離婚率を上回っており、平成 28 年では、札幌市が 2.09‰である のに対して、国は 1.73‰と、0.36 ポイントの差があります。

20 歳未満人口等

| 図3-1 札幌市の総人口と20歳未満人口



| 図3-2 全国の総人口と20歳未満人口

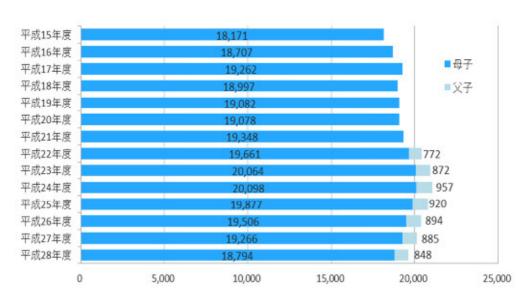


(資料 | 国勢調査)

- 札幌市の20歳未満人口は、平成27年が310,079人(総人口比15.9%)で、前回調査の平成22年と比較すると人数で7,030人、率で0.7ポイントの減となっています。
- 全国の 20 歳未満人口は、平成 27 年が 21,895,198 人(総人口比 17.2%)で、前回調査の平成 22 年と比較すると人数で 971,603 人、率で 0.7 ポイントの減となっています。
- 札幌市、全国とも減少傾向にありますが、平成12年からの比較を見ると減少傾向は札幌市により 顕著に表れています。

児童扶養手当受給者数

| 図4 札幌市の児童扶養手当受給者数



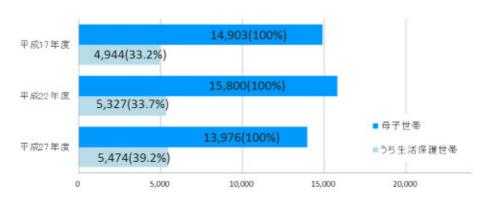
(資料 | 札幌市「児童扶養手当受給者数の年度別実績調べ」)

- ※ 児童扶養手当上の児童は、18歳に達する日以後最初の3月31日までにある者又は20歳未満で 政令で定める程度の障がいのある者
- ※ 母父のいずれにも養育されていない場合(祖父母に養育されている場合等)は、「母子」に含む。
- ※ 平成 22 年度から受給対象が父子にも拡大

- 児童扶養手当の受給者数は、母子世帯では、平成23年度に20,000件を超えましたが、平成24年度をピークに減少傾向に転じています。
- また、平成22年度から受給対象となった父子家庭についても、平成24年度をピークに減少傾向に転じています。
- なお、国勢調査における世帯数(図 2-1)と差が生じていますが、これは国勢調査が親と子のみからなる世帯を対象としているのに対して、児童扶養手当は祖父母等の親族と同居する場合も支給対象としていることによるものです。

| 生活保護受給者数

| 図5 札幌市の生活保護を受けている母子世帯の数



(資料 | 母子世帯「国勢調査」、生活保護世帯「札幌市生活保護統計月報(年度平均)」) ※ ここでの母子世帯は、母親と未婚の18歳未満の子のみからなる世帯

| 解説

- 生活保護を受けている母子世帯は、平成27年度は5,474世帯で母子世帯全体の39.2%となっています。
- 前回調査の平成22年度と比べると世帯数で147世帯、率で5.5ポイントの増となっており、世帯数、割合ともに増加しています(ただし、生活保護を受けている母子世帯の数自体は平成24年度の5,754世帯をピークに減少傾向に転じています)。

3

第3章 ひとり親家庭等の現状と課題

1 アンケート調査について

本計画の策定にあたり、札幌市におけるひとり親家庭等の生活全般の状況や意識について 把握するため、市内の母子家庭、父子家庭及び寡婦を対象に「ひとり親家庭等の生活と意識 に関するアンケート調査」を実施しました。

調査目的

札幌市のひとり親家庭等の生活と意識に関する現状を把握し、「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」の策定にかかる基礎データとする。

調査期間

平成 29 年 8 月 22 日 (火) ~平成 29 年 9 月 4 日 (月)

|調査対象世帯

札幌市内に居住するひとり親家庭等から無作為に抽出した 3,400 世帯 (母子家庭 2,500 世帯、父子家庭 500 世帯、寡婦 400 世帯)

|調査方法

郵送により実施

| 回答状況

	調査対象	回答数	回答率
母子家庭	2,500 人	874 人	35.0%
父子家庭	500 人	154 人	30.8%
	400 人	191 人	47.8%
計	3,400 人	1,219 人	35.9%

結果概要

		母子	世帯	父子	世帯
		札幌市	全国	札幌市	全国
1	世帯数	15,572 世帯 (17,327)	754,724 世帯 (755,972)	1,316 世帯 (1,600)	84,003 世帯 (88,689)
2	ひとり親に なった理由	離婚 89.1% (91.3) 未婚 9.2% (7.1) 死別 0.8% (1.3)	離婚 79.5% (80.8) 未婚 8.7% (7.8) 死別 8.0% (7.5)	離婚 89.6% (77.5) 未婚 0.6% (1.8) 死別 7.8% (19.5)	離婚 75.6% (74.3) 未婚 0.5% (1.2) 死別 19.0% (16.8)
3	就労状況	83.8% (80.3)	81.8% (80.6)	85.1% (83.4)	85.4% (91.3)
	内正規雇用	35.2% (36.2)	44.2% (39.4)	58.8% (54.6)	68.2% (67.2)
	内自営業	3.1% (2.8)	3.4% (2.6)	16.8% (19.1)	18.2% (15.6)
	内パート・ アルバイト	40.4% (46.3)	43.8% (47.4)	7.6% (14.9)	6.4% (8.0)
4	平均年間収入	300 万円未満の割合 71.3%(74.2)	平均収入 348 万円(291)	300 万円未満の割合 59.7%(53.2)	平均収入 573 万円(455)
5	平均年間就労 収入	200 万円未満の割合 62.8%(66.2)	平均収入 200 万円(181)	200 万円未満の割合 37.0%(34.4)	平均収入 398 万円(360)
6	親の年齢	20 歳台 7.4% 30 歳台 37.5% 40 歳台 44.1% 50 歳台 9.2%	20 歳台 7.8% 30 歳台 30.2% 40 歳台 48.0% 50 歳台 11.5%	20 歳台 1.9% 30 歳台 27.3% 40 歳台 46.8% 50 歳台 22.7%	20 歳台 3.2% 30 歳台 19.8% 40 歳台 44.0% 50 歳台 25.2%
7	世帯構成	本人と子 68.2% 本人と子と親 17.3%	本人と子 61.3% 本人と子と親 27.7%	· · · · · ·	本人と子 44.4% 本人と子と親 44.2%
8	子どもの数	1 人 53.3% 2 人 33.8% 3 人 10.4%	_	1 人 49.4% 2 人 33.1% 3 人 13.0%	_

^{※ 「1」}の数値は「平成27年度国勢調査」(()内は平成22年度)に基づく。

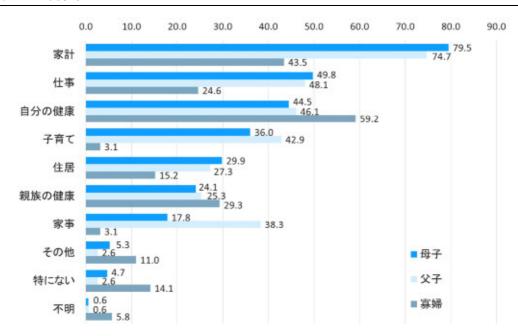
^{※ 「2」~「7」}における全国の数値は「平成 28 年度全国母子世帯等実態調査」(() 内は平成 23 年度) に基づく。

[※] 札幌市の数値のうち()内は前回調査(平成24年度)の結果。

2 ひとり親家庭等の現状と課題

生活への不安や悩みなど

| 図6 現在困っていること



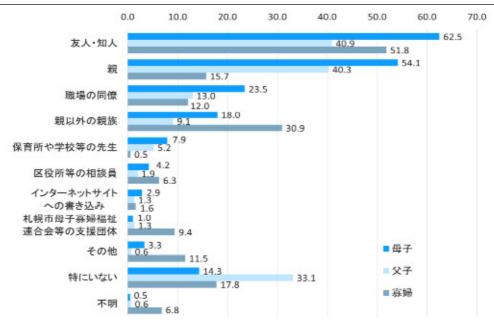
| 現状

- 現在困っていることについて、母子家庭及び父子家庭では、「家計」と回答した割合が最も高く、 次いで「仕事」となっています。
- 寡婦では、「自分の健康」と回答した割合が最も高く、次いで「家計」となっています。
- これらは、前回調査(平成24年度)と同じ順番になっています。

│ 前回調査比較(現在困っていることについて)

***************************************			0.71
		1 位	2位
母子家庭	H24 調査	家計 (76.8%)	仕事 (45.7%)
四十家庭	H29 調査	家計 (79.5%)	仕事 (49.8%)
父子家庭	H24 調査	家計 (65.2%)	仕事 (48.2%)
大于家庭	H29 調査	家計 (74.7%)	仕事 (48.1%)
實婦	H24 調査	自分の健康(60.5%)	家計 (39.5%)
梦 师	H29 調査	自分の健康(59.2%)	家計 (43.5%)

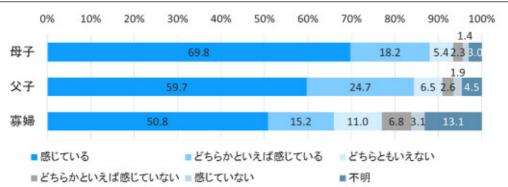
図7 困ったときや悩みの相談相手



1 現状

- 困ったときや悩みの相談相手について、母子家庭、父子家庭、寡婦とも「友人・知人」と回答した割合が最も高くなっています。
- 父子家庭では、「特にいない」と回答した割合が30%を超えています。
- 区役所の相談員などの公的機関を相談相手としている割合は、いずれも10%未満となっています。

図8-1 今後の生活への不安



| 現状

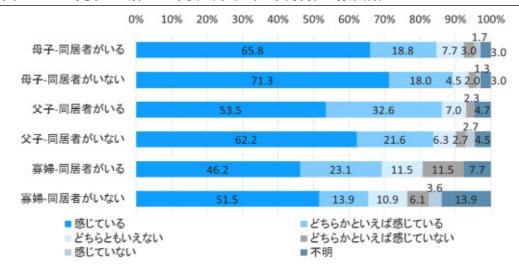
- 今後の生活への不安について、母子家庭の88.0%、父子家庭の84.4%、寡婦の66.0%が、「感じている」又は「どちらかといえば感じている」と回答しています。
- 「感じている」又は「どちらかといえば感じている」と回答した割合は、いずれも前回調査より低くなっています。

前回調査比較

(不安について「感じている」又は「どちらかといえば感じている」と答えた割合)

	H24 調査	H29 調査
母子家庭	94.0%	88.0%
父子家庭	91.2%	84.4%
寡婦	84.2%	66.0%

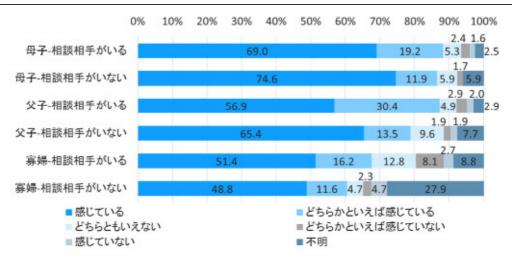
図8-2 今後の生活への不安(子以外の同居者の有無別)



1 現状

● 今後の生活への不安を「子以外の同居者の有無」別に見ると、同居者のいない人に「不安を感じている」と回答する割合が高い傾向にあります。

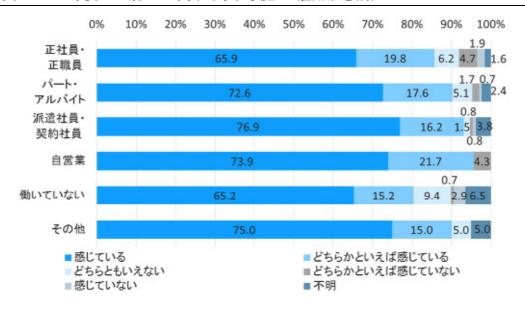
図8-3 今後の生活への不安(相談相手の有無別)



1 現状

● 今後の生活への不安を「相談相手の有無」別に見ると、相談相手のいない人に「不安を感じている」と回答する割合が高い傾向にあります。

図8-4 今後の生活への不安(母子家庭 - 雇用形態別)



| 現状

- 今後の生活への不安を母子家庭の雇用形態別に見ると、「正社員・正職員」と比較して、「パート・アルバイト」、「派遣社員・契約社員」は、「不安を感じている」と回答する割合が高い傾向にあります。
- また、図には掲載していませんが、父子家庭及び寡婦も同様の傾向となっています。

★ 生活への不安や悩みから見えた課題

- 雇用や身分の不安定さが今後の生活への不安に繋がっていることから、安定した職への 就労支援の取組を推進する必要があります(図 8-4)。
- 現在困っていることについて、家計や仕事の割合が高いことから、就労支援のほか、各種手当や貸付金などによる経済的な支援を行う必要があります(図 6)。
- 同居者のいない人、相談相手のいない人に不安を感じる割合が高いことから、気軽に相談できる体制を充実させる必要があります(図 8-2、図 8-3)。
- 父子家庭が現在困っていることでは、子育てや家事といった男性ならではの特徴が見られることから、父子家庭が気軽に相談できる体制を充実させる必要があります(図 6)。
- 困ったときや悩みの相談相手がいない割合が高い一方で、区役所の相談員や札幌市母子 寡婦福祉連合会(ひとり親家庭支援センター)などの公的機関が相談相手になっている 割合が低いことから、相談窓口の認知度を高める必要があります(図7)。
- 寡婦が現在困っていることでは、健康に関することが上位にあることから、日常生活への支援や相談体制を充実させる必要があります(図 6)。

| 子の就学・就労の状況

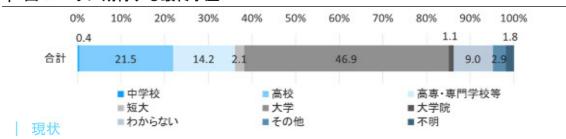
│ 図 9 就学・就労状況(18~19歳世代)



現状

大学の1、2年生に当たる18~19歳の就学・就労状況では、「就労」と回答した割合が最も高く、 次いで「大学」、「高専・専門学校等」となっています。

| 図 10 子に期待する最終学歴



● 子に期待する最終学歴では、「大学」と回答した割合が最も高く、次いで「高校」、「高専・専門学校等」となっています。

│ 参考(平成 29 年度学校基本調査)

● 平成29年度学校基本調査の結果では、一般世帯の進学割合は、大学が49.6%、短大が5.2%となっています。

図 11 学習塾や家庭教師の利用(小5、中2、高2)



(資料 | 平成 28 年度札幌市子ども・若者生活実態調査) ※「札幌市子どもの貧困対策計画」より抜粋

1 現状

● 学習塾や家庭教師の利用について、ひとり親家庭は、全体と比較して、利用割合が低い傾向にあります。

✔ 子の就学・就労の状況から見えた課題

- 大学進学を期待する割合や一般世帯の大学進学率に対し、ひとり親家庭の 18~19 歳世 代の大学進学割合は低く、期待と現実に乖離が生じています(図9、図10)。
- ▶ ひとり親家庭は、学習塾や家庭教師を利用している割合が低いことから、金銭的な事情 で進学を諦めることや、学校の勉強についていけなくなることがないよう、貸付金や学 習支援などによる進学のための支援が必要となります(図 11)。
- ▶ 進学にあたっては、経済的な支援だけではなく、子どもの成長段階に応じた、しつけや 学習支援、非行へのフォローなどが重要です(検討協議会意見)。
- 子ども自身が将来を見据えて進路を考えることができるよう、身近なモデルとなる大学 生などと接する機会を創出する必要があります(検討協議会意見)。

| 子に関すること

| 図12 子どもの日中の過ごし方

	1 位		2	2 位		3 位	
·· 就学前	保育施設	(69.4%)	 幼稚園	(14.5%)	自宅	(12.4%)	
· 小学校低学年	児童会館・ 児童クラブ	(55.5%)	自宅	(28.9%)	祖父母宅	(6.6%)	
小学校高学年	自宅	(67.3%)	児童会館・ 児童クラブ	(14.5%)	祖父母宅	(5.9%)	
中学生	自宅	(60.4%)	部活動	(29.9%)	習い事・塾	(3.0%)	
 高校生	自宅	(53.1%)	 部活動	(31.9%)	習い事・塾	(2.1%)	

現状

● 子どもの日中の過ごし方について、就学前では「保育施設」、小学校低学年では「児童会館・児童クラブ」、小学校高学年から高校生までは「自宅」と回答した割合が最も高くなっています。

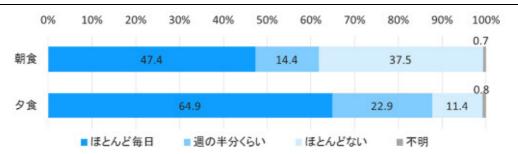
| 図 13 子どもに関する悩み

		 1 位		2 位		<u></u>
就学前	しつけ	(40.7%)	発達・健康	(30.4%)	特にない	(29.9%)
小学校低学年	しつけ	(42.0%)	教育・進路	(41.6%)	交友関係	(29.8%)
小学校高学年	教育・進路	(61.0%)	しつけ	(39.0%)	発達・健康	(28.7%)
中学生	教育・進路	(80.3%)	しつけ	(27.5%)	学校での 生活	(23.0%)
高校生	教育・進路	(76.2%)	就職	(25.3%)	発達・健康	(18.8%)

| 現状

● 子どもに関する悩みについて、就学前、小学校低学年では「しつけ」、小学校高学年から高校生までは「教育・進路」と回答した割合が最も高くなっています。

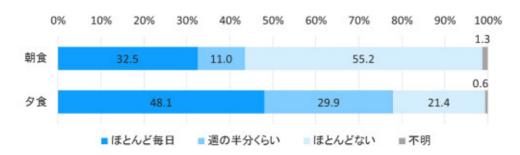
図 14-1 親子での食事の状況(母子家庭)



1 現状

● 母子家庭の親子での食事の状況について、食事を一緒にとることが「ほとんどない」と回答した割合は、朝食で 37.5%、夕食で 11.4%となっています。

| 図 14-2 親子での食事の状況(父子家庭)



| 現状

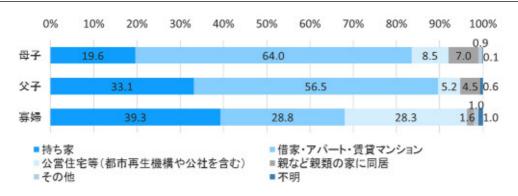
● 父子家庭の親子での食事の状況について、食事を一緒にとることが「ほとんどない」と回答した割合は、朝食で55.2%、夕食で21.4%となっています。

✔ 子に関することから見えた課題

- 就学前では、保育所等の保育施設を利用している割合が高いことから、就労による自立を支援するためにも、安心して子どもを預けられる場所の確保等保育サービスの環境を整えていく必要があります(図 12)。
- 小学生では、児童会館や放課後児童クラブを利用している割合が高く、また、学年が進むにつれて、自宅で過ごす割合が増える傾向にあるため、ニーズを的確に把握した放課後の居場所づくりを推進する必要があります(図 12)。
- 子どもの居場所はただ安全に過ごすだけではなく、年齢に応じた必要な経験を社会の中で提供していく場所であることが求められます(検討協議会意見)。
- → 小学校高学年からは、教育や進路に関する悩みの割合が増えていることから、学習支援 や進路相談の取組を充実させる必要があります(図 13)。
- 一定の傾向はあるものの、悩みの種類は多様であることから、幅広い悩みや相談に対応できる窓口や専門の窓口に繋ぐ体制を充実させる必要があります(図 13)。
- 特に父子家庭において、親子が一緒に食事をとる割合が低いことから、仕事と子育ての両立(ワーク・ライフ・バランス)を推進する必要があります(図 14-1、図 14-2)。
- ひとり親家庭の親には、日曜日や祝日に仕事をしている人が一定割合いることから、休日に安心して子どもを預けられる場所の確保が必要となります(検討協議会意見)。

| 住居の状況

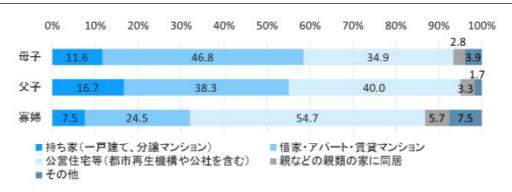
│ 図 15-1 現在の住まいの種類



1 現状

- 現在の住まいの種類について、母子家庭及び父子家庭では、「借家・アパート・賃貸マンション」 と回答した割合が最も高く、次いで「持ち家」となっています。
- 寡婦では、「持ち家」と回答した割合が最も高く、次いで「借家・アパート・賃貸マンション」となっています。

図 15-2 希望する住まいの種類



│ 現状

- 希望する住まいの種類について、母子家庭では、「借家・アパート・賃貸マンション」と回答した割合が最も高く、次いで「公営住宅等」となっています。
- 父子家庭及び寡婦では、「公営住宅等」と回答した割合が最も高く、次いで「借家・アパート・ 賃貸マンション」となっています。

→ 参考(平成 26 年国勢調査)

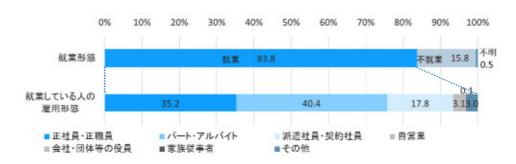
平成27年国勢調査の結果では、全世帯における住まいの種類は、持ち家が48.6%、民間借家が43.3%、公営住宅等が4.0%となっています。

✔ 住居の状況から見えた課題

- 収入や住居等に課題を抱えている世帯には、生活の場が確保されたうえで自立への支援 が行われる母子生活支援施設が有効であることから、母子生活支援施設の利用を促進す る必要があります (検討協議会意見)。
- 母子生活支援施設には、住居や就労といった経済的なもののほか、しつけや心理的課題、 DV 被害など、困難な事情を抱える世帯の入所が多いことから、自立支援の取組の底上 げを図る必要があります(検討協議会意見)。
- 公営住宅等を希望する割合に対して、実際に公営住宅等を住まいとしている割合が低い ことから、公営住宅への入所の優遇制度が有効となっています(図 15-1、図 15-2)。
- 空き家の有効利用や子育て世代と高齢者世帯の共同住宅など、新しい形の住居の在り方 の検討も求められます(検討協議会意見)。

雇用状況

│ 図 16-1 雇用形態(母子家庭)



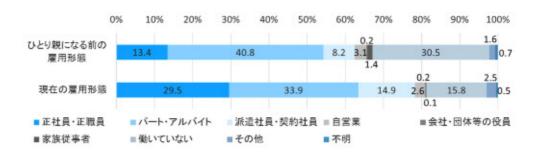
1 現状

- 母子家庭の現在の雇用形態について、就業していると回答した割合は 83.8%となっていますが、 そのうち「正社員・正職員」と回答した割合は 35.2%となっています。
- 就業している人の雇用形態では、「パート・アルバイト」と回答した割合が最も高く、次いで「正社員・正職員」、「派遣社員・契約社員」となっています。

前回調査比較(母子家庭の雇用形態)

	就業	 正社員 正職員	パート・ アルバイト	 派遣社員 契約社員	自営業
H24 調査	80.3%	36.2%	46.3%	6.2%	2.8%
H29 調査	83.8%	35.2%	40.4%	17.8%	3.1%

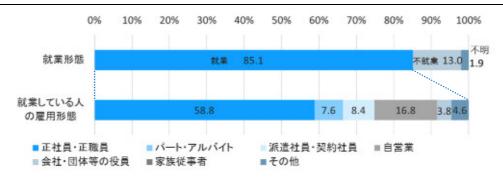
図 16-2 雇用形態 (母子家庭 - ひとり親家庭になる前後比較)



| 現状

● ひとり親家庭になる前と後との雇用形態について、母子家庭では、ひとり親家庭になった後に、「正社員・正職員」の割合が13.4%から29.5%に増加し、「働いていない」の割合が30.5%から15.8%に減少しています。

図 16-3 雇用形態(父子家庭)



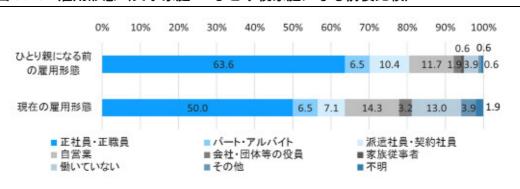
1 現状

- 父子家庭の現在の雇用形態について、就業していると回答した割合は 85.1%となっていますが、 そのうち「正社員・正職員」と回答した割合は 58.8%となっています。
- 就業している人の雇用形態では、「正社員・正職員」と回答した割合が最も高く、次いで「自営業」、「派遣社員・契約社員」となっています。

| 前回調査比較(父子家庭の雇用形態)

	就業	 正社員 正職員	パート・ アルバイト	 派遣社員 契約社員	自営業
H24 調査	83.4%	54.6%	14.9%	3.5%	19.1%
 H29 調査	85.1%	58.8%	7.6%	8.4%	16.8%

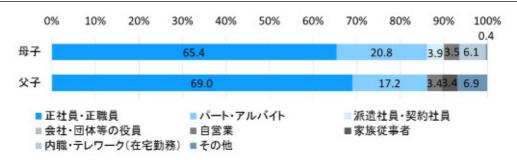
図 16-4 雇用形態 (父子家庭 - ひとり親家庭になる前後比較)



現状

● ひとり親家庭になる前と後との雇用形態について、父子家庭では、ひとり親家庭になった後に、「正社員・正職員」の割合が63.6%から50.0%に減少し、「働いていない」の割合が3.9%から13.0%に増加しています。

図 17 希望する雇用形態



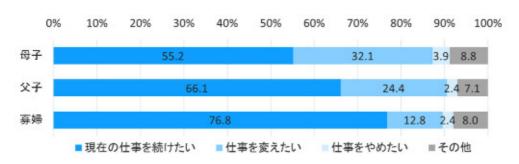
1 現状

● 希望する雇用形態について、母子家庭、父子家庭とも「正社員・正職員」と回答した割合が最も 高く、次いで「パート・アルバイト」となっています。

→ 参考 (平成 28 年厚生労働省労働力調査)

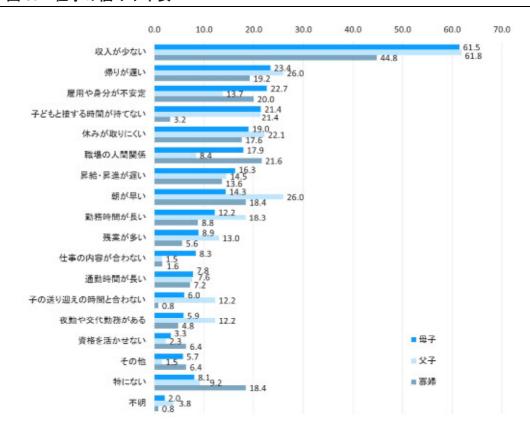
平成28年厚生労働省労働力調査の結果では、就業している人のうち、正規雇用の割合が62.5%、 非正規雇用の割合が37.5%となっています。

図 18 転職等の希望



| 現状

転職等の希望について、「仕事を変えたい」と回答した割合は、母子家庭で32.1%、父子家庭で24.4%、寡婦で12.8%となっています。



1 現状

- 仕事の悩みや不安では、母子家庭、父子家庭、寡婦とも「収入が少ない」と回答した割合が最も高くなっています。
- 母子家庭は、父子家庭と比較して、「雇用や身分が不安定」と回答した割合が高くなっています。
- 父子家庭は、「朝が早い」、「帰りが遅い」、「勤務時間が長い」などの時間的な悩みの割合が高くなっています。
- 母子家庭、父子家庭とも「子どもと接する時間が持てない」と回答した割合が高くなっています。

図 20-1 資格保有数別の雇用形態(母子家庭)

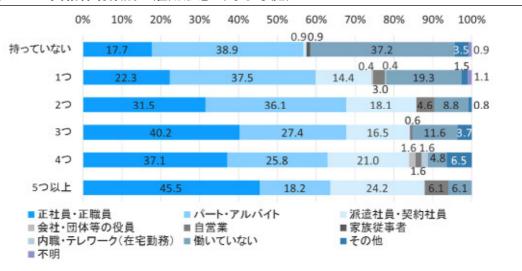


図 20-2 資格保有数別の雇用形態(父子家庭)

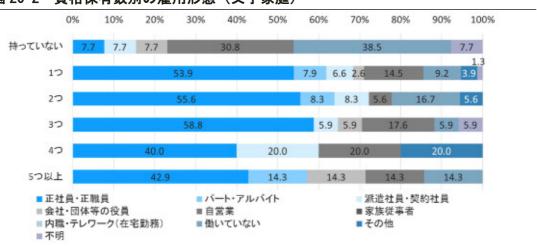
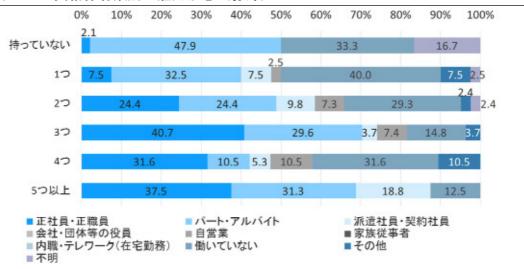


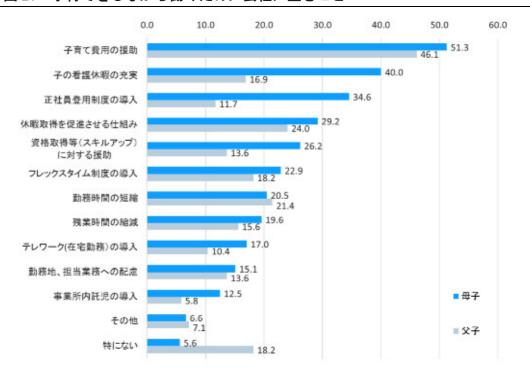
図 20-3 資格保有数別の雇用形態(寡婦)



| 現状

- 資格保有数別の雇用形態について、母子家庭、父子家庭、寡婦とも「資格を持っていない人」と 比較して、「資格を持っている人」は「正社員・正職員」と回答した割合が高くなっています。
- ●特に、母子家庭及び寡婦は、資格保有数が多いほど、「正社員・正職員」の割合が高くなる傾向 にあります。

図 21 子育てをしながら働くために会社に望むこと



| 現状

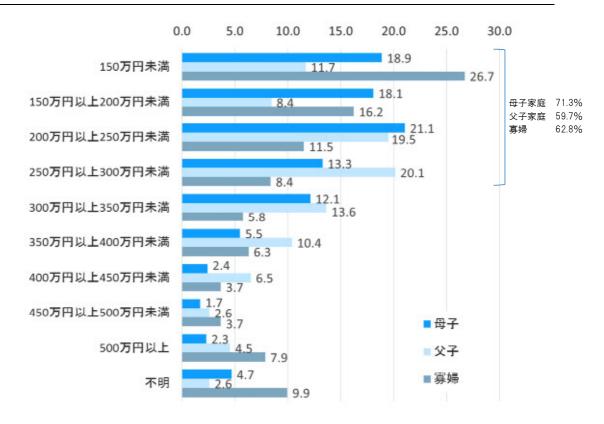
- 子育てをしながら働くために会社に望むことについて、母子家庭では、「子育て費用の援助」と回答した割合が最も高く、次いで「子の看護休暇の充実」、「正社員登用制度の導入」となっています。
- 父子家庭では、「子育て費用の援助」と回答した割合が最も高く、次いで「休暇取得を促進させる仕組み」、「勤務時間の短縮」となっています。

▶ 雇用状況から見えた課題

- ▶母子家庭では、前回調査より就業している割合が増えているものの、正社員・正職員の 割合がやや減少しており、前回同様30%台に留まっています(図16-1)。
- ▶母子家庭は、ひとり親家庭になったことにより、家計を支えるため、就業割合とりわけ 正社員・正職員の割合が増加しています(図 16-2)。
- 母子家庭の仕事の悩みや不安では、「収入が少ない」、「帰りが遅い」に次いで「雇用や 身分が不安定」と回答した割合が高いことから、就労を軸にした自立を目指すためにも、 安定した職への就労支援の取組を推進する必要があります(図19)。
- 父子家庭は、ひとり親家庭になったことにより、子育てのための時間を確保するため、 就業割合とりわけ正社員・正職員の割合が減少しています(図 16-4)。
- ▶父子家庭の仕事の悩みや不安では、勤務時間に関する悩みを抱えている割合が高く、こ のことが、親子が一緒に食事をとることができないことにも繋がっています(図 14-1、 図 14-2、図 19)。
- 会社に望むこととして、母子家庭では、「子の看護休暇の充実」、父子家庭では、「休暇 取得を促進させる仕組み」と回答した割合が高くなっていることから、会社の理解が進 み、望まない転職をすることがないよう、仕事と子育ての両立(ワーク・ライフ・バラ ンス)を推進する必要があります(図21)。
- ▶雇用や身分が安定している正社員・正職員による雇用で、かつ、子育てのための時間が 確保できるような働き方の改革が求められます(検討協議会意見)。
- ▶転職等の希望について、「仕事を変えたい」と回答した割合が一定割合いることから、 就業に関する相談体制の充実や就業機会を創出する取組が必要となります(図 18)。
- ▶「資格を持っている人」と比較して、「資格を持っていない人」の正社員・正職員の割 合が極めて低く、特に母子家庭及び寡婦においては、資格の数が多いほど、正社員・ 正職員の割合が高くなる傾向にあることから、希望する資格と就職に有利な資格を精 査し、より効果的な資格取得や技能習得のための支援を推進する必要があります(図 20-1~図 20-3)。
- □「預けるところがないから働けない」という状況を作らないよう、日曜・祝日を含め、 安心して子どもを預けられる場所の確保が必要となります(検討協議会意見)。

| 収入等の状況

│ 図 22-1 世帯の年間総収入

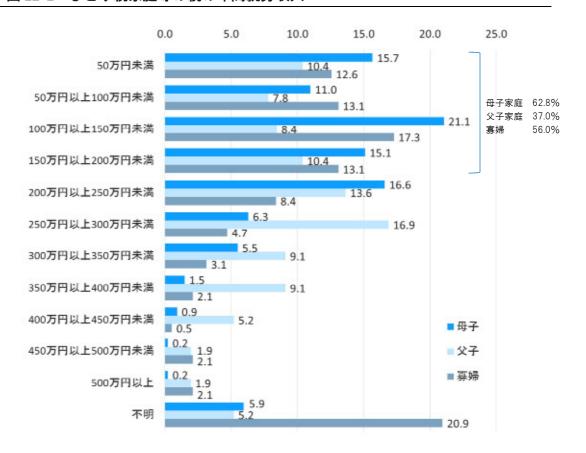


| 現状

- 児童扶養手当や生活保護費などを含む世帯の年間総収入について、母子家庭では、「300万円未満」と回答した割合が 71.3%となっています。
- 父子家庭では、「300万円未満」と回答した割合が59.7%となっています。
- 寡婦では、「300万円未満」と回答した割合が62.8%となっています。

| 前回調査比較(年間総収入が300万円未満の世帯)

	 母子家庭	 父子家庭	 寡婦
H24 調査	74.2%	53.2%	69.1%
H29 調査	71.3%	59.7%	62.8%



1 現状

- ひとり親家庭等の親の年間就労収入について、母子家庭では、「200万円未満」と回答した割合が62.8%となっています。
- 父子家庭では、「200万円未満」と回答した割合が37.0%となっています。
- 寡婦では、「200万円未満」と回答した割合が56.0%となっています。

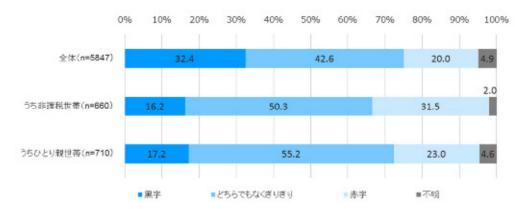
| 前回調査比較(ひとり親家庭の親の年間就労収入が200万円未満の世帯)

	母子家庭		 寡婦
H24 調査	66.2%	34.4%	50.0%
H29 調査	62.8%	37.0%	56.0%

参考(平成27年厚生労働省毎月勤労統計調査)

平成27年厚生労働省毎月勤労統計調査では、札幌市の年間平均賃金は、男性が538万円、女性が298万円となっています。

| 図 23 家計の状況

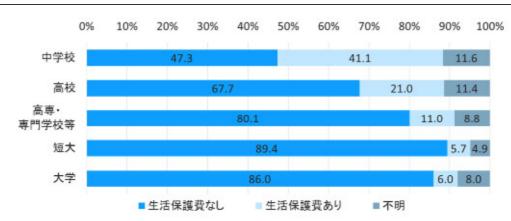


(資料 | 平成 28 年度札幌市子ども・若者生活実態調査) ※「札幌市子どもの貧困対策計画」より抜粋

| 現状

● 家計の状況について、「赤字」又は「どちらでもなくぎりぎり」と回答した割合は、ひとり親家 庭は、全体と比較して、高い傾向にあります。

図 24 主な収入に生活保護費を含んでいる世帯の割合(母子家庭 - 最終学歴別)



│ 現状

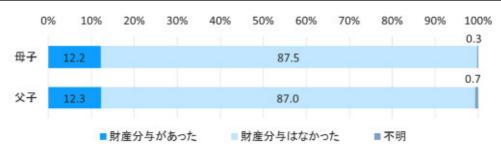
● 主な収入を3つまで選択する中に生活保護費を含んでいる割合について、最終学歴が中学校と回答した方の割合は41.1%であったのに対し、大学の方の割合は6.0%となっています。

収入等の状況から見えた課題

- 世帯の年間総収入が「300 万円未満」と回答した割合、年間就労収入が「200 万円未満」 と回答した割合ともに、母子家庭及び寡婦は前回調査より減少していますが、父子家庭 では増加しています(図 22-1、図 22-2)。
- ひとり親家庭等全体では、依然として収入が低いことから、安定した職への就労支援の ほか、各種手当や貸付金などによる経済的な支援を行う必要があります(図 22-1、図 22-2、図 23)。
- 最終学歴が上がるにつれ、生活保護を受けている割合が減少する傾向にあり、中でも最 終学歴が中学校の人は生活保護を受給している割合が極めて高いことから、親に対し て、高卒認定や資格取得のための支援を推進する必要があるとともに、子に対しても、 学習支援や貸付金などによる進学のための支援を推進する必要があります(図 24)。
- 札幌市の母子家庭は、生活保護を受けている割合が非常に高いため、生活保護を受けて いる家庭の子が連鎖的に生活保護を受けることにならないよう、学習面を含めたサポー トが必要となります(図5、検討協議会意見)。

| 養育費等の状況

| 図 25 財産分与の状況



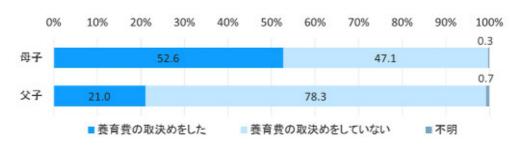
現状

● 財産分与の状況について、財産分与があったと回答した割合は、母子家庭で12.2%、父子家庭で12.3%となっています。

| 前回調査比較(財産分与の状況について)

		 財産分与があった	 財産分与がなかった
母子家庭	 H24 調査	9.6%	89.8%
母于豕庭 """""	H29 調査	12.2%	87.5%
	 H24 調査	4.6%	95.4%
父子家庭	H29 調査	12.3%	87.0%

| 図 26-1 養育費の取決状況



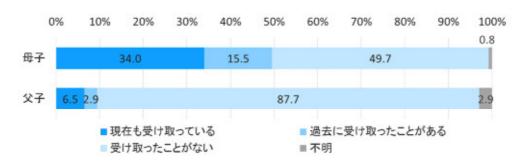
| 現状

● 養育費の取決状況について、「取決めがあった」と回答した割合は、母子家庭で 52.6%、父子家庭で 21.0%となっています。

| 前回調査比較(養育費の取決状況について)

		 取決めをした	 取決めをしなかった
母子家庭	H24 調査	47.9%	51.1%
母于多姓	H29 調査	52.6%	47.1%
父子家庭	H24 調査	17.6%	81.7%
	H29 調査	21.0%	78.3%

図 26-2 養育費の受取状況



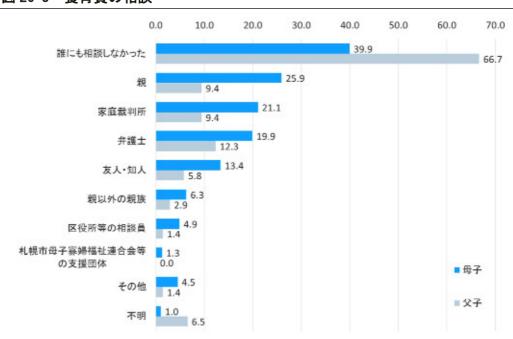
| 現状

● 養育費の受取状況について、「現在も受け取っている」と回答した割合は、母子家庭で 34.0%、 父子家庭で 6.5%となっています。

| 前回調査比較(養育費の受取状況について)

		現在も受け取っている	受け取ったことがある	受け取ったことがない
母子家庭	H24 調査	25.6%	16.5%	51.7%
	H29 調査	34.0%	15.5%	49.7%
·	H24 調査	3.1%	3.8%	87.8%
义士家庭	H29 調査	6.5%	2.9%	87.7%

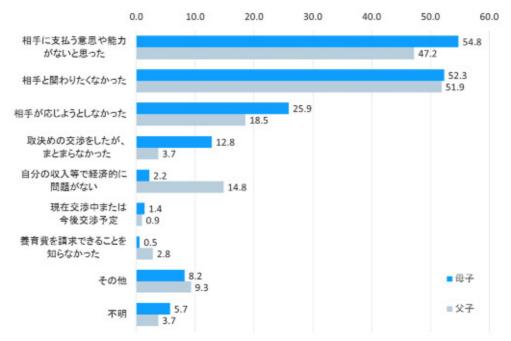
図 26-3 養育費の相談



1 現状

- 養育費の相談について、母子家庭、父子家庭とも「誰にも相談しなかった」と回答した割合が最も高くなっています。
- 区役所の相談員などの公的機関で相談している割合は、いずれも 10%未満となっています。

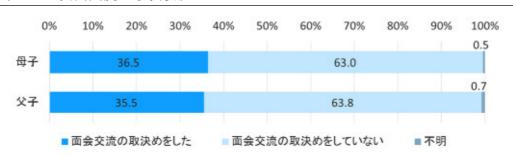
図 26-4 養育費の取決めをしていない理由



| 現状

- 養育費の取決めをしていない理由について、母子家庭では、「相手に支払う意思や能力がないと 思った」と回答した割合が最も高く、次いで「相手と関わりたくなかった」となっています。
- 父子家庭では、「相手と関わりたくなかった」と回答した割合が最も高く、次いで「相手に支払う意思や能力がないと思った」となっています。

図 27-1 面会交流の取決状況



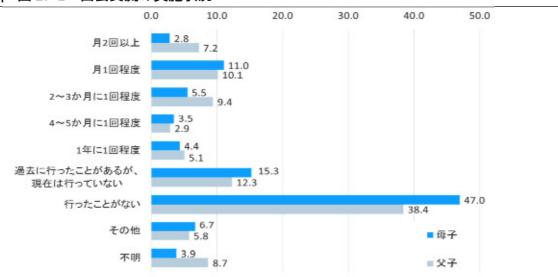
1 現状

● 面会交流の取決状況について、「取決めがあった」と回答した割合は、母子家庭で 36.5%、父子 家庭で 35.5%となっています。

前回調査比較(面会交流の取決状況について)

***************************************		取決めをした	取決めをしなかった
母子家庭	H24 調査	24.3%	74.0%
学 于豕庭	H29 調査	36.5%	63.0%
· 父子家庭	H24 調査	23.7%	72.5%
义士家庭 ******	H29 調査	35.5%	63.8%

図 27-2 面会交流の実施状況



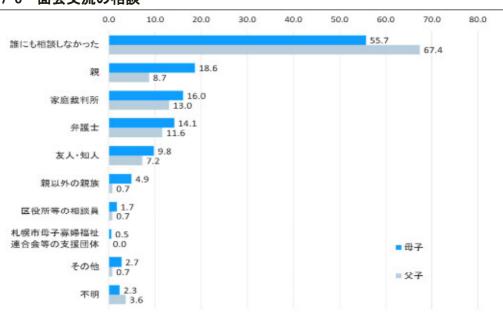
│ 現状

● 面会交流の実施状況について、母子家庭、父子家庭とも「行ったことがない」と回答した割合が 最も高く、次いで「過去に行ったことがあるが現在は行っていない」となっています。

| 前回調査比較(面会交流の実施状況について)

		過去に行ったことがあるが 現在は行っていない	行ったことがない
母子家庭	H24 調査	18.0%	39.4%
	H29 調査	15.3%	47.0%
·	H24 調査	13.7%	40.5%
义士家庭 ******	H29 調査	12.3%	38.4%

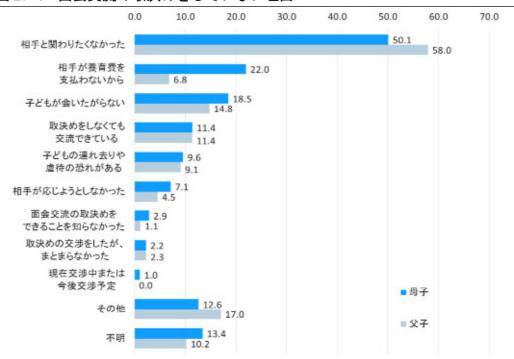
| 図 27-3 面会交流の相談



1 現状

- 面会交流の相談について、母子家庭、父子家庭とも「誰にも相談しなかった」と回答した割合が 最も高くなっています。
- 区役所の相談員などの公的機関で相談している割合は、いずれも 10%未満となっています。

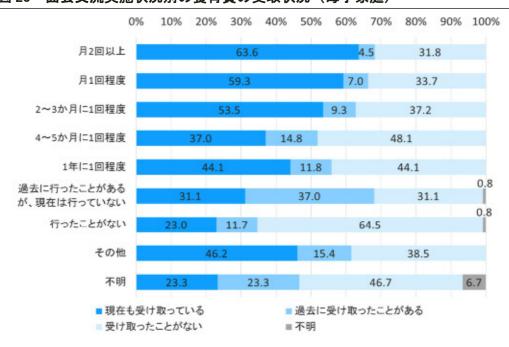
図 27-4 面会交流の取決めをしていない理由



見現状

- 面会交流の取決めをしていない理由について、母子家庭では、「相手と関わりたくなかった」と 回答した割合が最も高く、次いで「相手が養育費を支払わないから」、「子どもが会いたがらない」 となっています。
- 父子家庭では、「相手と関わりたくなかった」と回答した割合が最も高く、次いで「子どもが会いたがらない」、「取決めをしなくても交流できている」となっています。

図 28 面会交流実施状況別の養育費の受取状況(母子家庭)



1 現状

●養育費の受取状況を面会交流の実施状況別に見ると、面会交流の実施頻度が高いほど、養育費を 受け取っている割合が高くなる傾向にあります。

▼ 養育費等から見えた課題

- ■「財産分与があった」と回答した人の割合は前回調査よりも増加しているが、母子家庭、 父子家庭とも 10%台となっていることから、離婚後まもなくの生活の安定を図るため にも、相談窓口の周知や離婚前後の相談体制の充実などが必要となります(図 25)。
- 養育費と面会交流の取決状況は、前回調査よりも改善が見られるものの、依然として低 いことから、離婚後の生活の安定を図るためにも、相談窓口の周知や離婚前後の相談体 制の充実、養育費や面会交流に対する意識向上の啓発が必要となります(図 26-1、図 $27-1)_{\circ}$
- 養育費の受取状況についても改善が見られるが、取決めに対して受取りの割合が低いた め、相談体制の充実や周知が必要となります(図 26-1、図 26-2)。
- 養育費及び面会交流の相談について、母子家庭、父子家庭とも「誰にも相談しなかった」 と回答した割合が極めて高く、一方で、区役所の相談員などの公的機関が相談相手にな っている割合が低いことから、相談窓口の周知が必要となります(図 26-3、図 27-3)。
- 養育費及び面会交流の「取決めをしていない理由」について、母子家庭、父子家庭とも 「相手と関わりたくなかった」と回答した割合が 50%を超えていることから、離婚の 理由・事情が複雑化していることがうかがえます(図 26-4、図 27-4)。
- ▶面会交流の実現頻度が高いほど、養育費を受け取っている割合が高くなる傾向にあるこ とから、面会交流を行うことができる良好な関係の構築が求められます(図 28)。
- 「面会交流の取決めをしていない理由」に「子どもの連れ去りや虐待の恐れがある」、 「子どもが会いたがらない」と回答した割合も一定割合いることから、面会交流への支 援については、慎重に行う必要があります(図 27-4)。

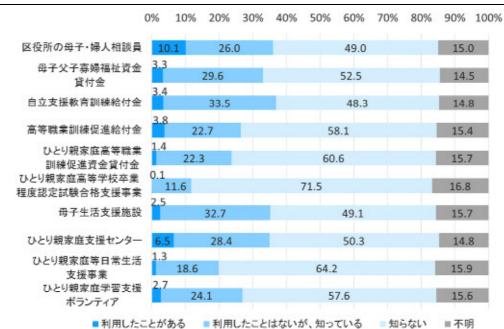


図 29-1 支援制度の利用率・認知度(母子家庭)

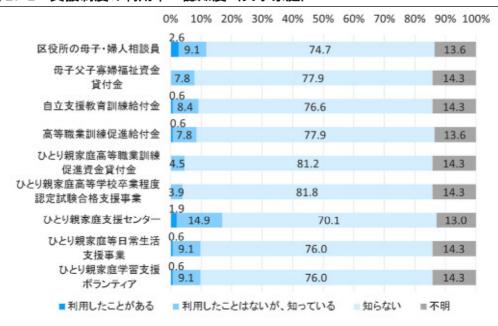
| 現状

- 支援制度の認知度について、母子家庭では、全ての事業において、「知らない」と回答した割合が「利用したことがある」又は「利用したことはないが知っている」と回答した割合を上回っています。
- 「自立支援教育訓練給付金」を除く全ての事業において、前回調査よりも「知らない」と回答した割合が増えています。
- 前回調査よりも「利用したことがある」と回答した割合が増えている事業は、「高等職業訓練促進給付金」のみとなっています。

前回調査比較(支援制度の利用率・認知度(母子家庭))

		利用したことが ある	利用したことはない が、知っている	知らない
区役所の	H24 調査	15.8%	27.6%	40.0%
母子・婦人相談員	H29 調査	10.1%	26.0%	49.0%
 母子・父子・寡婦	H24 調査	4.5%	33.2%	46.6%
福祉資金貸付金	H29 調査	3.3%	29.6%	52.5%
 自立支援教育	H24 調査	2.6%	29.3%	52.4%
訓練給付金	H29 調査	3.4%	33.5%	48.3%
 高等職業訓練	H24 調査	3.4%	35.0%	46.6%
促進給付金	H29 調査	3.8%	22.7%	58.1%
 ひとり親家庭	H24 調査	14.2%	30.6%	40.1%
支援センター	H29 調査	6.5%	28.4%	50.3%
 ひとり親家庭等	H24 調査	2.0%	28.3%	53.7%
日常生活支援事業	H29 調査	1.3%	18.6%	64.2%

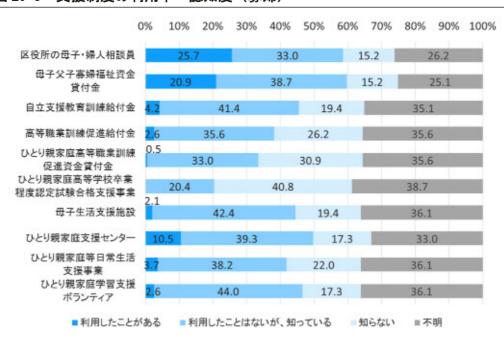
図 29-2 支援制度の利用率・認知度(父子家庭)



見現状

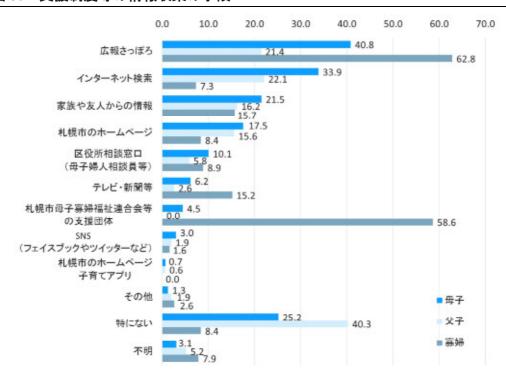
● 支援制度の認知度について、父子家庭では、全ての事業において、「知らない」と回答した割合が7割を超えています。

図 29-3 支援制度の利用率・認知度(寡婦)



現状

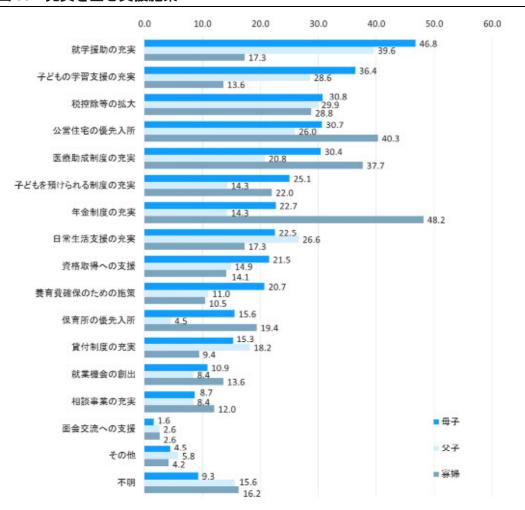
● 支援制度の認知度について、寡婦は、母子家庭及び父子家庭と比較して、「知らない」と回答した割合が低い傾向にあります。



1 現状

- 支援制度等の情報収集の手段について、母子家庭では、「広報さっぽろ」と回答した割合が最も 高く、次いで「インターネット検索」、「特にない」となっています。
- 父子家庭では、「特にない」と回答した割合が最も高く、次いで「インターネット検索」、「広報さっぽろ」となっています。
- 寡婦では、「広報さっぽろ」と回答した割合が最も高く、次いで「札幌市母子寡婦福祉連合会等の支援団体」となっています。

図 31 充実を望む支援施策



| 現状

- 充実を望む支援施策について、母子家庭では、「就学援助の充実」と回答した割合が最も高く、次いで「子どもの学習支援の充実」、「税控除等の拡大」となっています。
- 父子家庭では、「就学援助の充実」と回答した割合が最も高く、次いで「税控除等の拡大」、「子 どもの学習支援の充実」となっている。
- 寡婦では、「年金制度の充実」と回答した割合が最も高く、次いで「公営住宅の優先入所」、「医療助成制度の充実」となっている。

▼ 支援制度等から見えた課題

- 支援制度の認知度では、多くの事業において、前回調査よりも「知らない」と回答した割合が増えていることから、制度の周知を図る取組が急務となっています(図 29-1~図 29-3)。
- ひとり親家庭の親はダブルワーク、トリプルワークと仕事を掛け持ちしている方も多く、 情報に接触する機会が少ないことも認知度が低い理由として挙げられます(検討協議会 意見)。
- 情報収集の手段では、「特にない」と回答した割合が一定割合あり、特に、父子家庭では 40%を超えていることから、情報を得やすく、必要としている方に確実に届くような広報を行う必要があります(図 29-1~図 29-3、図 30)。
- 充実を望む支援施策では、母子家庭及び父子家庭は、「就学援助の充実」や「子どもの学習支援の充実」を望む割合が高く、寡婦では、「年金制度の充実」や「医療助成制度の拡充」を望む割合が高くなっています(図31)。
- 相談する人がたらい回しにされないよう、離婚届を提出した方がそのまま情報を入手でき、相談ができる仕組みが求められます(検討協議会意見)。

4

第4章 前計画の実施状況

1 前計画の概要

前計画である(第3次)札幌市ひとり親家庭等自立促進計画(平成25年度~平成29年度)では、「ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの健やかな成長」を基本理念に、「子育て・生活支援の充実」、「就業支援の充実」、「養育費確保の推進」、「経済的支援の推進」の4つの基本目標を定め、ひとり親家庭等を巡る様々な状況や、国の基本方針などを踏まえ、ひとり親家庭の子どもへの学習支援や支援対象の父子家庭への拡大など、新たな施策を加えながら、ひとり親家庭等への支援の充実に取り組んできました。

また、同計画は札幌市のまちづくりの総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン(平成25年度~平成34年度)」の個別計画と位置付けられ、その中期実施計画である「第3次札幌新まちづくり計画(平成23年度~平成26年度)」や「アクションプラン2015(平成27年度~平成31年度)」、関連する計画である「さっぽろ子ども未来プラン(後期計画)(平成22年度~平成26年度)」や「新・さっぽろ子ども未来プラン(平成27年度~平成31年度)」において、具体的な目標が設定されている施策については、その達成に向けて取組を進めてきました。

2 各基本目標の主な成果

前計画の計画期間のうち、平成 25 年度~平成 28 年度に実施した施策の主な成果は次のとおりです。資料 6 「前計画の施策の実施状況」に全ての事業の実施状況を掲載しています。

▲本目標1 子育て・生活支援の充実

区保育・子育て支援センターの拡充

ひとり親家庭を含む全ての子育て家庭に対する子育て支援の充実を図るため、保育機能に加え、 親子の交流の場である常設の子育てサロン、子育て相談等の様々な子育て支援機能を持つ区保育・ 子育て支援センター(ちあふる)を設置。

(整備実績)

平成 26 年度 7 か所

平成27年度 8か所(平成27年4月に南区に開設)

平成 28 年度 8 か所(9 か所目(厚別区)の設置に向け、平成 28~29 年度に基本設計、実施設計を実施)

● 保育サービスの充実

保護者の就労形態の多様化等に対応するため、時間外保育、一時保育、病後児保育、休日保育、 家庭的保育及び小規模保育を推進。

(実績)

平成 25 年度 時間外保育 216 施設、一時保育 139 施設、病後児保育 4 か所、休日保育 5 施設 平成 26 年度 時間外保育 233 施設、一時保育 161 施設、病後児保育 5 か所、休日保育 5 施設 平成 27 年度 時間外保育 265 施設、一時保育 170 施設、病後児保育 5 か所、休日保育 5 施設 平成 28 年度 時間外保育 347 施設、一時保育 178 施設、病後児保育 6 か所、休日保育 5 施設

放課後の居場所づくりの充実

放課後の居場所づくりの充実を図るため、児童会館等の設置を推進。

(整備実績)

平成 25 年度 ミニ児童会館 7 か所、放課後子ども館 2 か所を新規整備 平成 26 年度 ミニ児童会館 8 か所、放課後子ども館 2 か所を新規整備 平成 27 年度 ミニ児童会館 3 か所、放課後子ども館 1 か所を新規整備

平成 28 年度 ミニ児童会館 1 か所を新規整備

学習支援ボランティア事業の実施

学習習慣を身に付けさせ基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を通じひとり 親家庭の不安感を解消し、ひとり親家庭の自立を促進するため、ひとり親家庭の児童に対する学習 支援を実施。

(参加延児童数)

平成 25 年度 2,343 人、平成 26 年度 5,262 人、平成 27 年度 5,850 人、平成 28 年度 5,216 人 ※ 平成 25 年 10 月から 5 区で実施、平成 26 年 6 月から 10 区で実施。

| 基本目標2 就業支援の充実

自立支援教育訓練給付金事業の充実

就業を効果的に促進するために、教育訓練講座を受講した母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、講座終了後に入学料及び受講料の一部について給付金を支給。

(制度拡充)

平成 25 年度 対象を父子家庭に拡大

平成 28 年度 支給額を受講費用の 2 割相当から 6 割相当に拡大 平成 29 年度 雇用保険制度の受給資格者を支給対象に追加

高等職業訓練促進給付金事業の充実

保育士や看護師などの就職に有利な資格取得を容易にすることを目的に、養成機関で修業している期間の生活の負担軽減を図るため、給付金を支給。

(制度拡充)

平成 25 年度 対象を父子家庭に拡大

平成 28 年度 支給期間上限を 2 年から 3 年に延長、対象資格に 3 資格を追加

平成29年度 対象資格に2資格を追加

(実績)

平成 25 年度~平成 28 年度(4 年間) 修了: 328 人、資格取得: 303 人、就職 257 人

就業機会創出事業の実施

ひとり親家庭への理解を示す企業を開拓し、就職の機会を提供する合同就職説明会を開催。

(実績)

平成 26 年度 参加企業 20 社、参加者数 229 人 平成 27 年度 参加企業 19 社、参加者数 69 人 平成 28 年度 参加企業 25 社、参加者数 201 人

※ 平成 26 年度事業開始

| 基本目標3 養育費確保の推進

養育費相談の推進

各区の母子・婦人相談員のほか、ひとり親家庭支援センターでの一般相談、弁護士等による特別 相談など養育費に係る相談を実施。

(ひとり親家庭支援センターによる養育費相談件数)

平成 25 年度: 386 件、平成 26 年度: 300 件、平成 27 年度: 244 件、平成 28 年度: 244 件

│ 基本目標 4 経済的支援の推進

児童扶養手当制度の情報提供と手当の支給

ホームページや広報さっぽろ、各種パンフレット等により児童扶養手当制度に関する情報提供を推進し、適切な手当の支給を実施。

(児童扶養手当受給者数(3月末時点))

平成 25 年度 20,803 人 (児童数 30,146 人) 平成 26 年度 20,400 人 (児童数 29,620 人) 平成 27 年度 21,606 人 (児童数 31,753 人) 平成 28 年度 21,107 人 (児童数 30,999 人)

ひとり親家庭等医療費の助成

ひとり親家庭の健康の向上に寄与し、福祉の増進を図るため、一定の要件を満たす母又は父及びその児童に係る医療費の一部助成を実施。

(月平均受給者数)

平成 25 年度 親 19,169 人 児童 27,444 人 平成 26 年度 親 18,994 人 児童 27,130 人 平成 27 年度 親 18,860 人 児童 26,952 人 平成 28 年度 親 18,822 人 児童 26,855 人

3 成果指標に対する達成度

計画では、計画期間中の成果を把握するため、あらかじめ成果指標を設定しています。 成果指標は、計画全体及び基本目標別に設定し、次の計画を策定する際に行うアンケート 調査の結果を基に点検を行うこととしています。

本計画では、前計画を策定した平成 24 年度時点の現状値及び目標値と平成 29 年度のアンケート調査による実績値を比較しています。

計画全体の成果指標

● 今後の生活(経済的・子育て等)に不安のある方の割合

	現状値(H24 年度)	目標値(H29 年度)	実績値(H29 年度)
母子家庭	94.0%	80.0%	88.0%
父子家庭	91.2%	80.0%	84.4%
寡婦	84.2%	70.0%	66.0%

│ 基本目標1 (子育て・生活支援)の成果指標

● 子どもに対して悩みを持っている方の割合

	現状値(H24 年度)	目標値(H29 年度)	実績値(H29 年度)
母子家庭	84.9%	70.0%	80.9%
父子家庭	80.4%	70.0%	79.9%

● 区役所の母子・婦人相談員を知っている方の割合

	現状値(H24 年度)	目標値(H29 年度)	実績値(H29 年度)
ひとり親家庭等	38.6%	50.0%	36.5%

● ひとり親家庭支援センターを知っている方の割合

	現状値(H24 年度)	目標値(H29 年度)	実績値(H29 年度)
ひとり親家庭等	38.9%	50.0%	34.9%

▲本目標2 (就業支援の充実)の成果指標

● 仕事に悩みを持っている方の割合

	現状値(H24 年度)	目標値(H29 年度)	実績値(H29 年度)
母子家庭	91.2%	80.0%	91.9%
父子家庭	88.7%	80.0%	90.8%
寡婦	84.4%	70.0%	81.6%

● ひとり親家庭支援センターを知っている方の割合

	現状値(H24 年度)	目標値(H29 年度)	実績値(H29 年度)
ひとり親家庭等	47.1%	60.0%	34.9%

| 基本目標3 (養育費確保の推進)の成果指標

● 養育費の取決めをしている方の割合

	現状値(H24 年度)	目標値(H29 年度)	実績値(H29 年度)
母子家庭	47.9%	60.0%	52.6%
父子家庭	17.6%	30.0%	21.0%

● 面会交流の取決めをしている方の割合

	現状値(H24 年度)	目標値(H29 年度)	実績値(H29 年度)
母子家庭	24.3%	40.0%	36.5%
父子家庭	23.7%	40.0%	35.5%

▲本目標4 (経済的支援)の成果指標

● 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を知っている方の割合

	現状値(H24 年度)	目標値(H29 年度)	実績値(H29 年度)
ひとり親家庭等	37.8%	50.0%	34.0%

4 前計画の総括

前計画では、「子育て・生活支援の充実」、「就業支援の充実」、「養育費確保の推進」、「経済的支援の推進」を基本目標に、中でも「就業支援の充実」に力を入れて、様々な施策を展開してきました。

計画全体の成果指標である「今後の生活(経済的・子育て等)に不安のある方の割合」では、寡婦は目標を達成し、母子家庭及び父子家庭では目標値には達しなかったものの前計画策定時点の数値から大幅な改善が見られたほか、基本目標1の成果指標である「子どもに対して悩みを持っている方の割合」、基本目標3の成果指標である「養育費の取決めをしている方の割合」及び「面会交流の取決めをしている方の割合」についても改善が見られています。

就業支援の取組では、例えば、資格の取得を支援する「高等職業訓練促進給付金事業」では、平成25年度から平成28年度の4年間で、修了者328人のうち、303人の方が資格を取得し、257人の方が就職に結び付くなど、前計画に基づく就業支援策は、一定の成果を上げています。

また、アンケート調査の結果からは、雇用や身分の不安定さが「今後の生活への不安」 につながっていることや資格の取得が就職とりわけ正規雇用に有利に働いていることが分 かり、就業支援を中心とした前計画の取組の必要性を再認識しました。

しかしながら、基本目標2の成果指標である「仕事に悩みを持っている方の割合」では、母子家庭、父子家庭とも前計画策定時点の数値から改善が見られませんでした。

このことから、「高等職業訓練促進給付金事業」や合同就職説明会の開催により就業の機会を提供する「ひとり親家庭就業機会創出事業」の拡充などにより、就業支援へのより積極的な取組が必要とされるところです。

一方で、基本目標1の成果指標である「区役所の母子・婦人相談員を知っている方の割合」や「ひとり親家庭支援センターを知っている方の割合」、基本目標4の成果指標である「母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を知っている方の割合」といった支援制度の認知度に関する指標が、前計画策定時点の数値を下回るという結果になっており、また、アンケート調査の結果から、そのほか多くの支援制度について、認知度が下がっていることが分かりました。

支援を必要とする方に情報が届き、利用されなければ、どのような施策も意味を持たない ことから、広報の必要性が課題として明確になったところです。

課題である広報に重点的に取り組み、併せて、就業支援を中心とした各種支援制度の 更なる充実に取り組むことが、各種支援制度の認知度の向上、制度利用者の増加、多く のひとり親家庭の自立促進へとつながるものと考えます。 5

第5章 施策の展開

1 基本的な方向性

札幌市では、「札幌市母子家庭等自立促進計画」を、平成 17 年度(第 1 次・計画期間:平成 17 年度〜平成 19 年度)及び平成 20 年度(第 2 次・計画期間:平成 20 年度〜平成 24 年度)に策定し、その後、国における支援対象が父子家庭にも拡大されたことなどに伴い、名称を「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」に改め、平成 25 年度からの第 3 次計画(計画期間:平成 25 年度〜平成 29 年度)を策定し、各施策の推進を図ってきました。

就業状況に目を向けると、子育てと就業との両立が困難であるひとり親家庭の就業を支援し、福祉を図ることを目的として平成25年3月に施行された「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、札幌市においても、就業支援を中心とした各種支援策を拡充し、計画に掲げた施策を着実に推進してきたところですが、国民生活基礎調査の結果では、ひとり親家庭の相対的貧困率は50%を超えており、札幌市における母子家庭が生活保護を受けている割合も40%に迫ろうとしています。

平成 29 年8月に行った「ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査」の結果 (12 ページ参照)では、ひとり親家庭の困っていることの上位が家計と仕事であることや、 雇用や身分の不安定さが今後の生活への不安につながっていること、資格の取得が就業とり わけ正規雇用に有利に働いていることなどから、就業支援を中心としたこれまでの取組の方向性は間違っていないことが分かりましたが、同アンケート調査の結果では、平成 24 年度 の前回調査と比較して、母子家庭の就業率は上がっているものの正規雇用の割合がやや減少していたことから、取組の一層の充実が必要とされるところです。

また、アンケート調査から見えた課題としては、支援制度の認知度について、多くの事業において、前回調査よりも「知らない」と回答した人の割合が増えていたことから、支援を必要としている方に情報を届け、認知度の向上を図る取組をしっかりと行い、制度利用者の増加、就業率の増加、経済的な自立へとつなげていく必要があります。

計画に定める基本理念については、これまでの計画では、「ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの健やかな成長」としていましたが、安定はもちろんのこと、ステップアップを望む方には、その機会を提供することができるよう、本計画では、「ひとり親家庭等の生活の安定と向上、その子どもの健やかな成長」としています。

また、これまでは、「子育て・生活支援の充実」、「就業支援の充実」、「養育費の確保の推進」、「経済的支援の推進」としていた4つの基本目標を、アンケート調査等から明確になった支援制度の認知度という課題に対応するため、本計画では、「利用者目線に立った広報の展開」を加えた5つの基本目標により各施策の推進を図っていきます。

継承すべきところは継承し、支援の継続性を大切にしながら、新たな基本理念と基本目標の下、ひとり親家庭等への支援を充実させていきます。

2 基本理念

│ ひとり親家庭等の生活の安定と向上、

その子どもたちの健やかな成長

母子及び父子並びに寡婦福祉法には、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のために必要な 措置を講じること、児童が置かれている環境にかかわらず心身ともに健やかに育成されるこ とが規定されています。

日々の生活や子育てに大きな不安を抱いているひとり親家庭等が安心して生活を送ることができるように、また、ひとり親家庭の子どもたちが、どのような環境に生まれ育っても、健やかに成長できるように、行政、地域の福祉団体、NPO法人、民間企業、そして身近な地域住民などが一体となり、ひとり親家庭等を支える社会を実現していくという思いを込めて、本計画においても基本理念を定めています。

3 基本目標

本計画では、基本理念を実現するため、次の5つの基本目標を設定し、各施策を展開していきます。

基本目標1 子育で・生活支援の充実

ひとり親家庭等が安心して子育てと就業や就業のための訓練との両立を図り、安定した生活を送ることができるよう、子育てや生活面での支援体制や相談体制を充実します。

基本目標2 | 就業支援の充実

ひとり親家庭等が十分な収入を得られ、経済的に自立した生活を送ることができるよう、 資格の取得や職業能力向上のための訓練、就業機会の創出等の支援を充実します。

基本目標3 | 養育費確保の推進

ひとり親家庭の生活を支え、子どもたちの健やかな成長を図るためにも、子どもが養育費を適切に受け取ることができるよう、養育費等に関する社会的機運の醸成や取決めを促進するための支援を推進します。

基本目標4 | 経済的支援の推進

経済的に困難な状況にあるひとり親家庭等に対して、各種手当や給付金、貸付金による経済的な支援を推進します。

基本目標5 | 利用者目線に立った広報の展開

情報に接触することが少ないひとり親家庭等に対して、情報を得やすく、必要にしている 方に確実に届くような広報を展開します。

施策の体系 4

基本理念

ひとり親家庭等の生活の安定と向上、その子どもたちの健やかな成長

基本目標			基本施策		
基本目標 1					
子育て・生活支援の充実	(26)	1	子育て支援の推進	(9)	
		2	生活支援の推進	(8)	
		3	子どもの育ちと学びへの支援の推進	(9)	
基本目標2					
就業支援の充実	(19)	1	就業相談・就業機会創出等の推進	(4)	
		2	資格・技能習得等の支援の推進	(4)	
		3	女性のための就業支援の推進	(4)	
		4	働きやすい環境づくりの推進	(7)	
基本目標3					
養育費確保の推進	(3)	1	養育費等に関する相談体制の強化	(2)	
		2	養育費等に関する広報・啓発活動の推進	(1)	
基本目標 4					
経済的支援の推進	(14)	1	給付型支援の実施	(9)	
		2	経済的負担の軽減	(3)	
		3	貸付金による支援の推進	(2)	
基本目標 5					
利用者目線に立った広報の展開	(6)	1	利用者目線に立った広報の展開	(6)	

※ ()内は事業数 ※ 再掲分を除き計 51 事業

5 施策の展開

(凡例)

│ ★ │ ひとり親家庭等のための事業

|新規| これから開始する事業又は前計画の策定以降に開始した事業 |拡充| 既存の事業のうち、規模の拡大や内容の充実を進める事業

|追加| 既存の事業のうち、本計画に新たに追加する事業

基本目標1 子育で・生活支援の充実(26事業)

ひとり親家庭の親は、子育てと生計という二人分の役割を担わなければならず、子育て、家事、仕事等の生活全般で様々な困難を抱えています。

また、アンケート調査の結果からは、現在困っていることの上位が家計や仕事となっていること、 今後の生活への不安を感じている割合が高い一方で相談相手がいない割合も高いこと、大学への進学 率が一般世帯と比較して極めて低いことなどが課題として明らかになっています。

これらのことから、ひとり親家庭等が安心して子育てと就業や就業のための訓練との両立を図り、 安定した生活を送ることができるよう、子育てや生活面での支援体制や相談体制を充実させるため、 次の各事業に取り組みます。

基本施策1 子育て支援の推進(9事業)

子育てサロン

全ての子育て中の親子が気軽に集い、親子同士の自由な交流や情報交換ができ、遊び等を通じた地域の人たちとふれあいの中で、子育ての悩みや不安を解消する場です。地域主体の子育てサロンに加え、平成28年度に都心部に開設した「まちなかキッズサロン(愛称:おおどりんこ)」をはじめとする常設子育てサロンの設置を推進します。また、サロンの利用の促進を図るため、ホームページやパンフレット等により幅広く周知を図ります。

| 拡充 | 日子 | 父子 |

区保育・子育て支援センター(ち あふる) 全ての子育て家庭に対する子育て支援の充実を図るため、保育機能に加え、常設子育でサロンなどの様々な機能を持つ、区保育・子育で支援センター (ちあふる) の拡充を図ります。

子育て支援総合センター

地域社会全体による子育で支援を推進するため、全市の子育で 支援事業の拠点施設である子育で支援総合センターによる支援 を推進します。年末年始以外の毎日開館し、親子の交流の場であ る常設の子育でサロンや子育で講座の開催、安心して子育でがで きる情報の提供など、ひとり親家庭を含む全ての子育で家庭を対 象とした支援の充実を図ります。

子育て情報室

各区の子育で情報室では、子育で世帯の悩みを解決する子育で相談のほか、必要な支援を円滑に利用できるよう、地域の子育で支援事業や教育・保育施設、子どもに関する各種制度等の情報提供を行います。

|追加|

|母子|父子|

保育所の優先入所

ひとり親家庭の仕事と子育ての両立を支援することを目的として、就職活動中や就職後における保育所入所の優遇制度を引き 続き実施します。

|母子|父子|

ニーズに応じた保育施設等の整 備

保育ニーズを踏まえた保育定員の確保を図るため、

- ・幼稚園からの幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こ ども園への移行の促進
- ・新築・改築や賃貸物件を活用した保育所の整備
- ・小規模保育事業を整備

などを行います。

|追加|拡充|

|母子|父子|

保育サービスの充実

<時間外保育>

保護者の就労形態の多様化等に対応するため、夕刻 1 時間又は 2 時間の時間外保育を推進します。

<一時保育>

保護者が短時間労働や冠婚葬祭等のため児童を保育できない 場合に児童を一時的に預かる一時保育を推進します。

<病後児保育>

病気回復期にあり集団保育ができない児童を医療機関に付設 した専用施設で一時的に保育する病後児保育を推進します。

<休日保育>

現に認可保育所等に入所している児童について、日曜・祝日に 常態的に勤務する保護者のために、休日保育を推進します。

<夜間保育>

午前0時(一部施設は午後10時)までの保育を実施します。

|母子|父子|

ファミリー・サポート・センタ 一事業

札幌市ファミリー・サポート・センター事業は、子育ての支援を受けたい人と援助したい人とで会員組織を作り、子育て家庭を支援する仕組みです。保育所等への送迎やその後の預かりなど日常的な預かりに対応する「さっぽろ子育てサポートセンター事業」と、緊急時や病児・病後児の預かりに対応する「札幌市こども緊急サポートネットワーク事業」を推進します。併せて、病児・病後児預かり時の負担を軽減するための補助制度を実施します。

|母子|父子|

子育て短期支援事業 (子どもショートステイ)

ひとり親家庭を含めた子育て家庭の保護者が病気や出産、出張 等により一時的に養育できなくなった場合に、児童養護施設等に おいて児童を預かる子育て短期支援事業(子どもショートステ イ)を推進します。

母子・婦人相談員

ひとり親家庭等の相談に応じるため、各区に母子・婦人相談員 を配置しています。母子・婦人相談員が、ひとり親家庭等の抱え る様々な課題に対して、きめ細やかに相談に応じられるよう、業 務内容や市民応対等に関する研修の充実を図ります。また、相談 の利用促進を図るため、相談窓口についてホームページやパンフ レット等により幅広く周知を行います。

*

|母子|父子|寡婦|

困難を抱える子ども・世帯を早 期に把握し必要な支援に結びつ ける体制の強化 困難を抱えていても必要な支援に結びついていない子どもやその世帯を、地域や関係機関との連携により早期に把握し、対象となる世帯に寄り添いながら必要な支援に結びつける体制を、より強化するための仕組みを構築します。

|拡充|

|母子|父子|

ひとり親家庭支援センター

ひとり親家庭支援センターでは、ひとり親家庭等の生活一般に関する相談や弁護士による法律相談、臨床心理士による診療相談を行っており、ひとり親家庭等が比較的時間に余裕のある夜間、休日の相談業務も行っています。また、平成26年度からは、父子家庭専門相談窓口を開設し、面接相談のほか、電話による相談も行っています。ひとり親家庭の様々な課題に応えるため、ひとり親家庭支援センターの相談業務を推進するとともに、相談の利用促進を図るため、相談窓口についてホームページやパンフレット等により幅広く周知を行います。

*

|母子|父子|寡婦|

ひとり親家庭等日常生活支援事 業 ひとり親家庭等が、就職・修学等の自立に必要な事由や疾病、 冠婚葬祭等により、一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合や、母子家庭、父子家庭になって間がなく、日常生活を営むの に支障が生じている場合などに、ひとり親家庭等の生活の安定を 目的として、家庭生活支援員を派遣し、食事の世話等の日常生活 の支援を行う日常生活支援事業を推進します。

*

|母子|父子|寡婦|

母子生活支援施設

生活や住宅、就職などの困難な問題により児童の福祉に欠ける場合に母子を保護し、母子家庭の自立促進のためにその生活を支援することを目的とする母子生活支援施設(市内 6 施設)において、入所者の抱える様々な課題に応じた、きめ細やかな支援や相談、指導を行うことで自立の促進を図ります。

日母子 |

市営住宅入居の優遇措置

ひとり親家庭の市営住宅への入居申込みに際して、抽選時の当 選確率を高めるなどの優遇措置を引き続き実施します。また、一 部市営住宅において、ひとり親家庭を含めた子育て家庭に配慮し た募集を行います。

|母子|父子|

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸 住宅事業 住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障害者、 子どもを養育している者、その他住宅の確保に特に配慮を要す る者)の円滑な入居を促進するための賃貸住宅について、登録 制度の運用及び情報提供を進めます(平成29年度より実施)。

|新規|

ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証制度

男女が共に働きやすい社会の実現を目的として、ワーク・ライ フ・バランス(仕事と生活の調和)や女性活躍の推進に積極的に 取り組む企業を、札幌市独自の基準により認証し、支援(助成金 の支給、契約上の優遇等)を行います。

|母子|父子|寡婦|

基本施策3 子どもの育ちと学びへの支援の推進(9事業)

地域における子どもの居場所づ くりの推進に向けた取組

子ども食堂など、地域における子どもの居場所の運営状況や地 域ニーズの調査に基づき作成したガイドブックを活用して、利用 や開設に向けた活動紹介や情報提供を進めるとともに、広く利用 や参加、支援の機運醸成を図ります。また、地域における子ども の居場所づくりへの効果的な支援策を検討します。

新規|

|母子|父子|

放課後の居場所づくりの推進

児童会館やミニ児童会館では、児童・父母がともに参加できる 親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル 活動、野外活動、自主活動などの事業等を実施するほか、児童ク ラブに登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、 積極的な交流を通じて、健全育成を図っています。 今後は既存の 児童会館及びミニ児童会館を、小学校等と併設した児童会館とし て再整備を進めていくほか、放課後子ども教室や民間児童育成会 への支援を通じて、子どもの放課後の居場所づくりの充実を図り ます。

| 拡充 |

|母子|父子|

ひとり親家庭学習支援ボランテ ィア事業

ひとり親家庭の児童(小学校3年生~中学校3年生)に対し て、大学生等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣を 身に付けさせ基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等 の相談を通じ、ひとり親家庭の不安感を解消すること、また、身 近なモデルとなる大学生と接することで子ども自身が将来を見 据えて進路を考えるきっかけとなることを目的として学習支援 ボランティア事業(市内10区の会場で実施)を推進します。

|母子|父子|

ひとり親家庭高等学校卒業程度 認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親と子の学び直し を支援し、よりよい条件で就職や転職ができるよう、高卒認定試 験合格のための講座(通信講座を含む。)を受け、これを修了し たとき及び合格したときに受講費用の一部を支給するひとり親 家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を推進します(平成 28 年度より実施)。

| ★ | 新規 |

児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、ひとり親家庭を含む全ての児童(満 15 歳に到達した日以降、最初の年度末まで)に児童手当を支給します。また、幅広く制度に関する周知を行い、適切な支給を実施します。

|追加|

|母子|父子|

児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を 図ることを目的として、父母が婚姻を解消した児童を養育する父 又は母等を対象として、原則として、児童が満 18歳に到達した 日以降、最初の年度末まで児童扶養手当を支給します。また、全 部支給に係る所得制限限度額の引上げや支給回数の見直し(年3 回から年6回)について検討します。

│ ★ │拡充 │

|母子|父子|

就学援助

経済的理由により、就学困難な小・中学生がいる世帯への支援を目的に、児童扶養手当を受給している世帯等に対し、学用品費、 修学旅行費、給食費等学校教育にかかる費用の一部を助成します。また、支給費目の追加など制度の充実に取り組みます。

|追加|拡充|

|母子|父子|

札幌市奨学金

能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な大 学生、高校生等に返還義務のない奨学金を支給します。

|追加|

|母子|父子|

札幌市特別奨学金

技能の習得を目的として、普通科以外の職業学科を有する高等 学校等に学ぶ、経済的に困窮している世帯の高校生等に返還義務 のない特別奨学金を支給します。

|追加|

| 基本目標2 就業支援の充実(19事業)

ひとり親家庭(特に母子家庭)の親には、就業率は高いものの正規雇用の割合が低いという特徴があります。

また、アンケート調査の結果からは、雇用や身分の不安定さが今後の生活の不安につながっていること、子育てのため時間の確保が困難であること、資格を持っていない方の正規雇用の割合が極めて低いことなどが課題として明らかになっています。

これらのことから、ひとり親家庭等が十分な収入を得られ、経済的に自立した生活を送ることができるよう、資格の取得や職業能力向上のための訓練、就業機会の創出等の支援を充実させるため、次の各事業に取り組みます。

▲本施策1 就業相談・就業機会創出等の推進(4事業)

ひとり親家庭等就業支援センタ

ひとり親家庭等就業支援センターの各事業を推進し、ひとり親 家庭等の就労による自立の促進を図ります。

<就業相談・職業紹介>

就労に関する悩み事などの相談に応じるとともに、ハローワークと連携して就業経験や適性などに応じた求人情報を提供する職業紹介業務を推進します。

<就業支援講習会>

就職に有利な資格取得や能力開発を目的とする就業支援講習会や、就職等に必要な知識、心構えなどを身に付けるための就職 準備・離転職セミナー等、就業のための講座の充実を図ります。

<母子・父子自立支援プログラム>

個々のひとり親家庭の実情に応じた、きめ細かな就業等の支援を行う母子・父子自立支援プログラム策定事業を推進します。

<企業への訪問活動>

ひとり親家庭等の就業を促進するため、企業への訪問を積極的に行い、雇用への理解と協力を求めます。

<関係機関との連携>

ハローワーク、札幌市就業サポートセンター、母子・婦人相談 員等と日常的に連携を図り、ひとり親家庭等の就業への支援を推 進します。

<広報>

ひとり親家庭等就業支援センターで行っている支援業務について、ホームページやパンフレット等により幅広く周知を図ります。

| 母子 | 父子 | 寡婦 |

職業紹介業務の推進

ハローワークと民間職業紹介業者が共同窓口を設置し、無料の職業紹介や求職者を対象としたセミナー、カウンセリング、職場体験などを行う「就業サポートセンター」、ハローワークによる無料職業相談、相談員による職業相談やカウンセリングなどを行う「あいワーク」において、職業紹介業務等を推進します。

|母子|父子|寡婦|

ひとり親家庭就業機会創出事業

ひとり親家庭は、就業と子育てを両立するための様々な課題を抱えていることから、個々の状況に応じた就業先が見つかるよう、ひとり親家庭に理解がある企業を開拓し、その採用に意欲のある企業とのマッチングの場を提供する合同就職説明会を開催します。また、合同就職説明会の開催回数を増やすなど、就業機会の拡充を図るとともに、幅広く制度の周知を行い利用の促進を図ります(平成 26 年度から実施)。

| ★ | 拡充 |

|母子|父子|寡婦|

母子・父子福祉団体への支援

公的施設内における自動販売機・売店等の設置や清掃事業の委託等の優先的な事業発注により、母子・父子福祉団体の基盤拡充に向けた支援を行います。また、ひとり親家庭等の交流の場となっている母子・父子福祉団体の会員拡大への支援を行います。

|母子|父子|寡婦|

| 基本施策2 資格・技能習得等の支援の推進(4事業)

自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の就業をより効果的に促進することを目的として、自ら就業を目指して職業能力の開発を推進するため雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座を受講したひとり親家庭に対し、教育訓練終了後に、入学料及び受講料の一部を給付金として支給する自立支援教育訓練給付金事業を推進します。

*

|母子|父子|

高等職業訓練促進給付金事業

保育士や看護師等の資格は、就職とりわけ正規雇用に有利であるが、資格取得を目的とする養成機関は、昼間の受講が多く資格取得と就業を両立させることが困難であることから、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的に、1年制以上の養成機関で受講する期間の給付金を支給する高等職業訓練促進給付金事業を推進するとともに、対象資格の追加などにより、利用の促進を図ります。

| ★ | 拡充 |

|母子|父子|

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(再掲)

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親と子の学び直しを支援し、よりよい条件で就職や転職ができるよう、高卒認定試験合格のための講座(通信講座を含む。)を受け、これを修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給するひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を推進します(平成28年度より実施)。

| ★ | 新規 |

|母子|父子|

就業サポートセンター事業

求職者の早期就労実現のため、就業サポートセンターにおいて、資格取得や職場実習を通した就職の支援を推進します。

|母子|父子|寡婦|

女性の再就職への支援

就職を希望する子育で中の女性を対象とした各区でのセミナーや市内企業での職場体験により、個々のニーズに合った就職に向けた支援を実施します。また、就業サポートセンターにおいて、女性の再就職に向けた知識習得のためのセミナーや、個々の状況に応じた相談を実施します。

|母子|寡婦|

女性の活躍サポートの推進

女性の起業や就業支援のため、講演会、起業講座、相談会等の 実施及び情報収集・交換等の場の提供を行い、女性の活躍をサポートする取組を充実させます。

| 母子 | 寡婦 |

女性起業家の育成事業

女性の起業のための託児付き起業セミナーを開催するほか、女性中小企業診断士による経営相談窓口を開設するなど、女性起業家を育成する事業を実施します。

| 母子 | 寡婦 |

女性社員が活躍しつづけるため の支援事業

産休前研修や職場復帰前研修を行い、働き続けたい女性が出産 や育児を機に仕事を辞めてしまうことがないよう、キャリアプラ ンを立てるための支援事業を実施します。

|母子|寡婦|

| 基本施策4 働きやすい環境づくりの推進(7事業)

保育所の優先入所 (再掲)

ひとり親家庭の仕事と子育ての両立を支援することを目的として、就職活動中や就職後における保育所入所の優遇制度を引き 続き実施します。

*

|母子|父子|

保育サービスの充実 (再掲)

<時間外保育>

保護者の就労形態の多様化等に対応するため、夕刻 1 時間又は 2 時間の時間外保育を推進します。

<一時保育>

保護者が短時間労働や冠婚葬祭等のため児童を保育できない 場合に児童を一時的に預かる一時保育を推進します。

<病後児保育>

病気回復期にあり集団保育ができない児童を医療機関に付設 した専用施設で一時的に保育する病後児保育を推進します。

<休日保育>

現に認可保育所等に入所している児童について、日曜·祝日に 常態的に勤務する保護者のために、休日保育を推進します。

<夜間保育>

午前0時(一部施設は午後10時)までの保育を実施します。

ファミリー・サポート・センタ 一事業(再掲) 札幌市ファミリー・サポート・センター事業は、子育ての支援を受けたい人と援助したい人とで会員組織を作り、子育て家庭を支援する仕組みです。保育所等への送迎やその後の預かりなど日常的な預かりに対応する「さっぽろ子育てサポートセンター事業」と、緊急時や病児・病後児の預かりに対応する「札幌市こども緊急サポートネットワーク事業」を推進します。併せて、病児・病後児預かり時の負担を軽減するための補助制度を実施します。

|母子|父子|

子育で短期支援事業(子どもショートステイ)(再掲)

ひとり親家庭を含めた子育て家庭の保護者が病気や出産、出張 等により一時的に養育できなくなった場合に、児童養護施設等に おいて児童を預かる子育て短期支援事業(子どもショートステ イ)を推進します。

|母子|父子|

ひとり親家庭等日常生活支援事 業(再掲) ひとり親家庭等が、就職・修学等の自立に必要な事由や疾病、 冠婚葬祭等により、一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合や、母子家庭、父子家庭になって間がなく、日常生活を営むの に支障が生じている場合などに、ひとり親家庭等の生活の安定を 目的として、家庭生活支援員を派遣し、食事の世話等の日常生活 の支援を行う日常生活支援事業を推進します。

| 母子 | 父子 | 寡婦 |

ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証制度(再掲) 男女が共に働きやすい社会の実現を目的として、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)や女性活躍の推進に積極的に取り組む企業を、札幌市独自の基準により認証し、支援(助成金の支給、契約上の優遇等)を行います。

| 母子 | 父子 | 寡婦 |

放課後の居場所づくりの推進 (再掲) 児童会館やミニ児童会館では、児童・父母がともに参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル活動、野外活動、自主活動などの事業等を実施するほか、児童クラブに登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通じて、健全育成を図っています。今後は既存の児童会館及びミニ児童会館を、小学校等と併設した児童会館として再整備を進めていくほか、放課後子ども教室や民間児童育成会への支援を通じて、子どもの放課後の居場所づくりの充実を図ります。

|拡充|

| 基本目標3 養育費確保の推進(3事業)

離婚を原因とするひとり親家庭では、養育費を受け取ることが子どもの権利であるにもかかわらず、 その確保が進んでいないのが実態です。

また、アンケート調査の結果からは、養育費及び面会交流の取決状況は改善されているものの依然として低い割合であること、離婚時に養育費や面会交流について誰にも相談していない方が多くいることなどが課題として明らかになっています。

これらのことから、ひとり親家庭の生活を支え、子どもたちの健やかな成長を図るためにも、子どもが養育費を適切に受け取ることができるよう、養育費等に関する社会的機運の醸成や取決めを促進するための支援を推進するため、次の各事業に取り組みます。

▲ 基本施策1 養育費等に関する相談体制の強化(2事業)

母子・婦人相談員による養育費 等相談 ひとり親家庭の生活を支え、子どもの健やかな成長を図るためには養育費の確保が重要であることから、各区の母子・婦人相談員は、養育費や面会交流の相談や専門機関への橋渡し等を行っています。養育費相談支援センター等の研修に参加することで、知識・理解を深め、相談体制の充実を図るとともに、養育費や面会交流に対する意識向上の啓発に努めます。

*

|母子|父子|

ひとり親家庭支援センターによる養育費等相談

ひとり親家庭支援センターでは、生活一般に関する相談のほか、弁護士による特別相談により、養育費や面会交流に関する相談を実施しています。弁護士等による研修を実施することで、制度への知識・理解を深め、相談体制の充実を図るとともに、養育費や面会交流に対する意識向上の啓発に努めます。

|母子|父子|

▲ 基本施策 2 養育費等に関する広報・啓発活動の推進(1事業)

養育費・面会交流に関する広報・啓発の推進

養育費・面会交流に関する専門機関や母子・父子福祉団体、関係部局等と連携しながら、ホームページやパンフレット等の媒体を用いて、養育費や面会交流に関する広報・啓発活動を推進します。また、離婚届を受取りに来た方にパンフレットを交付することで、養育費や面会交流に対する意識向上の啓発に努めます。

* |

| 基本目標4 経済的支援の推進(14事業)

平成28年国民生活基礎調査では、ひとり親家庭の相対的貧困率が50.8%という結果となっており、 ひとり親家庭の多くが経済的に困難な状況にあります。

また、アンケート調査の結果からは、ひとり親家庭は年間総収入、年間就労収入とも低い傾向にあること、主な収入を生活保護費としている方が多くいることなどが課題として明らかになっています。 これらのことから、経済的に困難な状況にあるひとり親家庭等に対して、各種手当や給付金、貸付金による経済的な支援を推進するため、次の各事業に取り組みます。

基本施策1 給付型支援の実施(9事業)

児童手当 (再掲)

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、ひとり親家庭を含む全ての児童(満 15 歳に到達した日以降、最初の年度末まで)に児童手当を支給します。また、幅広く制度に関する周知を行い、適切な支給を実施します。

|追加|

|母子|父子|

児童扶養手当 (再掲)

ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を 図ることを目的として、父母が婚姻を解消した児童を養育する父 又は母等を対象として、原則として、児童が満 18歳に到達した 日以降、最初の年度末まで児童扶養手当を支給します。また、全 部支給に係る所得制限限度額の引上げや支給回数の見直し(年3 回から年6回)について検討します。

| ★ | 拡充 |

|母子|父子|

自立支援教育訓練給付金事業 (再揭) ひとり親家庭の就業をより効果的に促進することを目的として、自ら就業を目指して職業能力の開発を推進するため雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座を受講したひとり親家庭に対し、教育訓練終了後に、入学料及び受講料の一部を給付金として支給する自立支援教育訓練給付金事業を推進します。

|母子|父子|

高等職業訓練促進給付金事業 (再掲) 保育士や看護師等の資格は、就職とりわけ正規雇用に有利であるが、資格取得を目的とする養成機関は、昼間の受講が多く資格取得と就業を両立させることが困難であることから、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的に、1年制以上の養成機関で受講する期間の給付金を支給する高等職業訓練促進給付金事業を推進するとともに、対象資格の追加などにより、利用の促進を図ります。

| ★ | 拡充 |

| 母子 | 父子 |

ひとり親家庭高等学校卒業程度 認定試験合格支援事業(再掲) 高等学校を卒業していないひとり親家庭の親と子の学び直しを支援し、よりよい条件で就職や転職ができるよう、高卒認定試験合格のための講座(通信講座を含む。)を受け、これを修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給するひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を推進します(平成28年度より実施)。

★ | 新規 |

| 母子 | 父子 |

災害遺児手当及び入学等支度資 金 災害による遺児に将来への希望を与え、健全な育成を助長するとともに、福祉の増進を図ることを目的として、災害による遺児 を扶養している保護者に対し、災害遺児手当及び入学等支度資金 を支給します。

追加

|母子|父子|

就学援助 (再掲)

経済的理由により、就学困難な小・中学生がいる世帯への支援を目的に、児童扶養手当を受給している世帯等に対し、学用品費、修学旅行費、給食費等学校教育にかかる費用の一部を助成します。また、支給費目の追加など制度の充実に取り組みます。

|追加|拡充|

|母子|父子|

札幌市奨学金 (再掲)

能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な大学生、高校生等に返還義務のない奨学金を支給します。

|追加|

|母子|父子|

札幌市特別奨学金 (再掲)

技能の習得を目的として、普通科以外の職業学科を有する高等 学校等に学ぶ、経済的に困窮している世帯の高校生等に返還義務 のない特別奨学金を支給します。

追加

|母子|父子|

基本施策2 経済的負担の軽減(3事業)

保育料の負担軽減措置

最も保育料の高い3歳未満児童を対象として、第3子に加え、 第2子についても保育料を無料化することで、子育て世代の経 済的負担を軽減するとともに、ひとり親家庭の保育料の負担を軽 減します。

| ★ |追加|

|母子|父子|

ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭の健康の向上に寄与し、福祉の増進を図るため、 ひとり親家庭の母又は父及びその児童に係る医療費の一部を助成します(子は入院及び通院、親は入院のみ対象)。

|母子|父子|

JR 通勤定期の特別割引制度

児童扶養手当を受給しているひとり親家庭を対象に、JR 通勤 定期の料金が割引となる特定者用定期乗車券購入証明書を発行 します。

| ★ |追加|

|母子|父子|

| 基本施策3 貸付金による支援の推進(2事業)

母子・父子・寡婦福祉資金貸付 制度 ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、各世帯の様々な状況に応じて、事業開始資金や技能習得資金等 12 種類の資金の貸付けを行う母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を適切に実施するとともに、幅広く制度の周知を行います。また、貸付けの種類の追加についても検討します。

| ★ | 拡充 |

|母子|父子|寡婦|

ひとり親家庭等高等職業訓練促 進資金貸付制度 就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、修 学を容易にすることにより資格取得を促進するため、入学準備金 と就職準備金の貸付けを行います(平成28年度より実施)。

│ ★ │新規│

|母子|父子|

| 基本目標5 利用者目線に立った広報の展開(6事業)

アンケート調査の結果から、多くの支援制度について、前回調査よりも認知度が下がっており、支援を必要としている方がいるにもかかわらず、必要な情報が届いていないことが課題として明らかになっています。

これらのことから、情報に接触することが少ないひとり親家庭等に対して、情報を得やすく、必要にしている方に確実に届くような広報を展開するため、次の各事業に取り組みます。

| 基本施策1 利用者目線に立った広報の展開(6事業)

必要な支援につなげるためのパンフレット等の作成

利用者の利便性に配慮し、各種支援制度や手続などの必要な情報が必要なときに得られるよう、利用者の目的に合った広報に取り組みます。具体的には、「ひとり親家庭になったばかりの方」をターゲットにしたパンフレットを作成し、離婚届を提出された際に配布することなどを検討します。

│ ★ │新規 │

|母子|父子|

必要とされる情報を確実に届け る広報の展開 各種支援制度の認知度の向上のため、情報と接する機会の少ない方にも必要としている情報を確実に届けられるよう、幅広い広報に取り組みます。具体的には、児童扶養手当の現況届の際に対象となる全世帯に制度案内を送付することなどを検討します。

| ★ | 新規 |

|母子|父子|

関係機関との情報連携の推進

北海道労働局やハローワーク等、ひとり親家庭等の支援に関係する機関・団体等との情報連携を行います。

| ★ | 新規 |

|母子|父子|寡婦|

子どもと関わる関係者への啓発 等を通じた理解の促進 日頃から子どもと接する関係職員などへの研修や、地域や支援機関への啓発などを通じて、子どもの貧困への理解を深め、困難を抱えている世帯を把握し必要な支援に結びつけるための体制の推進に向けて取り組みます(平成30年度実施予定)。

|新規|

|母子|父子|

子育て情報サイト及びアプリ

全ての子育て家庭が必要な情報を入手し、自分に合ったサービスを利用できるよう、子育て情報に特化したウェブサイト及びスマートフォンアプリにて、子育て情報を提供します。

|新規|

| 母子 | 父子 |

子育て情報室(再掲)

各区の子育で情報室では、子育で世帯の悩みを解決する子育で相談のほか、必要な支援を円滑に利用できるよう、地域の子育で支援事業や教育・保育施設、子どもに関する各種制度等の情報提供を行います。

|追加|

|母子|父子|

6 成果指標

計画では、個別の事業の進捗状況の確認に加え、成果指標を設定し、点検・評価を行うことで各施策の改善につなげていきます。

成果指標は、計画全体及び基本目標別に設定し、計画期間中の成果を把握するため、次の 計画を策定する際に行うアンケート調査の結果等を基に点検を行うこととしています。

| 計画全体の成果指標

● 今後の生活(経済的・子育て等)に不安のある方の割合

	前回値(H24 年度)	現状値(H29 年度)	目標値(H34 年度)
母子家庭	94.0%	88.0%	80.0%
父子家庭	91.2%	84.4%	80.0%
寡婦	84.2%	66.0%	60.0%

[※] 母子家庭及び父子家庭は、前計画で目標値に達していなかったため、前計画と同じ目標値とし、寡婦は目標値に達していたことから、前計画の目標値(70.0%)からさらに10ポイントの改善を見込んだ数値を目標値としています。

▲本目標1 (子育で・生活支援の充実)の成果指標

● 子どもに対して悩みを持っている方の割合

	前回値(H24 年度)	現状値(H29 年度)	目標値(H34 年度)
母子家庭	84.9%	80.9%	70.0%
父子家庭	80.4%	79.9%	70.0%

[※] 母子家庭、父子家庭とも、前計画で目標値に達していなかったため、前計画と同じ目標値としています。

● 18~19 歳世代の大学進学の割合

	前回値(H24 年度)	現状値(H29 年度)	目標値(H34 年度)
ひとり親家庭	_	26.0%	38.0%

^{※ 20} ページの図 10「子に期待する最終学歴」の大学進学の割合 (46.9%) の 8 割相当の数値を目標値としています。

│ 基本目標 2 (就業支援の充実) の成果指標

● 仕事に対して悩みを持っている方の割合

	前回値(H24 年度)	 現状値(H29 年度)	目標値(H34 年度)
母子家庭	91.2%	91.9%	80.0%
父子家庭	88.7%	90.8%	80.0%
寡婦	84.4%	81.6%	70.0%

[※] 母子家庭、父子家庭、寡婦とも、前計画で目標値に達していなかったため、前計画と同じ目標値としています。

● 就業している方のうちの正社員・正職員の割合

	前回値(H24 年度)	現状値(H29 年度)	目標値(H34 年度)
母子家庭	36.2%	35.2%	45.0%
父子家庭	54.6%	58.8%	62.0%

^{※ 28} ページの図 17 「希望する雇用形態」の正社員・正職員の割合(母子家庭 65.4%、父子家庭 69.0%)から、母子家庭は 7 割相当(現状値から 10 ポイント増)、父子家庭は 9 割相当の数値を目標値としています。

| 基本目標3 (養育費確保の推進)の成果指標

● 養育費の取決めをしている方の割合

	前回値(H24 年度)	現状値(H29 年度)	目標値(H34 年度)
母子家庭	47.9%	52.6%	60.0%
父子家庭	17.6%	21.0%	30.0%

[※] 母子家庭、父子家庭とも、前計画で目標値に達していなかったため、前計画と同じ目標値としています。

● 面会交流の取決めをしている方の割合

	前回値(H24 年度)	現状値(H29 年度)	目標値(H34 年度)
母子家庭	24.3%	36.5%	40.0%
父子家庭	23.7%	35.5%	40.0%

[※] 母子家庭、父子家庭とも、前計画で目標値に達していなかったため、前計画と同じ目標値としています。

│ 基本目標4 (経済的支援の推進)の成果指標

● 家計の状況がぎりぎり又は赤字である世帯の割合

	前回値(H24 年度)	現状値(H28 年度)	目標値(H34 年度)
ひとり親家庭	_	78.2%	65.0%

^{※ 33} ページの図 23「家計の状況」のひとり親家庭の割合(ぎりぎり 55.2%、赤字 23.0%、計 78.2) から、8 割相当の 数値を目標値としています。

│ 基本目標5 (市民目線の広報の展開) の成果指標

支援制度の認知度(母子家庭)

	前回値(H24 年度)	現状値(H29 年度)	目標値(H34 年度)
母子・婦人相談員	43.4%	36.0%	46.0%
母子・父子・寡婦 福祉資金貸付金	37.7%	33.0%	43.0%
自立支援教育 訓練給付金	31.9%	37.0%	47.0%
高等職業訓練 促進給付金	38.4%	26.4%	38.4%

高等職業訓練 促進資金貸付金	_	23.7%	33.7%
高等学校卒業程度認 定試験合格支援事業	_	11.7%	21.7%
母子生活支援施設	_	35.2%	45.2%
ひとり親家庭 支援センター	44.8%	34.9%	44.9%
ひとり親家庭等 日常生活支援事業	30.3%	19.9%	30.3%
学習支援 ボランティア	_	26.9%	36.9%

[※] 全ての事業において、現状値から 10 ポイントの改善を見込んだ数値を目標値とし、その数値が前回値を下回っている事業については、前回値を目標値としています。

● 支援制度の認知度(父子家庭)

	前回値(H24 年度)	現状値(H29 年度)	目標値(H34 年度)
母子・婦人相談員	17.0%	11.7%	21.7%
母子・父子・寡婦 福祉資金貸付金	_	7.8%	17.8%
自立支援教育 訓練給付金	_	9.1%	19.1%
高等職業訓練 促進給付金	_	8.4%	18.4%
高等職業訓練 促進資金貸付金	_	4.5%	14.5%
高等学校卒業程度認 定試験合格支援事業	_	3.9%	13.9%
ひとり親家庭 支援センター	12.5%	16.9%	26.9%
ひとり親家庭等 日常生活支援事業	26.9%	9.7%	26.9%
学習支援 ボランティア	_	9.7%	19.7%

 $[\]times$ 全ての事業において、現状値から 10 ポイントの改善を見込んだ数値を目標値とし、その数値が前回値を下回っている事業については、前回値を目標値としています。

● 支援制度の認知度(寡婦)

	前回値(H24 年度)	現状値(H29 年度)	目標値(H34 年度)
母子・婦人相談員	59.8%	58.6%	68.6%
母子・父子・寡婦 福祉資金貸付金	61.5%	59.7%	69.7%
ひとり親家庭 支援センター	63.0%	49.7%	63.0%
ひとり親家庭等 日常生活支援事業	49.5%	41.9%	51.9%

[※] 全ての事業において、現状値から 10 ポイントの改善を見込んだ数値を目標値とし、その数値が前回値を下回っている事業については、前回値を目標値としています。

6

第6章 計画の推進体制

1 関係機関・団体との連携

ひとり親家庭等の生活の安定及び向上並びに子どもの健やかな成長を図るためには、生活全般にわたるきめ細やかで総合的な支援体制が必要です。

このことから、本計画に基づく施策の実施にあたっては、国、北海道、札幌市等の関係機関が緊密に連携するとともに、母子・父子福祉団体をはじめとした地域の福祉団体、NPO法人、民間企業等の理解と協力のもとで施策を推進していきます。

札幌市だけでは実現が困難な課題に対しても、広報や意見の表明により、社会全体でひとり親家庭等を支援する意識の醸成に努めていきます。

2 実施状況の公表

本計画に掲げた施策については、その実施状況を市民に対してホームページ等で公表するとともに、関係機関に対しても、施策の進捗状況や国のひとり親家庭等に関する施策の動向など、事業推進に必要な情報を提供し情報の共有を図ります。

3 計画の運用

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき策定された国の基本方針は、対象期間が平成 31 年度までとされています。

また、平成28年度には、全国ひとり親世帯等調査が実施されており、今後その結果の公表も予定されています。

このことから、本計画では、国の動向などを踏まえながら、弾力的かつ効果的な運用を図るとともに、計画期間中であっても必要に応じ見直しを行うものとします。

4 計画の評価と検証

本計画では、基本理念の実現を目指し、各施策の取組の成果を把握していくため、第5章 に成果指標を設定しています。

今後は、成果指標に基づきながら、各施策の進捗や達成状況を把握し、施策の立案や見直 しなどに活かすことにより、効果的・効率的にひとり親家庭等の自立の促進を図っていきま す。 7

第7章 資料

第7章 資料 (一部添付)

- 1 札幌市ひとり親家庭等自立促進計画策定経過
- 2 札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会設置要綱
- 3 札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会委員名簿
- 4 ひとり親家庭等の制度の変遷
- 5 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針
- 6 ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート(母子家庭調査票)
- 7 前計画の施策の実施状況
- 8 パブリックコメント手続き(未作成)

| 札幌市ひとり親家庭等自立促進計画策定経過

年月	会議等	事項
平成 29 年 5 月	策定方針決定	
8月	第1回札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会	①計画の策定について、②ひとり親家庭等の現状について、③ アンケート調査の内容について
同月	アンケート調査(8/22~9/4)	ひとり親家庭等の生活と意識に 関するアンケート調査
9月	 第1回札幌市子ども・子育て会議 	計画策定の報告
10 月	第 2 回札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会	①現行計画の実施状況について、②アンケート調査結果について
11 月	 第3回札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会 	計画素案について
同月	子どもの権利総合推進本部関係課長会議	計画案について
同月	 子どもの権利総合本部兼企画調整会議幹事会(部長会議) 	計画案について
12 月	子どもの権利総合本部企画調整会議(局長会議)	計画案について
平成 30 年 1 月	 第 2 回札幌市子ども・子育て会議 	計画案の報告
2 月	パブリックコメントの実施(2/7~3/8)	計画案の公表
	(以下は、今後の予定)	
●月	 第 4 回札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会 	パブリックコメント報告
●月	計画公表	

| 札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会設置要綱

平成 29 年 5 月 22 日 子ども未来局長決裁

(設置目的)

第1条 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」を札幌市のひとり親家庭等に対する福祉増進施策の一環として策定するにあたり、学識経験者、母子父子福祉団体及びその他関係団体等から幅広く意見を聴取するため札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 協議会は10名以内の委員で構成する。
- 2 委員は、市民、学識経験者、母子父子福祉団体及びその他関係団体等のうちから市長が委嘱 する。なお、市民委員は1名とし、公募により行う。
- 3 協議会には、委員の互選により議長及び副議長を置く。

(運営)

- 第3条 協議会は、議長が招集する。
- 2 会議は、議長が主宰する。
- 3 議長に事故あるときは、副議長がその職務を代行する。
- 4 協議会は、必要に応じ関係職員等の出席を求め、その意見を求めることができる。
- 5 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。ただし、特別な事情があるときはこの限りではない。
- 2 委員に補欠が生じた場合は、必要に応じて委員を補充できることとし、その任期は前任者の 残任期間とする。
- 3 委員への謝礼は、会議1回に対して12,500円(税込み)を支給するものとする。

(帝経)

第5条 協議会の庶務は、子ども未来局子育て支援部子育て支援課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会において定める。

附則

この要綱は、平成29年5月22日から施行する。

| 札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会 委員名簿

所 属 (略称)	職名等	氏 名 (五十音順・敬称略)
母子生活支援施設もいわ荘	施設長	ない がり
北海道労働局職業安定課	課長補佐	かま だ まさ し 鎌 田 正 志
市民委員	市民	きさ や あけ み 笹 谷 明 美
札幌国際大学	教授	にな がわ 品 川 ひろみ
札幌市社会福祉協議会	地域福祉部長	馬場伸哉
札幌市中央区保健福祉部	母子・婦人相談員	前優美子
札幌市母子寡婦福祉連合会	理事長	* はら きょう こ 箭 原 恭 子
札幌弁護士会	弁護士	古田 玲 英

| 母子父子寡婦福祉制度の変遷

昭和 39 年	「母子福祉法」制定	
ALTH OUT	母子家庭の生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、母子家庭の福祉を図ることを目的として制定	
昭和 56 年	「母子福祉法」改正(題名改正:「 母子及び寡婦福祉法」) 対象を寡婦に拡大	
平成14年11月	「母子及び寡婦福祉法」改正 「子育て・生活支援」、「就業支援」、「養育費の確保」、「経済的支援」を柱とする総合的な支援施	
	策を推進することとされ、国による基本方針の策定、都道府県等による自立促進計画の策定が明示された。	
平成 15 年 3 月	「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」策定	
	国や地方公共団体が講ずべき措置や、地方公共団体の策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画に関する指針が示された。(対象期間:平成15年度~平成19年度)	
平成 15 年 8 月	│ │「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」施行	
	母子家庭の母の就業支援に関する特別の立法措置	
平成 16 年 2 月	 「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」一部改正	
十成10 平 2)]	「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」を踏まえた改正	
平成 20 年 4 月	「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」改正	
	国や地方公共団体が構ずべき措置や、地方公共団体の策定する母子家庭等及び寡婦自立促進計画の指針が示された。(対象期間:平成20年度~平成24年度)	
平成 22 年 6 月	「児童扶養手当法」改正	
	平成 22 年 8 月から支給対象を父子家庭に拡大	
平成 25 年 3 月	「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」施行	
	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援について特別の立法措置	
同月	「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」一部改正	
	「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」を踏まえた改正。また、対象期間が2年間延長され、平成26年度までとされた。	
平成 26 年 6 月	 「児童扶養手当法」改正	
	児童扶養手当と公的年金等との併給制限が見直され、平成 26 年 12 月から公的年金等との差額 を支給	
平成 26 年 10 月	 「母子及び寡婦福祉法」改正(題名改正:「 母子及び父子並びに寡婦福祉法 」)	
	対象を父子家庭へ拡大するとともに、支援体制の充実・強化が図られた。	
平成 27 年 10 月	「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」改正	
	国や地方公共団体が構ずべき措置や、地方公共団体の策定する母子家庭等及び寡婦自立促進計画の指針が示された。(対象期間:平成27年度~平成31年度)	
平成 28 年 5 月	「児童扶養手当法」改正	
	平成 28 年 8 月から第 2 子以降の加算額を増額	

母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために必要な措置に関する基本的な方針

(平成二十七年十月二日)

(厚生労働省告示第四百十七号)

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第十一条第一項の規定に基づき、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針を次のように定めたので、同条第四項の規定により告示する。なお、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(平成二十年厚生労働省告示第二百四十八号)は、廃止する。

母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針

目次

はじめに

- 第1 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- 第2 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となる べき事項
- 第3 都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき基本的な事項

はじめに

- 1. 方針のねらい
 - (1) 母子家庭及び父子家庭施策の必要性

我が国の年間離婚件数は、平成 14 年を最多に減少しているものの、母子家庭及び父子家庭が増加している。現実の母子家庭の置かれている生活実態や就業状況等を見ると、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うこととなった直後から、その生活は大きく変化し、住居、収入、子どもの養育等の面で様々な困難に直面することとなる。

母子家庭の母の場合、就業経験が少なかったり、結婚、出産等により就業が中断していたことに加え、事業主側の母子家庭に対する理解不足等により、その就職又は再就職には困難が伴うことが多い。また、保育所等における待機児童が今なお都市部で多い中で、就業しても低賃金や不安定な雇用条件等に直面することが多い。さらに、約8割の離婚母子家庭は養育費が支払われていない。こうしたことなどから、その80.6%が就業しているにもかかわらず、平均年間就労収入は181万円と低い水準にとどまっているのが現状である。パート・アルバイト等の形態での就労が47.4%、その平均年間就労収入は125万円となっており、依然としてパート・アルバイト等の平均年間就労収入が低い形態で就労する者の割合は高いままである。また、子どもの養育や教育のために収入を増やそうと複数の職場で就業したり、より良い就業の場の確保のために自らの職業能力を高めるなど、懸命な努力をする中で、中にはその努力が結果として健康面での不安を招き生活をより困難にしている場合もある。

こうしたことから、特に母子家庭施策については、子育てをしながら収入面・雇用条件等でより 良い就業をして、経済的に自立できることが、母本人にとっても、子どもの成長にとっても重要な ことであり、就業による自立支援の必要性が従来以上に高まっている。

一方、父子家庭の父については、既に家計の担い手として就業していた場合が多いことから、その平均年間就労収入は平成 22 年で 360 万円となっている。その一方で、パート・アルバイト等の形態で就労する者が 8.0%と一定割合存在し、その平均年間就労収入は平成 22 年で 175 万円と

低い水準となっていることから、こうした家庭に対する就業の支援が必要である。また、母子家庭の母に比べて家事等生活面で多くの困難を抱えており、子育てや家事の支援の重要性が非常に高い。このような母子家庭及び父子家庭の置かれた厳しい雇用・経済状況を背景として、厚生労働省の「平成 25 年国民生活基礎調査」によると、子どもがいる現役世帯(世帯主が 18 歳以上 65 歳未満で 17 歳以下の子どもがいる世帯)のうち、大人が一人の世帯の貧困率は、平成 24 年で 54.6%(平成 21 年 50.8%)となっており、平成 22 年の国際比較では、OECD諸国の中でも高くなっている(OECD(2014)Family database "Child poverty")。こうした状況にあって、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策は極めて重要である。このため、子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成 25 年法律第 64 号)及び子供の貧困対策に関する大綱(平成 26 年8月 29 日閣議決定)を踏まえ、貧困の世代間連鎖の解消を目指し、母子家庭及び父子家庭に関する施策を講じていく必要がある。

また、離別後の子どもの養育においては、その養育に対する責務は両親にあり、離婚により変わるものではない。子どもを監護しない親からの養育費は、子どもの権利であるにもかかわらず、その確保が進んでいないことから、親の子どもに対する責務の自覚を促し、子どもを監護する親は子どもを監護しない親に養育費を請求し、また、子どもを監護しない親は、その責務を果たしていくべきことを、社会全体が当然のこととする気運を醸成していくこととともに、更なる養育費確保に向けた取組を推進していく必要がある。

さらに、母子、父子を問わず親との離死別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、そのことが子どもの精神面に与える影響や進学の悩みなど、子どもの成長過程において生じる諸問題についても、十分な配慮が必要である。

このように、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の抱えている困難は、多くが複雑に重なり合っていることから、引き続き総合的な支援策を推進する必要がある。その際には、施策の実施主体は、精神面で支えを必要としている場合や養育能力や生活能力が欠けている場合において適切な援助を行うなど、生活について幅広く支援する仕組み、個々の世帯の抱える問題に対し相互に支え合う仕組みを活用するなど、きめ細かな配慮をすることが求められており、そうした観点から、母子・父子福祉団体やNPO等様々な関係者と緊密に連携を図りながら、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の置かれた状況に応じてきめ細かな支援を実施することが重要である。

(2) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦福祉対策に関する国の基本方針

我が国における母子家庭及び父子家庭並びに寡婦福祉対策は、昭和 27 年に戦争未亡人対策から 始まり 60 年以上の歴史を持っており、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦を巡る状況の変化に応じ た見直しが行われてきた。

平成 14 年には母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置いて施策を実施することとされ、離婚後等の生活の激変を緩和するために、母子家庭及び父子家庭となった直後の支援を重点的に実施するとともに、就業による自立を支援するため、福祉事務所(社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を設置する地方公共団体において、母子自立支援員が総合的な相談窓口となり、児童扶養手当等各種母子家庭及び父子家庭の支援策に関する情報提供、職業能力の開発、就職活動の支援を行う体制を整備しつつ、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開することとされた。

次に、平成 22 年には母子家庭及び父子家庭に対する自立を支援するため、父子家庭の父にも児 童扶養手当が支給されるようになった。 また、平成 24 年には、子育てと就業との両立が困難であること、就業に必要な知識及び技能を習得する機会を必ずしも十分に有してこなかったこと等の母子家庭の母が置かれている特別の事情並びに子育てと就業との両立が困難であること等の父子家庭の父が置かれている特別の事情に鑑み、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別の措置を講ずるとともに、母子家庭及び父子家庭の福祉を図るため、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(平成 24 年法律第 92 号。以下「特別措置法」という。)が成立した。

さらに、平成26年には、母子家庭の母及び父子家庭の父が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、母子家庭及び父子家庭の福祉の増進を図るため、関連法令の改正が行われ、①都道府県等(都道府県、指定都市及び中核市をいう。以下同じ。)並びに市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村(以下「市等」という。)による母子家庭及び父子家庭への支援の積極的かつ計画的な実施に関する規定の整備など母子家庭及び父子家庭に対する支援体制の強化、②高等職業訓練促進給付金等に対する公課を禁止するなど、就業や生活への支援の強化、③父子福祉資金の創設など、父子家庭に対する支援の充実、④児童扶養手当と公的年金給付等の併給調整の見直し等の措置が講ぜられることとなった。

この基本方針は、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第11条第1項の規定に基づき、母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項並びに都道府県等及び市等が策定する母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画(以下「自立促進計画」という。)の指針となるべき基本的な事項について、特別措置法等の趣旨、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の実態等を踏まえて定めることにより、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のための施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対して効果的に機能することを目指すものである。

2. 方針の対象期間

この基本方針の対象期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とする。

第1 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

以下の記述は、特に記載がないものは、母子世帯及び父子世帯に関しては厚生労働省の「全国母子世帯等調査(平成23年11月1日現在)」、寡婦に関しては厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調査(平成26年8月1日現在)による。

1. 離婚件数の推移等

離婚件数は、昭和39 年以降毎年増加し、昭和58 年をピークに減少傾向となったが、平成3年から再び増加を始め、平成14 年には289,836 件(厚生労働省「人口動態統計」)と、過去最高となった。平成15 年からは再び減少傾向となり、平成25 年の離婚件数は、231,383 件(厚生労働省「人口動態統計」)となっている。

2. 世帯数等の推移

(1) 総務省の「国勢調査」によると、「未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯」の数は、平成 22 年で 755,972 世帯となっており、平成 17 年の 749,048 世帯と比べ 0.9%増加している。また、「未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯」の数は、平成 22 年で 88,689 世帯となっており、平成 17 年の 92,285 世帯と比べ 3.9%減少している。両世帯数の合計は、平成 22 年で 844,661 世帯となっており、平成 17 年の 841,333 世帯と比べ 0.4%増加している。

- (2) 母子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む。以下同じ。)になった理由別の構成割合は、死別世帯が7.5%(平成18年9.7%)と減少する一方、生別世帯が92.5%(平成18年89.6%)と増加している。また、未婚の母の割合は7.8%(平成18年6.7%)と増加している。父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む。以下同じ。)になった理由別の構成割合は、死別世帯が16.8%(平成18年22.1%)と減少する一方、生別世帯が83.2%(平成18年77.4%)と増加している。また、未婚の父の割合は1.2%となっている。
- (3) 寡婦においては、母子世帯における生別世帯の増加を反映して、生別によるものが 60.8% (平成 15 年度「全国母子世帯等調査」42.3%) となっており、生別の割合が増加している。
- (4) 児童扶養手当の受給世帯については、平成 22 年度末は 1,055,181 世帯、平成 23 年度末は 1,070,211 世帯、平成 24 年度末には 1,083,317 世帯、平成 25 年度末は 1,073,790 世帯となって おり(「厚生労働省福祉行政報告例」)、増加傾向にあったが、平成 25 年度末は減少に転じている。

3. 年齡階級別状況等

(1) 母子世帯となった時の母の平均年齢は 33.0 歳(平成 18 年 33.9 歳)で、そのときの末子の平均年齢は 4.7 歳(平成 18 年 5.2 歳)となっている。

母子世帯の母の平均年齢は 39.7 歳(平成 18 年 39.4 歳)で、末子の平均年齢は 10.7 歳(平成 18 年 10.5 歳)となっており、母子とも平均年齢が上がっている。

(2) 父子世帯になった時の父の平均年齢は 38.5 歳(平成 18 年 37.4 歳)で、そのときの末子の平均 年齢は 6.2 歳(平成 18 年 6.2 歳)となっている。

父子世帯の父の平均年齢は 44.7 歳(平成 18 年 43.1 歳)で、末子の平均年齢は 12.3 歳(平成 18 年 11.5 歳)となっており、父子とも平均年齢が上がっている。

(3) 寡婦の平均年齢は 57.1 歳(平成 15 年度「全国母子世帯等調査」56.5 歳)で、年齢分布としては「60~64 歳」の階層が 40.3%で最も多くなっている。

4. 住居の状況

- (1) 母子世帯の持ち家率は、全体で 29.8% (平成 18 年 34.7%)、死別世帯が 61.8% (平成 18 年 64.0%)、生別世帯が 27.2% (平成 18 年 31.7%)となっており、両者に大きな違いが見られる。 持ち家以外については、借家 32.6% (平成 18 年 30.4%)、公営住宅 18.1% (平成 18 年 15.0%)、 同居 11.0% (平成 18 年 7.9%)等となっている。
- (2) 父子世帯の持ち家率は、66.8%(平成 18 年 58.3%)となっている。持ち家以外については、借家 15.2%(平成 18 年 11.1%)、公営住宅 4.8%(平成 18 年 6.5%)、同居 7.8%(平成 18 年 18.1%)等となっている。
- (3) 寡婦の持ち家率は、64.5%(平成15 年度「全国母子世帯等調査」60.9%)となっている。持ち家以外については、公営住宅14.9%(平成15 年度「全国母子世帯等調査」12.3%)、借家11.8%(平成15 年度「全国母子世帯等調査」16.4%)、同居5.6%(平成15 年度「全国母子世帯等調査」4.1%)等となっている。

5. 就業状況

(1) 母子世帯の母については、80.6%(平成 18 年 84.5%)が就業しており、就業している者のうち 正規の職員・従業員が 39.4%(平成 18 年常用雇用者 42.5%)、パート・アルバイト等が 47.4% (平成 18 年臨時・パート 43.6%)等となっている。母子世帯になる前に就業していた者の割合は 73.7%(平成 18 年 69.3%)(うち正規の職員・従業員 29.5%(平成 18 年常用雇用者 28.7%)、 パート・アルバイト等 52.9%(平成 18 年臨時・パート 48.9%))であり、母子世帯になる前に就 業していなかった母のうち、69.1%(平成 18 年 75.6%)が現在就業している(正規の職員・従業 員 31.1%(平成 18 年常用雇用者 37.7%)、パート・アルバイト等 57.4%(平成 18 年臨時・パート 51.6%))。現在従事している仕事の内容は、事務が 21.8%(平成 18 年 25.2%)、サービス職業が 23.0%(平成 18 年 19.6%)となっている。勤務先事業所の規模は、6~29 人のものが最も多く、300 人未満の規模までで全体の約 6割となっている。

また、母子世帯の母で資格を有している割合は、55.7%(平成 18 年 56.9%)と減少しており、 「資格が現在の仕事に役立っている」と回答した者の割合も 60.7%(平成 18 年 76.6%)と減少 している。

さらに、現在就業している者のうち、31.9%(平成 18 年 33.8%)が転職を希望しているが、その理由は「収入がよくない」が52.6%(平成 18 年 49.7%)と約半分を占めている。

(2) 父子世帯の父については、父子世帯になる前に就業していた者の割合が 95.7% (平成 18 年 98.0%)とほとんどが就業しており、その後も 91.3% (平成 18 年 97.5%)と大半が就業している。 就業している者を雇用形態別に見ると、正規の職員・従業員が 67.2% (平成 18 年常用雇用者 72.2%)、自営業が 15.6% (平成 18 年事業主 16.5%)、パート・アルバイト等が 8.0% (平成 18 年臨時・パート 3.6%) 等となっている。

また、現在就業している者のうち、24.2%(平成 18 年 21.6%)が転職を希望しており、その理由は「収入がよくない」が 47.6%と約半分を占めている。

(3) 寡婦については、86.7%(平成15 年度「全国母子世帯等調査」68.1%)が就業しており、就業している者を雇用形態別に見ると、正規の職員・従業員が34.1%(平成15 年度「全国母子世帯等調査」 常用雇用者35.9%)、パート・アルバイト等が35.7%(平成15 年度「全国母子世帯等調査」 臨時・パート40.0%)等となっている。

6. 収入状況

- (1) 母子世帯の母自身の平成 22 年の平均年間収入金額(就労収入、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に基づく給付、児童扶養手当、養育費等全ての収入の金額。以下同じ。)は 223 万円、母自身の平均年間就労収入金額は 181 万円(平成 17 年 171 万円)、世帯の平均年間収入金額(平 均世帯人員 3.42 人)は、291 万円となっている。
- (2) 父子世帯の父自身の平成 22 年の平均年間収入金額は 380 万円、父自身の平均年間就労収入金額は 360 万円(平成 17 年 398 万円)、世帯の平均年間収入金額(平均世帯人員 3.77 人)は、455 万円となっている。
- (3) 母子世帯の母の最終学歴別の平均年間就労収入は、中学校 129 万円、高校 169 万円、高等専門学校 199 万円、短大 186 万円、大学・大学院 297 万円、専修学校・各種学校 201 万円となっている。
- (4) 父子世帯の父の最終学歴別の平均年間就労収入は、中学校 233 万円、高校 356 万円、高等専門学校 276 万円、短大 302 万円、大学・大学院 555 万円、専修学校・各種学校 324 万円となっている。

7. 学歴の状況

- (1) 母子世帯の母の最終学歴は、中学校 13.5%、高校 48.0%、高等専門学校 4.2%、短大 12.1%、 大学・大学院 6.9%、専修学校・各種学校 14.0%となっている。
- (2) 父子世帯の父の最終学歴は、中学校 15.4%、高校 51.6%、高等専門学校 4.6%、短大 2.0%、大学・大学院 15.6%、専修学校・各種学校 9.5%となっている。

8. 相対的貧困率

厚生労働省の「平成 25 年国民生活基礎調査」によると、子どもがいる現役世帯(世帯主が 18 歳以上 65 歳未満で子どもがいる世帯)のうち、大人が一人の世帯の貧困率は、平成 24 年で 54.6%(平

成 21 年 50.8%)となっており、平成 22 年の国際比較では、OECD諸国の中でも高い(OECD(2014) Family database "Child poverty")。

9. 養育費の取得状況

(1) 離婚母子世帯のうち養育費の取り決めをしている世帯は、37.7% (平成 18 年 38.8%) となっている。養育費の取り決めをしていない理由としては、「相手に支払う意思や能力がないと思った」が 48.6% (平成 18 年 47.0%) と最も多く、次いで「相手と関わりたくない」が 23.1% (平成 18 年 23.7%)、「取り決めの交渉をしたが、まとまらなかった」8.0% (平成 18 年 9.5%) となっている。

また、養育費の受給状況については、現在も受給している者が 19.7%(平成 18 年 19.0%)、 受けたことがある者が 15.8%(平成 18 年 16.0%)、受けたことがない者が 60.7%(平成 18 年 59.1%)となっている。

養育費を現在も受けている又は一度でも受けたことがある者の養育費の1世帯当たりの平均額は、月額43,482円(平成18年42,008円)となっている。

離婚の際又はその後、子どもの養育費の関係でだれかに相談をした者は、全体の 54.4%(平成 18 年 54.4%)であるが、そのうち相談相手は、親族が 43.9%(平成 18 年 45.9%)で最も多く、次いで家庭裁判所 24.4%(平成 18 年 25.5%)、弁護士 12.4%(平成 18 年 14.1%)、知人・隣人 8.8%(平成 18 年 7.1%)等となっている。

(2) 離婚父子世帯のうち養育費の取り決めをしている世帯は、17.5%(平成 18 年 15.5%)となっている。養育費の取り決めをしていない理由としては、「相手に支払う意思や能力がないと思った」が34.8%(平成18 年 30.6%)と最も多く、次いで「自分の収入等で経済的に問題がない」が21.5%(平成18 年 32.2%)、「相手と関わりたくない」が17.0%(平成18 年 18.2%)となっている。また、養育費の受給状況については、現在も受給している者が4.1%(平成18 年 2.0%)、受けたことがある者が2.9%(平成18 年 2.0%)、受けたことがない者が89.7%(平成18 年 88.5%)となっている。

養育費を現在も受けている又は一度でも受けたことがある者の養育費の1世帯当たりの平均額は、月額32,238円(平成18年22,500円)となっている。

離婚の際又はその後、子どもの養育費の関係でだれかに相談をした者は、全体の 27.8%(平成 18 年 38.5%)であるが、そのうち相談相手は、親族が 44.8%(平成 18 年 56.1%)で最も多く、次いで家庭裁判所 22.4%(平成 18 年 19.3%)、弁護士 11.2%(平成 18 年 8.8%)、知人・隣人 11.2%(平成 18 年 3.5%)等となっている。

10. 面会交流の実施状況

- (1) 離婚母子世帯のうち、面会交流の取り決めをしている世帯は 23.4%、現在も面会交流を行っている世帯は 27.7%となっている。
- (2) 離婚父子世帯のうち、面会交流の取り決めをしている世帯は 16.3%、現在も面会交流を行っている世帯は 37.4%となっている。

11. 子どもの状況等

(1) 母子世帯における1世帯当たりの子ども(20 歳未満)の数は、「1人」が54.7%(平成18 年54.1%)、「2人」が34.5%(平成18 年35.6%)となっており、平均1.58 人(平成18 年1.58 人)となっている。

就学状況別に見ると、小学生のいる世帯が 31.3% (平成 18 年 35.2%) で最も多く、中学生のいる世帯が 20.5% (平成 18 年 19.4%)、高校生のいる世帯が 20.4% (平成 18 年 18.9%) となっている。

小学校入学前の子どものいる母子世帯は全体の 16.2%(平成 18 年 17.1%)となっている。その子どもの養育の状況については、保育所の割合が 61.7%(平成 18 年 65.3%)と最も高く、また、その割合が減少し、親本人、親以外の家族等が養育している割合が増加している。

(2) 父子世帯における1世帯当たりの子ども(20 歳未満)の数は、「1人」が54.7%(平成18 年50.3%)、「2人」が36.0%(平成18 年38.7%)となっており、平均は1.56 人(平成18 年1.62人)となっている。

就学状況別にみると、小学生のいる世帯が 27.9%(平成 18 年 31.0%)と最も多く、中学生のいる世帯が 24.5%(平成 18 年 24.1%)、高校生のいる世帯が 25.1%(平成 18 年 21.4%)となっている。小学校入学前の児童のいる父子世帯は全体の 8.1%(平成 18 年 12.1%)となっている。

その子どもの養育の状況については、母子世帯同様、保育所の割合が 67.6%(平成 18 年 46.2%) と最も高く、その割合が増加している。

(3) 母子世帯及び父子世帯の 16 歳の者のうち、平成 23 年 11 月 1 日現在で高等学校に在籍している者の割合は 92.8%、高等専門学校に在籍している者の割合は 1.1%、就労している者の割合は 0.8% となっている。また、19 歳の者のうち、平成 23 年 11 月 1 日現在で大学及び短期大学に在籍している者の割合は 23.9%、専修学校等に在籍している者の割合は 17.8%、就労している者の割合は 33.0%となっている。

12. その他

(1) 公的制度の利用状況等

公共職業安定所を利用したことがある者は、母子世帯で 69.1%、父子世帯で 49.4%となっており、制度を知らなかった者は、母子世帯で 2.2%、父子世帯で 4.5%となっている。

一方で、母子・父子自立支援員による相談・支援を利用している又はしたことがある者は、母子世帯で 4.7%、父子世帯で 1.7%であり、制度を知らなかった者は、母子世帯で 46.4%、父子世帯で 45.0%であったほか、母子家庭等就業・自立支援センター事業については、利用したことがある者が母子世帯で 8.1%、父子世帯で 0.7%であり、制度を知らなかった者が母子世帯で 35.1%、父子世帯で 45.8%、高等職業訓練促進給付金については、利用したことがある者が母子世帯で 1.5%、制度を知らなかった者が母子世帯で 49.7%、母子福祉資金については、利用したことがある者が母子世帯で 6.3%、制度を知らなかった者が 63.6%となっている。

また、厚生労働省「平成 25 年度母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況」によると、都道府県等及び市等において、母子・父子自立支援プログラム策定等事業を実施している割合が 62.7%、ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施している割合が 54.6%となっており、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立支援施策は、自治体によって取組状況に差がある。

(2) 子どもについての悩み

- ① 母子世帯の抱える子どもに関する悩みの内容については、「教育・進学」が 56.1% (平成 18 年 56.4%) と最も多く、「しつけ」が 15.6% (平成 18 年 19.0%) で次いでいる。
- ② 父子世帯の抱える子どもに関する悩みの内容については、「教育・進学」が 51.8% (平成 18 年 50.6%) と最も多く、「しつけ」が 16.5% (平成 18 年 12.8%) で次いでいる。

(3) 困っていること

- ① 母子世帯における母が困っている内容については、「家計」が 45.8% (平成 18 年 46.3%) で最も多く、「仕事」19.1% (平成 18 年 18.1%)、「住居」13.4%(平成 18 年 12.8%)の順となっている。
- ② 父子世帯における父が困っている内容については、「家計」が 36.5%(平成 18 年 40.0%)で最も 多く、「仕事」17.4%(平成 18 年 12.6%)、「家事」が 12.1%(平成 18 年 27.4%)の順となっている。

③ 寡婦における困っている内容については、「家計」が 23.8%(平成 15 年度「全国母子世帯等調査」 26.8%)と最も多く、「自分の健康」21.5%(平成 15 年度「全国母子世帯等調査」 29.1%)、「親族の健康・介護」が 20.5%の順となっている。

(4) 相談相手について

相談相手がありと回答があったのは、母子世帯では 80.4%(平成 18 年 76.9%)、父子世帯では 56.3%(平成 18 年 59.4%)、寡婦では 85.0%(平成 15 年度「全国母子世帯等調査」77.2%)となっている。

相談相手がありと回答した者のうち、相談相手が公的機関と回答があったのは、母子世帯では、2.4%(平成 18 年 1.2%)、父子世帯では 3.6%(平成 18 年 0.9%)、寡婦では 4.3%(平成 15 年 度「全国母子世帯等調査」0.7%)となっている。

また、相談相手がいないと回答した者のうち、相談相手が欲しいと回答した者は、母子世帯では 61.8%(平成 18 年 67.9%)、父子世帯では 50.4%(平成 18 年 53.8%)、寡婦では 64.2%(平成 15 年度「全国母子世帯等調査」61.5%)となっている。

13. まとめ

(1) 母子世帯及び寡婦の状況

母子世帯については、生別世帯の割合が増加している。就業状況は、パート・アルバイト等の割合が増加し、就労収入は、一般世帯と比較するとなお低い水準にある。養育費も大半が取得していない状況に変わりはない。その結果、家計について困っているとの回答が最も多くなっている。また、子どもの「教育・進学」や「しつけ」に悩みを抱えている。

このように、母子世帯については、特に、子育てと仕事の両立支援、より収入の高い就業を可能にするための支援、学習支援等の児童に対する支援、養育費取得のための支援、生活の場の整備等が重要と考えられ、それらの必要性が従来以上に高まっている。また、母子・父子自立支援員を始めとした公的制度の認知度が低く、利用状況が低調となっていることから、支援施策の周知によりその利用を促進していくことが求められている。

寡婦については、家計や自身の健康、親族の健康・介護で困っているとの回答が同程度あることから、就業面や生活面において、必要に応じた支援が重要と思われる。

(2) 父子世帯の状況

父子世帯については、生別世帯の割合が増加しており、母子世帯に比べて、持ち家率が高い。また、父子世帯となる以前からほとんどの者が就業しており、その大部分は正規の職員・従業員であるが、父子世帯の平均年間収入は児童のいる世帯の平均所得金額 658.1 万円(平成 23 年「国民生活基礎調査」)より低くなっている。また、パート・アルバイト等の形態で就業する者が一定割合存在し、その就労収入が低い水準にとどまる者もいるとともに、母子世帯に比べて家事等生活面で多くの困難を抱え、相談相手が少ないという傾向がある。さらに、母子世帯と同様、子どもの

このように、父子世帯については、特に、子育て·家事と仕事の両立支援や相談支援、就業支援、 学習支援等の児童に対する支援等が重要と考えられる。また、母子・父子自立支援員による相談・ 支援を始めとした公的制度の認知度が低く、利用状況が低調となっていることから、支援施策の周 知によりその利用を促進していくことが求められている。

第2 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき 事項

- 1. 今後実施する母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策の基本的な方向性
 - (1) 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携

「教育・進学」や「しつけ」に悩みを抱えている。

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦については、就業による自立促進を図ることが重要であること から、就業支援の更なる拡充と、きめ細かな福祉サービスの推進とに主眼を置いて、①子育てや生 活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開することとする。

その際、国、都道府県等及び市等が、適切に役割を分担しながら、互いに連携することが必要である。

国は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策に係る施策や制度の企画・立案を行う。また、効果的な施策の展開のための調査・研究や、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策に係る施策の普及・啓発、関係者の研修等を行う。さらに、都道府県が市等における母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策を効果的かつ効率的に実施するための課題や方策の検討について、地域の実情に応じて支援する体制を整備するとともに、連絡会議等を通じて、都道府県等や市等の自立促進計画、施策や取組について情報提供を行うなど、都道府県や市町村に対する支援を行う。都道府県等及び市等では、この基本方針に即して、自立促進計画を策定すること等を通じて、地域の実情に応じて、計画的に母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策を実施することが必要である。また、母子・父子自立支援プログラム策定等事業、母子家庭等就業・自立支援事業等の自ら実施すべき施策を推進することが求められる。都道府県等及び市等は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第10条の2の規定の趣旨を踏まえ、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のために最も適切な支援を総合的に受けられるようにするため、地域の実情に応じた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のための支援を行う者の活動の連携及び調整を図るよう努めなければならない。

都道府県は、広域的な観点から、市町村が実施する就業支援や生活支援が円滑に進むよう、市等における自立促進計画の策定状況や各種施策の取組状況などについて情報提供を行うなど、市町村に対する支援を行うことが必要である。

市町村は、母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業及び寡婦日常生活支援事業(以下「ひとり親家庭等日常生活支援事業」という。)、母子家庭生活向上事業、父子家庭生活向上事業及び寡婦生活向上事業(以下「ひとり親家庭等生活向上事業」という。)等の自ら実施すべき施策を推進するとともに、住民に身近な地方公共団体として、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、相談に応じ、施策や取組について情報提供を行うことが必要である。特に、市等では、児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行う重要な役割を担うことが求められる。

(2) 関係機関相互の協力

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦への支援については、就業支援と子育て・生活支援を組み合わせて実施することが重要であることから、母子・父子自立支援員、福祉事務所その他母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する機関、児童委員、児童家庭支援センター、母子生活支援施設、母子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の支援を行う関係機関が相互に協力することが必要である。

また、家計、仕事、家事、住居、子どもの教育・進学、親族の健康・介護、児童虐待、配偶者からの暴力など、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の抱える課題は多岐にわたっていることから、福祉や教育など幅広い分野にわたる関係機関が相互に連携することも必要である。あわせて、児童扶養手当の現況届提出時等の機会を積極的に活用し、子育て、生活、就業、養育費等に関する相談に集中的に対応できる体制の構築を図ることも必要である。

(3) 相談機能の強化

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦は、母子家庭の母又は父子家庭の父になった理由や、自身や子どもの年齢、住居や同居家族の状況、学歴・職歴や現在の職業、就業や転職への意欲等により多様な支援を必要としており、また、配偶者からの暴力や児童虐待の課題など多様な課題を抱えている場合もある。このため、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の悩みや課題の内容のいかんにかかわらず、まず相談でき、それぞれの悩みや課題に応じ、様々な支援メニューを組み合わせて、また、必要に応じて、他の支援機関につなげることによって、総合的・包括的な支援を行う相談支援体制を整えることが重要である。

その際、母子・父子自立支援員は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の抱えている問題を把握し、母子・父子福祉団体等と連携し、その解決に必要かつ適切な助言及び情報提供を行うなど、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対する総合的な相談窓口として重要な役割を担うことが求められる。また、地域における福祉の増進を図る児童委員においては、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦について相談に応じ、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る制度、施設及びサービスについて助言し、母子・父子自立支援員と連携して問題の解決に努めること等が重要である。さらに、母子・父子自立支援員の受けた相談内容の割合が母子父子寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当などに関するものが多い状況を踏まえると、相談窓口に就業支援を担当する者(以下「就業支援専門員」という。)を配置して就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員と連携することで、相談支援体制の質・量の充実を図ることが望ましい。そのため、相談窓口に関する分かりやすい情報提供等に取り組んでいくことが必要である。

また、行政とのあらゆる接点を通じて困難に陥る前から相談・支援につなげ、必要な支援メニューにつなげる体制を構築するため、離婚届提出時、児童扶養手当の受給資格認定時、現況届提出時等あらゆる機会を捉え、支援窓口につなげる仕組みを構築する必要がある。

都道府県等及び市等は、福祉事務所等の相談窓口に、母子・父子自立支援員を適正に配置した上で、更にそれぞれの実情に応じ、就業支援専門員を配置するとともに、児童扶養手当、子育て支援、離婚や妊娠に係る相談窓口や支援機関との連携を密にすることにより、具体的な支援メニューにつなげる支援体制を整備することが重要である。また、相談窓口の整備に当たっては、地域の実情に応じ、母子生活支援施設等の児童福祉施設や民間団体の活用を検討することも重要である。あわせて、相談支援を担う人材を確保すること及び資質の向上のための研修等の機会を提供すること等を通じて、相談機能の強化を図るとともに、相談窓口の周知により利用を促すことが必要である。

また、都道府県及び市町村は、平成20年4月から実施されている児童扶養手当の一部支給停止措置に関連する手続について、プライバシーの保護に配慮しつつ、必要な情報の提供や相談等を行う必要がある。

(4) 子育て・生活支援の強化

母子家庭の母及び父子家庭の父が、安心して子育てと就業・就業のための訓練との両立ができるようにするため、また、就業が直ちに困難な場合に母子家庭の母及び父子家庭の父の状態に応じた自立を図るためには、多様な保育サービスやファミリー・サポート・センター事業などの一般の子育て支援を積極的に活用してもらうとともに、母子家庭の母及び父子家庭の父の居宅への家庭生活支援の派遣等による日常生活支援の拡充、母子家庭の母及び父子家庭の父に対する子育てに関する講習会等の開催、親同士の情報交換の場の提供等に取り組むことが重要である。さらに、世代間の貧困の連鎖を防止するためにも、母子家庭及び父子家庭の児童の生活の向上を図るため、放課後児童クラブ等の終了後の居場所の提供、学習支援等に取り組むことが重要である。

(5) 就業支援の強化

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立、生活の安定と向上を図るためには、その就業やより良い条件での転職を支援し、就業により収入を安定的に確保することが重要である。支援に当たっては、その置かれた状況を的確に把握し、その状況等に対応した施策を充実させていく必要がある。これまでも、母子家庭の母及び父子家庭の父に対する就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供や、児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、個々の受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムの策定のほか、公共職業訓練の実施、職業能力開発のための給付金、母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用を促進するための事業主に対する助成金等の施策を実施しているが、特に就業への効果が高い母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金については、全ての都道府県等及び市等において積極的な実施とその周知が求められるとともに、今後は、母子家庭の母及び父子家庭の父の学び直しの視点も含め、就業支援を拡充することが求められる。

(6) 養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進

養育費の確保については、養育費の取り決めや確保が適切になされるよう、離婚する前からの意識付けが重要であり、養育費等の取り決め合意書のひな形を作成し、離婚届と同時に交付すること等を通じた離婚当事者に対する周知啓発や相談等に対応する者に対する支援、弁護士による養育費相談の実施が重要である。また、面会交流については、基本的には子どもの立場からその実施が望ましいことであるが、他方で、児童虐待や配偶者からの暴力等により面会交流が適切でない場合があるとともに、養育費相談とは異なる専門性が必要である。このため、面会交流に関する意義や課題などを双方の親を含む関係者が認識した上で、取り決め・実施が適切になされるよう、国、都道府県及び市町村は、関係機関や民間団体と協力して周知啓発や相談対応を実施していくことが重要である。

(7) 福祉と雇用の連携

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の早期自立を図るためには、早期の段階における支援が重要である。こうした観点から、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦を初期の段階で把握し、生活全般にわたり親身な相談に応じるとともに、経済的自立を図る上で必要な就業に関する情報や、就業する際の子育て支援など、福祉と雇用の施策の緊密な連携が不可欠である。そのため、国の労働部局と都道府県及び市町村、また、都道府県及び市町村の福祉部局と産業労働部局が緊密に連携することが求められる。

(8) 子どもの貧困対策

就業により安定した収入を確保し、母子家庭の母及び父子家庭の父の自立、生活の安定と向上を図ることは、子どもの貧困対策にも資するものである。子供の貧困対策に関する大綱に基づき、関係機関と連携しつつ、各施策を実施していくことが重要である。

2. 実施する各施策の基本目標

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立を図るためには、①子育てや生活支援策、②就業支援策、 ③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的かつ計画的に展開することが不可欠であり、これを積極 的に推進する。これにより、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の収入状況、就業状況、養育費取得状 況等の生活状況の好転を図る。

(1) 子育てや生活の支援策

母子家庭の母及び父子家庭の父が、安心して子育てと就業・就業のための訓練との両立ができるよう、保育所等の優先的利用等、保育サービスの提供、公営住宅の積極的な活用の推進等、子育てや生活の面での支援体制の整備を促進する。

また、地域の相互扶助による子育てや生活の面での支援を推進する。

(2) 就業支援策

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が十分な収入を得ることができ、自立した生活をすることができるよう、職業能力向上のための訓練、効果的な就業あっせん、就業機会の創出等を実施するなど、就業面での支援体制の整備を促進する。

(3) 養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進

母子家庭及び父子家庭の児童が必ず養育費を取得できるよう、養育費の支払についての社会的気運の醸成、養育費や面会交流についての取り決めの促進を図るなど、養育費確保面での相談体制の整備を促進する。また、面会交流は、基本的には子どもの立場からその実施が望ましいことから、児童虐待や配偶者からの暴力等により面会交流が適切でない場合があることや養育費相談とは異なる専門性が必要であること等に留意の上、相談に対応すること等により、面会交流の取り決めの促進を図る。

(4) 経済的支援策

母子家庭及び父子家庭にとって重要な経済的な支えとなっている児童扶養手当制度を利用しやすくするために、制度について積極的に情報提供を実施する。また、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度を利用しやすくするために、制度について積極的に情報提供を実施するとともに、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の実態等に対応した貸付金制度の整備及びその適正な実施、関係職員に対する研修の実施等により、経済面での支援体制の整備を促進する。

- 3. 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
 - (1) 国等が講ずべき措置
 - ① 公共職業安定所における就業あっせん(公共職業訓練の受講あっせんを含む。)
 - ア 母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、関係機関と連携し、きめ細かな職業相談・職業紹介等を実施する。また、マザーズハローワーク等においては、子育てをしながら就職を希望する女性等に対して、個々の希望やニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施する。
 - イ 母子家庭等就業・自立支援事業の円滑な実施のため、母子家庭等就業・自立支援センターや 市等の求めに応じて、必要な求人情報の積極的な提供を行う。
 - ウ 生活保護受給者等の就労・自立の促進

児童扶養手当又は生活保護を受給している母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、公共職業安定所と福祉事務所が連携して、個々の対象者の状況、ニーズ等に応じた就労支援を実施する。

② 公共職業訓練の実施

公共職業安定機関等と連携し、母子家庭の母及び父子家庭の父を含めた求職者がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、託児サービスを付加した職業訓練や就労経験の少ない者にビジネスマナー講習等を行う準備講習をセットにした職業訓練等個々の求職者の特性に配慮した公共職業訓練を実施する。

③ 求職者支援制度の活用

雇用保険を受給できない母子家庭の母及び父子家庭の父などの求職者に対して、無料の職業訓練を提供し、一定の要件を満たす場合に当該職業訓練を受けることを容易にするための給付金を支給し、あわせて、公共職業安定所における積極的な就職支援を実施する。

④ ジョブ・カード制度の推進

母子家庭の母及び父子家庭の父などの職業能力形成機会に恵まれない者の安定雇用への移行等を促進するため、ジョブ・カードを活用したキャリア形成支援を行い、必要な者には座学と企業における実習を組み合わせた実践的な職業訓練の受講を推進する。

⑤ 特定求職者雇用開発助成金の活用

母子家庭の母及び父子家庭の父など就職が困難な求職者を雇い入れる事業主に対する特定就職 困難者雇用開発助成金について、事業主に対する周知を徹底するなどにより、その活用を推進す る。

⑥ 試行雇用を通じた早期就職の促進

母子家庭の母及び父子家庭の父に実践的な能力を取得させるなどにより、早期就職を促進する ための短期の試行雇用を実施する。

- ① 助成金を活用した正規雇用への転換等の促進 正規雇用への転換等を促進するための助成金を活用し、母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用 の安定化を促進する。
- ⑧ 厚生労働省関係機関等における母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用の促進 厚生労働省の本省や外局、関係機関において、母子家庭の母及び父子家庭の父の雇入れを促進 するように努めるとともに、厚生労働省以外の府省庁、社会福祉関係団体、公益法人等関係団体 に対して雇入れの要請を行う。
- ⑨ 事業主に対する母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関する啓発活動等の推進 事業主に対し、母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用について理解を深めてもらうための啓発 活動や、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進に向けた協力の要請を積極的に推進する。
- ⑩ 都道府県及び市町村、企業等における母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関する好事例の 周知

母子家庭の母及び父子家庭の父を積極的に雇用するなど、都道府県及び市町村や企業における 母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関する好事例について、情報を収集し、その提供を行う。

- ① 母子・父子自立支援プログラム策定等事業の支援 母子・父子自立支援プログラム策定等事業がより多くの都道府県等及び市等で実施されるよう、 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業意欲の醸成や就業促進につながる各種情報を提供する。
- ⑫ 母子家庭等就業・自立支援事業の支援

母子家庭等就業・自立支援センター事業及び一般市等就業・自立支援事業を実施している都道府県等及び市等に対し、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業促進につながる各種情報を提供する

③ 母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力

母子・父子福祉団体等母子家庭の母及び父子家庭の父の福祉の増進を主たる目的とする団体が、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進につながる業務をより多く受注できるよう、国並びに母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令(平成25年政令第3号)に定める独立行政法人及び特殊法人が物品やサービスを購入する場合には、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から購入するように努める。

- ④ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置に関する留意 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等 多様な就業の機会の確保並びにこれらに従事する人材の養成及び資質の向上に留意する。
- (15) 母子家庭及び父子家庭に対する生活の場の整備

都市機構賃貸住宅について、母子家庭及び父子家庭に対する優先入居を推進する。また、民間 賃貸住宅への母子家庭及び父子家庭の入居の円滑化を支援するため、一般財団法人高齢者住宅財 団が実施する家賃債務保証制度の活用を推進するとともに、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第10条第1項に規定する居住支援協議会(以下「居住支援協議会」という。)が行う子育て世帯等の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅の情報提供等の取組を推進する。

16 親の扶養義務の履行を確保するための施策の推進等

養育費に関しては、養育費相談支援センターにおいて、母子家庭等就業・自立支援センターで 受け付けられた養育費の取り決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談に当たる母子・父 子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの相談員等に対する研修の実施、パンフレッ ト等による普及・啓発等を行う。

また、面会交流に関しては、養育費に関する相談とは異なる専門性が必要であることに鑑み、 関係機関との役割分担を明確にした上で、養育費相談支援センターにおいて相談等の対応を行う。 なお、養育費相談支援センターでの対応が困難な場合には、その解決に資する方策や関係機関等 に関する情報提供を行い、面会交流の取り決めの促進を支援する。

さらに、養育費及び面会交流の取り決めの促進に効果的な取組に関する調査・研究等を行い、 都道府県等及び市等に情報提供することにより、都道府県等及び市等の取組を支援する。このほか、親の扶養義務の履行確保のために必要な支援を行う。

- ① 母子福祉資金貸付金等の貸付条件に関する配慮 母子福祉資金貸付金等の貸付条件について、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援が促進されるように配慮をして定める。
- ® 効果的な母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策を展開するための実態把握・研究 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策を効果的に推進するために、母子家庭及び父子家庭並び に寡婦の就業状況、収入状況、養育費の取得状況、各施策の効果などの実態を把握し、更に効果 的な支援策についてその研究・検討を進める。
- (2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

都道府県、市町村等が以下の措置を講ずるに際しては、国は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が必要なサービスを適切に受けることができるよう母子・父子自立支援員及び就業支援専門員を含めた相談体制の整備、関係機関の連携を推進しながら、当該措置が効果的に実施されるよう必要な支援を講じていくものとする。

- ① 相談支援体制の整備
 - ア 総合的な相談窓口の整備(実施主体:都道府県等及び市等)

福祉事務所等の相談窓口に、地域の実情に応じ、母子・父子自立支援員に加えて就業支援専門員を配置すること等により、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の様々な課題に対し、様々な支援メニューを組み合わせて、また、必要に応じて、他の支援機関につなげることによって、総合的な支援を行う相談窓口を整備

- イ 相談機関関係職員を対象とした研修等の実施(実施主体:都道府県及び市町村) 福祉事務所の母子・父子自立支援員や就業支援専門員等の相談機関関係職員を対象として研修を実施するほか、他の機関が行う研修会等への参加を支援
- ウ 相談機関関係職員向けのマニュアル等の作成(実施主体:都道府県等及び市等) 福祉事務所の母子・父子自立支援員や就業支援専門員等の相談機関関係職員向けの活動マニュアル等を作成
- エ 支援施策及び相談窓口に関する分かりやすい情報提供の推進(実施主体:都道府県等及び市 等)

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の支援施策に関する情報や相談窓口を分かりやすく示したパンフレット等を作成し、支援施策及び相談窓口を情報提供

- ② 子育て支援、生活の場の整備
 - ア 保育所等の優先的利用の推進等(実施主体:市町村)
 - (a) 就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、母子家庭及び父子家庭の優先的取扱いなど、母子家庭及び父子家庭の児童が保育所等を優先的に利用することができるような取組を推進
 - (b) 延長保育や休日保育、夜間保育、病児・病後児保育、一時預かりを実施
 - (c) 待機児童への対応や仕事と子育ての両立支援として、多様な保育サービスやファミリー・サポート・センター事業を活用
 - イ 放課後児童クラブの優先的利用の推進(実施主体:市町村)

放課後児童クラブについても、その実施を推進するとともに、母子家庭及び父子家庭の児童 が優先的に利用できるような取組を推進

- ウ 母子生活支援施設の整備・機能の拡充(実施主体:都道府県及び市町村)
 - (a) 母子生活支援施設に入所する母子家庭のうち早期に自立が見込まれる者を対象に、地域 社会の中の小規模な施設で、本体施設と十分な連携を図りながらその自立を重点的に支援 する小規模分園型(サテライト型)の母子生活支援施設の設置を推進

また、公設民営方式による施設整備を推進するとともに、その場合であっても母子保護 及び自立促進等の機能を十分に果たせるよう必要な体制を整備

- (b) 母子生活支援施設の機能を活用し、地域で生活する母子家庭及び父子家庭の子どもを対象とする保育機能(夜間・延長保育や入所待機の解消などのニーズにも対応)の充実を図り、地域の母子家庭の母及び父子家庭の父の子育てと仕事の両立を支援
- (c) ひとり親家庭の支援拠点としての活用

母子生活支援施設におけるひとり親家庭等生活向上事業や子育て短期支援事業の実施、 就業支援専門員の配置等を通じ、母子生活支援施設を、地域におけるひとり親家庭の支援 拠点として活用

- エ 公営住宅の積極的活用の推進(優先入居の推進等)等(実施主体:都道府県及び市町村)
 - (a) 特に居住の安定確保が必要な者として母子家庭及び父子家庭に対する公営住宅への優先 入居を推進
 - (b) 民間賃貸住宅への母子家庭及び父子家庭の入居の円滑化を支援するため、居住支援協議会が行う子育で世帯等の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅の情報提供等の取組を推進
- オ 身元保証人確保対策事業の実施(実施主体:都道府県及び市町村) 母子生活支援施設等を退所する母子家庭などが、身元保証人を得られず、住居を借りる際 に困難となることがないよう、身元保証人確保のための支援を推進
- カ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金や転宅資金の貸付けの実施(実施主体:都道府県等) 母子父子寡婦福祉資金貸付金のメニューである住宅資金や転宅資金の貸付けを通じて母 子家庭及び父子家庭への住宅支援を推進
- キ ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施(実施主体:都道府県及び市町村)
 - (a) 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の修学や疾病等の事由により家事、育児等の 日常生活に支障が生じた場合等に、多様なニーズ、時間帯に応じて家庭生活支援員を母子

家庭及び父子家庭並びに寡婦の居宅に派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において、児 童の世話等日常生活の支援を行うひとり親家庭等日常生活支援事業の実施を推進

- (b) ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施に当たっては、昼間、夜間などの多様な時間帯の利用を推進するとともに、出張等の場合に対応できる宿泊型事業の活用を推進
- (c) ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施に当たっては、事業の一部を母子・父子福祉団体、NPO、介護事業者等に委託することができるものとし、家庭生活支援員として、母子家庭の母及び父子家庭の父を積極的に活用していくとともに、その資質の向上を図るため、講習会を実施
- ク 子育て短期支援事業の実施(実施主体:市町村)
 - (a) 保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、緊急一時 的に保護を必要とする場合又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・ 精神的負担の軽減が必要な場合に、母子家庭及び父子家庭の児童を短期間預かる短期入所 生活援助(ショートステイ)事業の実施を推進
 - (b) 保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日に不在となった場合やその他の緊急の場合に、母子家庭及び父子家庭の児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行う夜間養護等(トワイライトステイ)事業の実施を推進
 - (c) 母子家庭及び父子家庭の児童が事業を優先的に利用できるような取組等を推進
- ケ ひとり親家庭等生活向上事業の実施(実施主体:都道府県及び市町村)
 - (a) 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦を対象とした家計管理等の講習会等の開催、 親同士の情報交換の場の提供等を地域の実情に応じて実施
 - (b) 母子家庭及び父子家庭の児童を対象とした学習支援等を地域の実情に応じて実施
- ③ 就業支援策
 - ア 母子・父子自立支援プログラム策定等事業の実施(実施主体:都道府県等及び市等)
 - (a) 児童扶養手当受給者等の個々の母子家庭及び父子家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、それに基づき、きめ細かな支援を行う母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施。
 - (b) 事業の実施に当たっては、児童扶養手当の受給資格認定時、現況届提出時、受給から 5 年経過した時等あらゆる機会を捉え、対象者に対する事業の紹介に努める等、自立が見込まれる対象者のプログラム策定に着実につながるよう、効率的かつ効果的に実施
 - イ 母子家庭等就業・自立支援事業の実施(実施主体:都道府県等及び市等)
 - (a) 就業に関する専門的な知識や相談経験のある者による就業相談、就業支援講習会等、就業情報の提供、在宅就業の支援、母子・父子自立支援員を始めとする就業支援関係者の研修等、一貫した就業支援サービスを提供したり、母子生活支援施設と連携を図りながら、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の地域生活の支援や養育費の取り決めを促進するための専門相談を行う母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施
 - (b) 就業支援講習会の実施

母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の能力開発に資するため、就業支援講習会を 実施

具体的には、

- ・就職に結びつく確率の高い内容の講習を重点的に実施
- ・求職活動や起業のノウハウについて講習を実施
- ・受講者のために託児サービスを提供

- ・講習会の実施に当たり、公共職業能力開発施設、女性就業援助センター等既存の施設を 有効に活用
- ・無業者等が就業するに際して、必要に応じて職場体験を行う機会を提供
- (c) 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦が身近な地域で支援を受けられるよう、母子 家庭等就業・自立支援センター事業と同種の事業を地域の実情に応じ選択し、実施する一 般市等就業・自立支援事業を実施
- (d) 都道府県等と市等は、十分な連携を図りながら、母子家庭等就業・自立支援事業を実施。 また、自ら事業を実施することのほか、母子・父子福祉団体、NPO、社会福祉協議会 等に事業の全部又は一部を委託するなど既存の施設・人材等を積極的に活用
- ウ より良い就業に向けた能力の開発
- (a) 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金等(母子家庭自立支援教育訓練給付金及び父子家庭自立支援教育訓練給付金並びに母子家庭高等職業訓練促進給付金及び 父子家庭高等職業訓練促進給付金等)の活用(実施主体:都道府県等及び市等)
 - ・母子家庭自立支援教育訓練給付金及び父子家庭自立支援教育訓練給付金 都道府県等及び市等は、その長が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母及び父 子家庭の父に対して、講座修了後に受講料の一部を支給
 - ・母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等 都道府県等及び市等は、介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2 年以上修業する場合で、就業や育児と修学の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のための給付金及び入学金の負担軽減のための一時金を給付
- (b) 技能習得期間中の技能習得資金及び生活資金の貸付け制度の活用(実施主体:都道府県等)

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の公共職業能力開発施設等における技能習得を支援し、 技能を習得している期間中の生活保障のため、適正な償還期間を設定の上、技能習得資金 及び生活資金の貸付けを実施

- (c) 保育士資格の取得の促進(実施主体:都道府県等)
 - ・家庭的保育事業の補助者としての経験を保育士養成施設における保育実習とする取扱い
 - ・家庭的保育事業の補助者としての経験を保育士試験の受験に必要な実務経験に算入
- (d) 高等学校卒業程度認定試験の合格支援(実施主体:都道府県等及び市等) 母子家庭の母及び父子家庭の父等が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講し、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、高等学校卒業程度認定試験に合格した場合に、受講費用の一部を支給
- (e) 在宅就業の支援(実施主体:都道府県等及び市等) 在宅就業を希望する母子家庭及び父子家庭に対し、専門の支援員による支援を実施
- エ 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の状況に応じた就業あっせん(公共職業安定機関等との 連携)(実施主体:都道府県等及び市等)
- (a) 都道府県等及び市等は、母子・父子自立支援員等を配置し、児童扶養手当の手続を行う際等に、公共職業安定機関等と連携して、求人情報の提供や、就職・能力開発に関する相談等を実施
- (b) 都道府県等及び市等は、公共職業安定機関等と連携し、地域における労働市場の状況に 係る情報の提供等その支援を受けつつ、母子・父子自立支援員等就業支援関係者に対する 研修を実施

オ 公共職業訓練の実施(実施主体:都道府県)

都道府県は、公共職業安定機関等と連携し、母子家庭の母及び父子家庭の父を含めた求職者がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、公共職業訓練を実施

- カ 所得の増大に結び付く就業機会創出のための支援
- (a) 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦に対する起業支援(実施主体:都道府県等) 母子家庭の母若しくは父子家庭の父又は寡婦が共同して起業する場合に、母子福祉資金 貸付金等(事業開始資金)を貸付け

また、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の起業を支援するため、起業の方法、 事業計画、資金計画、労務管理等についてのセミナーを実施

- (b) 公共的施設における雇入れの促進(実施主体:都道府県及び市町村) 都道府県及び市町村が設置する公共的施設において、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦 の雇入れを促進
- (c) 母子・父子福祉団体等への優先的な事業発注の推進(実施主体:都道府県及び市町村) 売店の優先許可の普及や、都道府県や市町村の機関による清掃業務の委託等母子・父子 福祉団体等に対する優先的な事業発注を推進
- キ 母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関する啓発活動等・情報提供
 - (a) 事業主や都道府県及び市町村の関係団体に対して母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用 について理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の 促進に向けた協力の要請を積極的に推進
 - (b) 母子家庭の母及び父子家庭の父を積極的に雇用するなどの企業等における母子家庭の母 及び父子家庭の父の雇用に関する好事例について、情報を収集し、その提供を行うととも に、その企業等の公表や表彰等を実施
- ク 母子・父子福祉団体、NPO等に対する支援
- (a) 職業紹介事業を行う母子・父子福祉団体等への支援(実施主体:都道府県及び市町村) 職業紹介事業を行う母子・父子福祉団体やNPO等に対し、公共職業安定所や福祉人材 センターと連携しつつ求人情報の提供等を実施
- (b) 母子・父子福祉団体が行う事業に対する支援(実施主体:都道府県) 母子・父子福祉団体が、母子家庭の母及び父子家庭の父の福祉の増進を図るための事業 (社会福祉事業、職業紹介事業、労働者派遣事業、信用保証業等)を行う場合に母子福祉 資金貸付金制度等を活用
- (c) 母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力(実施主体:都道府県、市町村及び地 方独立行政法人)
 - 母子・父子福祉団体等母子家庭の母及び父子家庭の父の福祉の増進を主たる目的とする 団体が、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進につながる業務をより多く受注でき るよう、地方公共団体及び地方独立行政法人が物品やサービスを購入する場合には予算の 適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から購入するように努めること
- ケ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置に関する留意(実施主体: 都道府県及び市町村)

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに従事する人材の養成及び資質の向上に留意

④ 養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進

ア 広報・啓発活動の推進(実施主体:都道府県及び市町村)

母子・父子福祉団体、NPO等の関係団体と連携して、養育費の支払や養育費及び面会交 流の取り決めに関する広報・啓発活動を推進

イ 相談体制の拡充

(a) 養育費に関する専門知識を有する相談員の配置(実施主体:都道府県等及び市等) 養育費の取り決めや支払の履行・強制執行に関する相談・調整や情報提供のほか、母子 家庭及び父子家庭への講習会などを実施するため、地域の実情に応じ、養育費に関する専 門知識を有する相談員を配置

(b) 弁護士による法律相談の実施(実施主体:都道府県等及び市等) 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、弁護士による離婚前も含めた法律相談を 実施

(c) 母子・父子自立支援員や婦人相談員等に対する養育費及び面会交流に関する研修の実施 (実施主体:都道府県等及び市等)

母子・父子自立支援員、婦人相談員、母子家庭等就業・自立支援センターの養育費に関する専門知識を有する相談員に対し、養育費の取得手続等養育費に関する事項や面会交流の相談対応、関係機関や民間団体等との連携に関する研修を実施

- (d) 母子・父子福祉団体、NPO等への支援(実施主体:都道府県及び市町村) 母子家庭及び父子家庭に対して、養育費相談や情報提供活動を実施する母子・父子福祉 団体やNPO等に対し、情報提供等の支援を実施
- ウ 情報提供(実施主体:都道府県及び市町村) 母子家庭及び父子家庭に対し、養育費取得手続、相談窓口などについて、行政(児童扶養手当窓口、婚姻・離婚届窓口等)や関係団体による情報提供活動を推進
- エ 面会交流支援事業の実施(実施主体:都道府県等) 別居親又は同居親からの申請に応じ、面会交流に係る事前相談や面会交流援助を実施
- ⑤ 経済的支援策
 - ア 母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する情報提供、適正な貸付業務の実施(実施主体:都道 府県等)

母子家庭若しくは父子家庭又は寡婦に対して、積極的に母子父子寡婦福祉資金貸付制度に 関する情報提供を行うほか、プライバシーの保護に配慮した適正な貸付業務を実施

イ 児童扶養手当に関する情報提供及び適正な給付業務の実施(実施主体:都道府県及び市町 村)

母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、積極的に児童扶養手当制度に関する情報提供を 行うほか、プライバシーの保護に配慮した適正な給付業務を実施

ウ 児童扶養手当窓口における相談、情報提供等適切な自立支援の実施(実施主体:都道府県 等及び市等)

児童扶養手当窓口において、母子・父子自立支援員等による就業等に関する相談や情報提供を積極的に推進するなど、母子家庭の母及び父子家庭の父に対する適切な自立支援を実施

⑥ 広報啓発

広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業の実施等により、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施 策に係る要望・意見の聴取やニーズ調査等を行うとともに、各種の広報手段を活用し、地域の特 性を踏まえた広報啓発活動を実施(実施主体:都道府県及び市町村)

(3) 就業の支援に関する施策の実施の状況の公表

毎年1回、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の実施の状況を公表する。

- (4) 基本方針の評価と見直し
 - ① 基本方針の見直しに当たっては、見直し前に、基本方針に定めた施策の評価を行う。 この評価は、第1に掲げた母子家庭及び父子家庭の父並びに寡婦の動向に関して可能な限り定 量的な調査を実施するほか、関係者の意見を聴取すること等により実施する。
 - ② 施策評価結果の公表
 - ①の評価により得られた結果は、公表する。
 - ③ 基本方針の見直し
 - ①の評価により得られた結果は、基本方針の見直しに際して参考にする。
- (5) 関係者等からの意見聴取

基本方針の見直しに当たっては、母子・父子福祉団体、NPO、都道府県や市町村、母子生活支援施設関係者など、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策関係者からの意見を幅広く聴取するとともに、パブリックコメントを求める。

- (6) その他
 - ① 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策を実施するに当たっては、母子・父子福祉団体、NPO その他関係団体に対し適切な支援を行うとともに、これらの関係団体、児童委員及び施策に関係 する部局とも十分な連携を図りつつ実施する。
 - ② 効果的な母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策の在り方について研究・検討を行う。
 - ③ 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策に従事する職員により母子家庭及び父子家庭並びに寡婦を巡る状況の理解、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策の習熟及びプライバシーへの十分な配慮が促進されるよう、職員の資質向上のための研修等を実施する。

第3 都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき基本的な事項

都道府県等及び市等が、自立促進計画を策定する場合には、次に掲げる指針を踏まえ策定すること が適当である。

- 1. 手続についての指針
 - (1) 自立促進計画の期間

自立促進計画の運営期間は、5年間とする。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

(2) 他の計画との関係

自立促進計画は、法律の規定による計画であって母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

- (3) 自立促進計画策定前の手続
 - ① 調査・問題点等の把握

自立促進計画を策定するに当たっては、まず、次の事項について調査し、活用可能な既存の データ等を基に評価・分析し、当該地域における母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の現状にお ける問題点及び支援施策の利用に関する意向を把握する。

- ア 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の数 (離死別や未婚等の原因ごとの数)
- イ 母子家庭及び父子家庭における子どもの状況(人数、性別、年齢、就学状況等)
- ウ 平均年間所得(就業形態ごと、就業種別ごとの額)
- エ 就業率(就業形態ごと、就業種別ごとの率)
- オ 母子家庭及び父子家庭の養育費等の取り決め率、取得率及び平均額
- カ 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の住居の状況

- キ 母子家庭及び父子家庭のうち、その児童が保育所等の利用を待機している世帯数
- ク 当該地域の公共的施設における母子家庭及び父子家庭の雇用状況
- ケ その他当該地域の母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立促進にとって参考となる数値
- コ 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の支援施策の利用に関する意向
- ② 基本目標

①の調査・問題点等の把握に基づいて、自立促進計画の基本目標を明確にする。

③ 合議制機関からの意見聴取

自立促進計画の策定に当たっては、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会又は市町村児童福祉審議会、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項又は第4項に規定する機関その他の母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する事項を調査審議する合議制の機関の意見を聴取するよう努めなければならない。

④ 関係者等からの意見聴取

自立促進計画の策定に当たっては、あらかじめ、地域の母子・父子福祉団体、NPO、母子 生活支援施設職員など母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策関係者からの意見を幅広く聴取す るとともに、インターネットの利用及び印刷物の配布等の方法により広く母子家庭及び父子家庭 並びに寡婦の意見を求める等、当該地域の住民の意見も聴取するよう努めなければならない。

- (4) 自立促進計画の評価と次期自立促進計画の策定
 - ① 評価

次の自立促進計画の策定に当たっては、自立促進計画の運営期間の満了前に、自立促進計画に 定めた施策について評価を行う。

この評価は、(3)①に掲げる事項について調査を実施するほか、関係者の意見を聴取すること 等により実施する。

- ② 施策評価結果の公表
 - ①の評価により得られた結果は、公表する。
- ③ 次の自立促進計画の策定
 - ①の評価により得られた結果は、次の自立促進計画を策定するに際して参考にする。
- 2. 自立促進計画に盛り込むべき施策についての指針
 - (1) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項としては、1.(3) ①で把握した問題点を記載する。
 - (2) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となる べき事項

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項としては、第2の1.を参考にしつつ、当該都道府県等及び市等において今後実施する母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策の基本的な方向性を記載する。

さらに、第2の2.を参考にしつつ、当該都道府県等及び市等が自立促進計画に基づいて実施する各施策の基本目標を記載する。

- (3) 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
 - ①日常生活支援等の子育て支援、生活の場の整備、②高等職業訓練促進給付金及び自立支援教育 訓練給付金等の就業支援策、③養育費の確保等に関する事項、④経済的支援策、⑤関係機関の協力

その他の各項目について、(1)に記載した問題点を解消するために必要な施策として、次に掲げる ものを記載する。

- ① 厚生労働大臣が提示した施策 第2の3.(2)に掲げられた施策のうち、当該都道府県等及び市等において実施する施策
- ② 都道府県等及び市等独自の施策 第2の3.(2)に記載されていない施策であって、当該都道府県等及び市等が独自で実施する 施策

※ 父子家庭には同様の内容の、寡婦には同様の内容から子どもに関する設問を除いた調査票によりアンケート調査を実施しました。

(札幌市)

ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート(母子家庭)

日頃から、札幌市政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

札幌市では、ひとり親家庭等の方を対象に、これからの札幌市におけるひとり親家庭等への支援策の参考とさせていただくため、「ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査」を実施することにいたしました。

突然のお願いで、誠に恐れ入りますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力ください ますよう、よろしくお願いいたします。

1 お願いしたいこと

この「ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート(母子家庭)」をご記入していただき、同封の返信用封筒に入れて返送してください。

2 今回お送りしたもの

- このアンケート
- 返信用封筒

3 調査対象者

今回のアンケート調査は、札幌市内の母子家庭、父子家庭、寡婦のひとり親家庭 等の方を対象にしております。

このうち、母子家庭の方は、無作為抽出(くじ引きのような方法)により、2,500 人の方を選定させていただきました。

4 個人情報の保護について

このアンケートは無記名でご回答いただくものであり、回答結果は統計的に処理 し「こういうご意見が〇%」というように表にまとめますので、個人の情報が公表 されることはありません。

5 ご記入にあたって

- このアンケートは、平成29年8月1日現在の状況で記入してください。
- ご使用いただく筆記用具はどのようなものでも構いません。
- 郵送にあたり、切手の必要はありません。氏名や住所の記入も必要ありません。

6 ご回答の期限

ご記入いただいたアンケートは、同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずに、 平成29年9月4日(月)までに投函してください。

● 問合せ先

札幌市 子ども未来局 子育て支援部 子育て支援課 子育て家庭係

1 あなたとご家族の状況について

<u>質問1</u> あなたのお子さんの<u>生年月を記入</u>し、性別、同居の別、就学・就労状況欄のあてはまるもの 1つに〇をつけてください。

生年月	性別	同居の別	就学•	就労状況
平成	1. 男	1. 同居 2. 別居	1. 未就園 3. 幼稚園 5. 中学校 7. 高専・専門学校等 9. 大学 11. 就労	 保育所 小学校 高校 短大 大学院 その他()
平成 年 月生	1. 男2. 女	1. 同居2. 別居	1. 未就園 3. 幼稚園 5. 中学校 7. 高専・専門学校等 9. 大学 11. 就労	2. 保育所 4. 小学校 6. 高校 8. 短大 10. 大学院 12. その他()
平成	1. 男2. 女	1. 同居	1. 未就園 3. 幼稚園 5. 中学校 7. 高専・専門学校等 9. 大学 11. 就労	2. 保育所 4. 小学校 6. 高校 8. 短大 10. 大学院 12. その他()
平成	1. 男2. 女	1. 同居	1. 未就園 3. 幼稚園 5. 中学校 7. 高専・専門学校等 9. 大学 11. 就労	2. 保育所 4. 小学校 6. 高校 8. 短大 10. 大学院 12. その他()
平成	1. 男2. 女	1. 同居2. 別居	1. 未就園 3. 幼稚園 5. 中学校 7. 高専・専門学校等 9. 大学 11. 就労	2. 保育所 4. 小学校 6. 高校 8. 短大 10. 大学院 12. その他()

質問2 あなたは、今後の生活(家計や子育て等)に不安を感じていますか。あてはまるもの<u>1つに</u> <u>O</u>をつけてください。

4	烕	10	_		7
	JEV.	Ι.	-/	1	· /
	457.5			·	

- 2. どちらかといえば感じている
- 3. どちらともいえない
- 4. どちらかといえば感じていない
- 5. 感じていない

3 現在、あなたが困ってし	いることについて	、あてはまるもの)すべてに0をつけてください
1.住居	2. 家計		3. 仕事
4. 子育て	5. 家事		6. 自分の健康
7. 親族の健康 	8. その他()	9. 特にない
4 あなたの困ったときや	悩みの相談相手に	ついて あてはま	こるもの <u>すべてに</u> ○をつけてく
U\°			
1.親		2. 親以外の親は	佚
3. 友人・知人		4. 職場の同僚	坦沙 昌
5. 保育所や学校等の先生 7. 札幌市母子寡婦福祉連合会	>年の士坪中仕	6. 区役所等の	^{怕談貝} ットサイトへの書き込み
	(寺の文族凶体	8. イフダー不	
9. その他(,	13.	
9. その他(の質問は、<u>小学校入学前の</u>			
D質問は、<u>小学校入学前の</u> 5 あなたの小学校入学前の をつけてください。	お子さんがいる が のお子さんは、日	<u>ち</u> におたずねしま 中、どこで過ごさ	す> されていますか。 <u>主なもの1</u> つ
の質問は、<u>小学校入学前の</u> 5 あなたの小学校入学前の をつけてください。	お子さんがいる 7 のお子さんは、日 2. あなたの親	方におたずねしま 中、どこで過ごさ	す> されていますか。主なもの1 つ 3 . あなたの親以外の親族の
の質問は、<u>小学校入学前の</u> 5 あなたの小学校入学前	お子さんがいる 7 のお子さんは、日 2. あなたの親	方におたずねしま 中、どこで過ごさ	す> されていますか。 <u>主なもの1</u> つ
D質問は、小学校入学前の 5 あなたの小学校入学前の をつけてください。 1. 自宅 4. あなたの友人・知人の家 7. 幼稚園 よく、小学校入学前のお子 6 あなたの小学校入学前	お子さんがいる が のお子さんは、日 2. あなたの親 5. お子さんの 8. その他(方におたずねしま 中、どこで過ごさの家 友人・知人の家)	ます> されていますか。主なもの1つ 3. あなたの親以外の親族の 6. 保育所等の保育施設
D質問は、小学校入学前の 5 あなたの小学校入学前の をつけてください。 1. 自宅 4. あなたの友人・知人の家 7. 幼稚園 ごく、小学校入学前のお子	お子さんがいる が のお子さんは、日 2. あなたの親 5. お子さんの 8. その他(与におたずねしま 中、どこで過ごさの家 友人・知人の家)	* れていますか。主なもの1つ 3. あなたの親以外の親族の 6. 保育所等の保育施設
D質問は、小学校入学前の 5 あなたの小学校入学前のをつけてください。 1. 自宅 4. あなたの友人・知人の家 7. 幼稚園 ごく、小学校入学前のお子 6 あなたの小学校入学前のでください。	お子さんがいる 力 のお子さんは、日 2. あなたの親 5. お子さんの 8. その他(さんがいる方 に のお子さんに関す	与におたずねしま 中、どこで過ごさの家 友人・知人の家) ったずねします〉 る悩みについて、 進路 3.	*オン**れていますか。主なもの1つ***。 3. あなたの親以外の親族の 6. 保育所等の保育施設 あてはまるものすべてに〇を

くこの質問は、<u>小学校低学年(</u>1~3年生)のお子さんがいる方におたずねします>

質問7 あなたの小学校低学年のお子さんは、放課後、どこで過ごされていますか。主なもの1つに ○をつけてください。

1. 自宅

- 2. あなたの親の家
- 3. あなたの親以外の親族の家

- 4. あなたの友人・知人の家 5. お子さんの友人・知人の家
- 6. クラブ活動

- 7. 習い事・塾
- 8.児童会館・放課後児童クラブ
-) 9. その他(

く同じく、小学校低学年(1~3年生)のお子さんがいる方におたずねします>

質問8 あなたの小学校低学年のお子さんに関する悩みについて、あてはまるものすべてに○をつけ てください。

1. 発達・健康

- 2. 教育·進路
- 3. しつけ

4. 学校での生活

- 5. 交友関係
- 6. 非行·不良行為

- 7. 会話の時間が持てない
- 8. 親子関係
- 9. 不登校・ひきこもり

- 10. その他(
-) 11. 特にない

くこの質問は、小学校高学年(4~6年生)のお子さんがいる方におたずねします>

質問9 あなたの小学校高学年のお子さんは、放課後、どこで過ごされていますか。主なもの1つに ○をつけてください。

1. 自宅

- 2. あなたの親の家
- 3. あなたの親以外の親族の家

)

- 4. あなたの友人・知人の家 5. お子さんの友人・知人の家 6. クラブ活動

- 7. 習い事・塾
- 8. 児童会館・放課後児童クラブ 9. その他(

10. わからない

く同じく、小学校高学年(4~6年生)のお子さんがいる方におたずねします>

質問 10 あなたの小学校高学年のお子さんに関する悩みについて、あてはまるものすべてに○をつけ てください。

1. 発達・健康

- 2. 教育·進路
- 3. しつけ

4. 学校での生活

- 5. 交友関係
- 6. 非行·不良行為

- 7. 会話の時間が持てない
- 8. 親子関係
- 9. 不登校・ひきこもり

- 10. その他(
-) 11. 特にない

くこの質問は、中学生のお子さんがいる方におたずねします>

1. 自宅	2. あなたの親の家	3	. あなたの親以外の親族の)家
4. あなたの友人・知人の家	5. お子さんの友人・知人の家	6	. 部活動	
7. 習い事・塾	8. 児童会館	9	. その他(
10. わからない				
] 12 あなたの中学生のお子	 -さんに関する悩みについて、あて	はま	るものすべてにOをつけ	て
] 12 あなたの中学生のお子	さんに関する悩みについて、あて	はま	るもの <u>すべてに</u> ○をつけ	て
さい。				
C V '0				
1. 発達・健康			3. しつけ	
	2. 教育・進路 5. 交友関係		3. しつけ 6. 非行・不良行為	
 1.発達・健康				

1. 自宅	2. あなたの親の家	3. あなたの親以外の親族の家
4. あなたの友人・知人の家	5. お子さんの友人・知人の家	6. 部活動
7. 習い事・塾	8. 児童会館	9. その他()
10. わからない		

<同じく、<u>高校生のお子さんがいる方</u>におたずねします>

質問 14 あなたの高校生のお子さんに関する悩みについて、あてはまるもの<u>すべてに〇</u>をつけてください。

1.	発達・健康	2.	教育・進路		3.	しつけ
4.	学校での生活	5.	交友関係		6.	非行・不良行為
7.	会話の時間が持てない	8.	親子関係		9.	不登校・ひきこもり
10.	就職	11.	その他()	12.	特にない

くここからは、皆さまにおたずねします>

	、お子さんとー ん をつけてください		るのは、週の	うち何日くら	いですか。	あてはまるも
1. ほとんど毎	∃ 2. ù	週の半分くらし	١ 3	. ほとんどな	い	
	、お子さんとー! をつけてくださ!		るのは、週の	うち何日くら	いですか。	あてはまるも
1. ほとんど毎	-	-	٠ 3	. ほとんどな	()	
	病気等のとき、る ○をつけてくだ。		なたの身の回	りの世話をと	だなたに頼み	yますか。 <u>主</u> な
	<u>O</u> をつけてくだ		な たの身の回 2. あなたの		さたに頼み	yますか。 <u>主</u> が
の1つに	<u>の</u> をつけてくだ。 (同居)			親(別居)	ざなたに頼み	≯ますか。<u>主</u>な
の1つに 1. あなたの親	<u>の</u> をつけてくだ。 (同居)		2. あなたの	親(別居)		
の1つに 1. あなたの親 3. 親以外の親	<u>の</u> をつけてくだ。 (同居) 疾		2. あなたの	親(別居) 人 子寡婦福祉連	巨合会の支援	·····································
の1つに 1. あなたの親 3. 親以外の親 5. 職場の同僚 7. ホームヘル	<u>の</u> をつけてくだ。 (同居) 疾	さい。 	2. あなたの 4. 友人・知 6. 札幌市母	親(別居) 人 子寡婦福祉連 子育てサポー	直合会の支援 -トセンター	·····································
の1つに 1. あなたの親 3. 親以外の親 5. 職場の同僚 7. ホームヘル	<u>の</u> をつけてくだ (同居) 疾	さい。 	2. あなたの 4. 友人・知 6. 札幌市母 8. さっぽろ	親(別居) 人 子寡婦福祉連 子育てサポー などの一時 <i>7</i>	直合会の支援 -トセンター	·····································
の1つに 1. あなたの親 3. 親以外の親 5. 職場の同僚 7. ホームヘル 9. こども緊急 11. その他(<u>の</u> をつけてくだ (同居) 疾	さい 。 ーク)	2. あなたの 4. 友人・知 6. 札幌市母 8. さっぽろ 10. 児童施設 12. 特にいな	親(別居) 人 子寡婦福祉連 子育てサポー などの一時 <i>7</i>	ie合会の支援 -トセンター 入所	·····································
の1つに 1. あなたの親 3. 親以外の親 5. 職場の同僚 7. ホームヘル 9. こども緊急 11. その他(○をつけてくだ。 (同居) * * * ナポートネットワ	さい。 ーク) 待する最終学	2. あなたの 4. 友人・知 6. 札幌市母 8. さっぽろ 10. 児童施設 12. 特にいな	親(別居) 人 子寡婦福祉連 子育てサポー などの一時 ない	を合会の支援 -トセンター 入所	·····································

2 住居の状況について

1. 持ち家(あなた名義)		2. 持ち家	(あなた名義以外)	
3. 借家・アパート・賃貸マ	ンション	4. 公営住	宅等(都市再生機構や公社	上を含む)
5. 親など親類の家に同居		6. その他	()
質問 20 あなたは、お住まいる さい。	を決めるうえで、何	を重要視します	^け か。 <u>主なもの1つに〇</u> :	をつけてく
1. 家賃	2. 子どもの通	園・通学	3. 通勤	
4. 部屋の広さ・間取り	5. 建物の新し	、 さ	6. 周囲の環境	
4. 部屋の広さ・間取り 7. その他(5. 建物の新し	, ż	6. 周囲の環境	
) <u>いている方</u> におたず	ねします>		
7. その他(この質問は、<u>転居を検討さ</u>れ) <u>いている方</u> におたず ^民 先について、 <u>主</u> な	ねします> もの1つに <u>〇</u> を	Eつけてください。	
7. その他(この質問は、<u>転居を検討され</u> <u>で問 21</u> あなたの希望する転属) <u>にないる方</u> におたず ら先について、主な ンション)	ねします> もの1つに〇を 2.借家・ご	Eつけてください。 アパート・賃貸マンション	

3 仕事の状況について

質問 22	あなたのひとり親家庭になる前の雇用形態について、	<u>主なもの1つにO</u> をつけてください。
-------	--------------------------	---------------------------

- 1. 正社員·正職員
- 3. 派遣社員·契約社員
- 5. 自営業
- 7. 内職・テレワーク(在宅勤務)
- 9. その他(

- 2. パート・アルバイト
- 4. 会社・団体等の役員
- 6. 家族従事者
- 8. 働いていない
- 質問 23 あなたの現在の雇用形態について、主なもの1つにOをつけてください。

)

- 1. 正社員・正職員
- 3. 派遣社員·契約社員
- 5. 自営業
- 7. 内職・テレワーク(在宅勤務) 8. 働いていない
- 9. その他(

- 2. パート・アルバイト
- 4. 会社・団体等の役員
- 6. 家族従事者

<この質問は、現在働いている方におたずねします>

質問 24 あなたの現在の仕事への悩みや不安について、あてはまるものすべてにOをつけてください。

- 1. 朝が早い
- 2. 帰りが遅い

)

3. 通勤時間が長い

- 4. 勤務時間が長い 5. 子の送り迎えの時間と合わない 6. 残業が多い

- 7. 夜勤や交代勤務がある 8. 収入が少ない

9. 資格を活かせない

- 10. 雇用や身分が不安定
- 11. 昇給・昇進が遅い
- 12. 仕事の内容が合わない

- 13. 職場の人間関係
- 14. 子どもと接する時間が持てない 15. 休みが取りにくい

- 16. その他 () 17. 特にない

<同じく、現在働いている方におたずねします>

質問 25 あなたは、現在の仕事について、どのように考えていますか。あてはまるもの1つにOをつ けてください。

- 1. 現在の仕事を続けたい
- 2. 仕事を変えたい

3. 仕事をやめたい

4. その他(

<この質問は、現在働いていない方におたずねします>

質問 26 あなたが仕事に就いていない理由について、あてはまるもの<u>すべてに〇</u>をつけてください。

1. 子どもの預け先が見つからない2. 病気や怪我3. 親族の世話・介護4. 条件の合う仕事が見つからない5. 資格取得等のため学校に通っている6. 働かなくても生活できている7. その他()

くこの質問は、現在求職中の方と転職を考えている方におたずねします>

質問 27 あなたは、どのような雇用形態の仕事に就きたいと考えていますか。あてはまるもの<u>1つに</u> <u>○</u>をつけてください。

 		_
1. 正社員・正職員	2. パート・アルバイト	
3. 派遣社員・契約社員	4. 会社・団体等の役員	
5. 自営業	6. 家族従事者	
7. 内職・テレワーク(在宅勤務)	8. その他()
7. 内職・テレワーク(在宅勤務)	8. その他()

くここからは、皆さまにおたずねします>

質問 28 下の表のア~モの資格について、「持っているもの」「現在の仕事に役立っているもの」「今後取得したいもの」それぞれ、あてはまるものすべてに○をつけてください。

		資格・免許	持っているもの	現在の仕事に 役立っているもの	今後取得したいもの
	+ .	介護福祉士	0	0	
記載例	7.	保育士			
	↓	理学療法士・作業療法士			0
-	ア.	自動車一種免許(普通)			
_	イ.	自動車二種免許(大型・小型)			
ı	ウ.	教員			
	I.	幼稚園教諭			
7	才.	看護師			
7	力.	准看護師			
=	+ .	介護福祉士			
	ク.	保育士			
,	ケ.	理学療法士・作業療法士			
	⊐.	言語聴覚士			

	資格・免許	持っているもの	現在の仕事に 役立っているもの	今後取得したいもの
サ.	歯科衛生士・歯科技工士			
シ.	はり師・きゅう師			
ス.	柔道整復師			
セ.	臨床検査技師・臨床工学技師			
ソ.	診療放射線技師			
タ.	視能訓練士			
チ.	義肢装具士			
ツ.	自動車整備士			
テ.	美容師・理容師			
١.	調理師・製菓衛生師			
ナ.	保健師·助産師			
Ξ.	栄養士			
ヌ.	社会福祉士			
ネ.	精神保健福祉士			
J.	あん摩マッサージ師			
Λ.	医療事務			
ᆫ.	ホームヘルパー			
フ.	簿記・珠算・速記			
۸.	パソコン・ワープロ			
木.	その他(
₹.	その他(
Ξ.	その他(
۵.	その他(
メ.	その他(
₹.	その他(

質問 29 あなたが、子育てをしながら働きやすくなるために、会社に望むこと<u>すべてに〇</u>をつけてください。

- 1. 勤務時間の短縮
 2. 残業時間の縮減

 3. フレックスタイム制度**1の導入
 4. 休暇取得を促進させる仕組み

 5. 子の看護休暇**2の充実
 6. 子育て費用の援助

 7. 資格取得等(スキルアップ**3)に対する援助
 8. 正社員登用制度**4の導入

 9. テレワーク(在宅勤務)の導入
 10. 勤務地、担当業務への配慮

 11. 事業所内託児の導入
 12. その他(
- ※1 自分で労働時間や始業時間等を設定できる制度
- ※2 病気やけがをした子どもの世話をするための休暇
- ※3 仕事を行う上での能力の向上
- ※4 派遣社員や契約社員、パート、アルバイトなどから正社員になることができる制度

4 収入等の状況について

質問30 あなたの世帯(同居のご家族全員)の昨年1年間の総収入について、あてはまるもの1つに ○をつけてください。

収入には、給与や年金のほか、児童手当、児童扶養手当、養育費※、生活保護費などを含み ます。給与は税金や保険料などが引かれる前の金額で計算してください。1年間の金額が分 からない場合は、1か月分の金額を12倍するなどして計算してください。

1.150万円未満

- 2.150 万円以上 200 万円未満
- 3.200 万円以上 250 万円未満
- 4. 250 万円以上 300 万円未満
- 5.300 万円以上350 万円未満
- 6.350万円以上400万円未満
- 7.400 万円以上 450 万円未満
- 8.450 万円以上500 万円未満

- 9.500万円以上
- ※ 離婚後、子どもの衣食住・教育などのために子どもと離れている親が支払う費用

質問 31 あなたご自身の昨年 1 年間の就労収入について、あてはまるもの 1 つにOをつけてください。 就労収入には、年金や児童手当、児童扶養手当、養育費、生活保護費などを含みません。 税金や保険料などが引かれる前の金額で計算してください。

1.50 万円未満

- 2.50万円以上100万円未満
- 3.100 万円以上 150 万円未満
- 4.150 万円以上 200 万円未満
- 5.200 万円以上 250 万円未満
- 6.250 万円以上300 万円未満
- 7.300 万円以上350 万円未満
- 8.350 万円以上400 万円未満
- 9.400 万円以上 450 万円未満 10.450 万円以上 500 万円未満

11.500万円以上

質問32 あなたの世帯(同居のご家族全員)の収入の種類について、主なものから順に3つまで番号 を記入してください。

- 1. 給与収入
- 2. 年金
- 3. 家賃・利子などの収入

)

- 4. 親・親族からの援助
- 5. 養育費
- 6. 児童手当

- 7. 児童扶養手当
- 8. 生活保護費
- 9. その他(

1)	2	3

<この質問は、<u>小学生から高校生のお子さんがいる方</u>におたずねします>

質問33 あなたの、お子さんお一人にかかる教育費の1か月当たりの平均金額を記入してください。 お子さんの該当する学校の種類ごとにご記入いただき、例えば、小学生のお子さんが2人い る場合は、平均の額を記入してください。塾や習い事に通っていない場合は、イの欄に0を記入、または、空白のままとしてください。

	1. 4	\ 学生	2. 中	学生	3. 高	校生
ア. 学校にかかるお金 (教材費、給食費等)	約	円	約	円	約	円
イ. 学校以外にかかるお金 (塾・習い事)	約	円	約	円	約	円

5 養育費の受取状況などについて

. 離婚				
			」と答えた方におたずね 質問 45 にお進みくださ	
35 あな <i>t</i> さい。	こが離婚したとき、覚	いなぶんち 水産分与※はありま	: したか。あてはまるも <i>の</i>)1つに○をつけ
. 財産分与	があった	2. 財産分		
M中の夫婦 <i>0</i>	財産を、離婚に伴って個	人の財産に分けること		
くださ	: U°		しましたか。あてはまる の取決めをしていない	らもの1つに0を
賃婚後、子ども	の衣食住・教育などのため	に子どもと離れている新	見が支払う費用	
	:が離婚したとき、養 :○をつけてください	\ _o)いて誰かに相談しました 以外の親族	⊱か。あてはまる:
・初 . 友人・知	人		视力 幌市母子寡婦福祉連合会等	等の支援団体
. 区役所等		6. 弁		
. 家庭裁判			 の他()
. 誰にも相	談しなかった			

<この質問は、養育費の取決めをしている方におたずねします>

質問39 お子さん一人当たりの取決めの額について、あてはまるもの<u>1つに〇</u>をつけてください。

1. 1万円未満	2. 1万円以上2万円未満		
3.2万円以上3万円未満	4.3万円以上4万円未満		
5.4万円以上5万円未満	6.5万円以上6万円未満		
7.6万円以上7万円未満	8.7万円以上8万円未満		
9.8万円以上	10. 金額を決めていない		
11. 子どもの成長により変動する	12. その他()	

<この質問は、<u>養育費の取決めをしていない方</u>におたずねします>

<u>質問 40</u> あなたが、養育費の取決めをしていない理由について、あてはまるもの<u>すべてに〇</u>をつけてください。

- 1. 自分の収入等で経済的に問題がない 2. 養育費を請求できることを知らなかった 3. 相手に支払う意思や能力がないと思った 4. 相手が応じようとしなかった 5. 相手と関わりたくなかった 6. 取決めの交渉をしたが、まとまらなかった
 - 7. 現在交渉中または今後交渉予定 8. その他()

くここからは、皆さまにおたずねします>

<u>質問 41</u> あなたが離婚したとき、面会交流※の取決めをしましたか。あてはまるもの<u>1つに〇</u>をつけてください。

- 1. 面会交流の取決めをした 2. 面会交流の取決めをしていない
- ※ 離婚後、子どもと離れている親が、子どもと会ったりすること

質問 42 あなたが離婚したとき、面会交流の取決めについて誰かに相談しましたか。あてはまるもの すべてに〇をつけてください。

	7		
	1. 親	2. 親以外の親族	
	3. 友人・知人	4. 札幌市母子寡婦福祉連合会等の支援団体	
	5. 区役所等の相談員	6. 弁護士	
	7. 家庭裁判所	8. その他()	
	9. 誰にも相談しなかった		

質問 43あなたは、現在、面会交流を行っていますか。あてはまるもの1つにOをつけてください。1.月2回以上2.月1回程度3.2~3か月に1回程度4.4~5か月に1回程度5.1年に1回程度6.過去に行ったことがあるが、現在は行っていない7.行ったことがない8.その他(

<この質問は、<u>面会交流の取決めをしていない方</u>におたずねします>

質問 44 あなたが、面会交流の取決めをしていない理由について、あてはまるものすべてにOをつけてください。

C \ /2 e v '0	
1. 子どもの連れ去りや虐待の恐れがある	2. 面会交流の取決めをできることを知らなかった
3. 子どもが会いたがらない	4. 相手が応じようとしなかった
5. 相手と関わりたくなかった	6. 相手が養育費を支払わないから
7. 取決めをしなくても交流できている	8. 取決めの交渉をしたが、まとまらなかった
9. 現在交渉中または今後交渉予定	10. その他()

6 支援制度について

質問 45 下記の制度はひとり親家庭等を支援するための制度です。あなたは下記の制度を利用したことがありますか。ア~コそれぞれについて、「利用したことがある」「利用したことはないが、知っている」「知らない」のいずれか1つに○をつけてください。

			利用した ことがある	利用したことはない が、知っている	知らない
		区役所の母子・婦人相談員	0		
↓ ↓	記載列	母子父子寡婦福祉資金貸付金			0
	ア.	区役所の母子・婦人相談員			
	イ.	母子父子寡婦福祉資金貸付金			
	ウ.	自立支援教育訓練給付金			
	エ.	高等職業訓練促進給付金			
	才.	ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金貸付金			
	力.	ひとり親家庭高等学校卒業 程度認定試験合格支援事業			
	+.	母子生活支援施設			
	ク.	ひとり親家庭支援センター			
	ケ.	ひとり親家庭等 日常生活支援事業			
	⊐.	ひとり親家庭学習支援 ボランティア			

[※] ア〜キは各区役所、ク〜コは札幌市母子寡婦福祉連合会で御案内しています。

(各制度の説明)

ア、区役所の母子・婦人相談員

各区の保健センターで、専門の相談員がひとり親家庭等の福祉向上のために様々な相談を受けています。

イ. 母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭等の経済的自立を支援するため、お子さんの修学資金など 12 種類の資金を無利子または低利子で貸付けする制度です。

ウ. 自立支援教育訓練給付金

就業を目指して資格取得のために教育訓練講座を受けるひとり親家庭の親に給付金(受講費用の一部) を支給する制度です。

工. 高等職業訓練促進給付金

看護士等の就職に有利な資格取得に係る養成機関で修業するひとり親に、生活の負担軽減を図り、資格取得を促進するための給付金(非課税世帯 100,000 円/月、課税世帯 70,500 円/月、上限3年)を支給する制度です。

オ. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金

資格取得を目指して養成機関に通うひとり親をさらに後押しするため、準備費用が多く掛かる入学時と就職時に資金の貸付けを行う制度です。

エの高等職業訓練促進給付金の受給者を対象に、入学準備金(上限 50 万円)と就職準備金(上限 20 万円)の貸付けを行っています。

カ. ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高校を卒業していないひとり親家庭の親と子の学び直しを支援し、より良い条件での就職や転職につな げることを目的に、給付金(高卒認定講座の受講料等の一部)を支給する制度です。

キ. 母子生活支援施設(旧名称:母子寮)

生活や住宅、就職、子育て等に困難のある母子世帯が入所し、自立のための支援を行う施設です。 札幌市内に6施設あり、入所している母子に対して、生活の場を提供するとともに、自立のための相 談や指導などを行っています。

ク. ひとり親家庭支援センター

専門の相談員による生活や養育費等の相談、教育講座の開催のほか、就業に係る相談や就職あっせんな どを行っている施設です。

札幌市社会福祉総合センター(中央区大通西 19 丁目)の1階にあり、ひとり親家庭等の方であればど なたでも利用できます。

ケ. ひとり親家庭等日常生活支援事業

修学や疾病等の理由で生活援助や保育サービスが必要な場合に、家庭生活支援員を派遣する制度です。 生活保護世帯及び市民税非課税世帯の方は無料で、児童扶養手当支給水準の世帯の方は1時間当たり 150円で利用できます。

コ. ひとり親家庭学習支援ボランティア

小学校3年生~中学校3年生を対象に、大学生等のボランティアが学習支援や進路相談を行っています。 札幌市内10か所(各区1か所)を会場に、土曜日もしくは日曜日の週1回2時間程度開催しています。

※ 制度をより詳しくお知りになりたい方は、札幌市のホームページ「さっぽろ子育て情報サイト」でご確 認ください。

質問 46 あなたは、ひとり親家庭等への支援策等の情報を得るためにどのようなものを参考にしてい ますか。あてはまるものすべてにOをつけてください。

1. 広報さっぽろ

2. 札幌市のホームページ

3. さっぽろ子育てアプリ

4. SNS (フェイスブックやツイッターなど)

5. インターネット検索

6. 区役所窓口(母子婦人相談員等)

7. 札幌市母子寡婦福祉連合会等の支援団体

8. テレビ・新聞等

9. 家族や友人からの情報

10. その他(

11. 特にない

質問47 あなたは、市のひとり親家庭等への支援施策で不足していると感じているものがありますか。 支援施策で充実を望むものすべてに〇をつけてください。

1. 相談事業の充実

2. 資格取得への支援

3. 就業機会※1 の創出

4. 貸付制度の充実

5. 日常生活支援※2の充実

6. 子どもの学習支援の充実

7. 就学援助※3の充実

8. 保育所の優先入所

9. 子どもを預けられる制度の充実

10. 公営住宅の優先入所

11. 税控除等の拡大

12. 医療助成制度の充実

13. 年金制度の充実

14. 養育費確保のための施策

15. 面会交流への支援

16. その他(

※1 合同企業説明会の機会など ※2 病気のときなどの家事の援助など ※3 学費、入学金等の援助など

)

7 あなた自身について

質問 48 あな	たの生年月を訂	こ入してくだ	さい。	•			
1. 昭和 2. 平成	年	E	月生				
質問 49 お子	さん以外に同月	引している方	について、	あてはまる	oもの <u>すべて</u> [こ○をつけて	ください。
1. あなた(のお父さん	2. あなた	のお母さん	3. <i>t</i>	なたの兄弟如		
4. あなた(の祖父	5. あなた	の祖母	6. र	-の他()
<u>質問 50</u> あな	たを含めて、同		る方全員の)人数を記入	いてください	, \ _o	
質問 51 あな	たの最終学歴に	こついて、あ	てはまるも	の1つにC)をつけてく	ださい 。	
1. 中学校	2. 高村	交	3. 高専・専		4. 短大		
5. 大学	6. 大学	学院	7. その他	()		
	見やご要望なと た」、「〇〇の制				:「〇〇の制」	度が役に立っ	た」、「〇〇で

アンケートは以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

記入されましたアンケートは、折りたたんで同封の返信用封筒に入れ、無記名のまま切手を貼らずに平成29年9月4日(月)までに、郵便ポストへ投函してください。

前計画の施策の実施状況

前計画である(第3次)札幌市ひとり親家庭等自立促進計画に掲げる各施策について、計画期間のうち平成25年度~平成28年度の実施状況を次のとおり整理しました。

| 基本目標 1 子育て・生活支援の充実

│ 施策の概要及び実施状況

実績

1 相談業務の拡充

|母子、父子、寡婦 |

1 相談体制の充実

各区に配置している母子・婦人相談員及びひとり親家庭支援センター(平成 26 年度に「母子寡婦福祉センター」から名称変更)の母子相談員の資質向上のため、業務研修の充実を図った。また、ホームページや各種パンフレット等により相談窓口等の周知を行った。

② 特別相談・土日夜間相談業務の推進

ひとり親家庭支援センターにおいて、弁護士による法律相談や臨床心理士による診療相談のほか、ひとり親家庭等が比較的時間に余裕のある夜間、休日に相談業務を実施した。

(相談件数)

平成 25 年度

- · 各区 9,157 件
- · ひとり親家庭支援センター 2,855 件

平成 26 年度

- · 各区 9,518 件
- · ひとり親家庭支援センター 2,834 件

平成 27 年度

- · 各区 10,145 件
- ・ひとり親家庭支援センター 3,518件

平成 28 年度

- · 各区 9,851 件
- · ひとり親家庭支援センター 3,267 件

2 子育て支援施設の拡充

| 母子、父子 |

1 子育てサロンの拡充

ひとり親家庭を含めた親子同士が交流を深め、遊び等を通じて地域の人たちとふれあい、子育ての悩みや不安を解消する場である地域の子育てサロンの支援を充実させるとともに、常設の子育てサロンの設置を進めた。また、利用の促進を図るため、幅広くサロンの周知を図った。

平成 25 年度

- ・地域主体の子育でサロン 181 か所
- ・地域子育て支援拠点事業 24 か所(ひろば型6か 所、児童館型18か所)

平成 26 年度

- ・地域主体の子育てサロン 173 か所(延べ開催 2,788 回)
- ・地域子育て支援拠点事業 71 か所(ひろば型 15 か所、児童館型 48 か所、直営型 8 か所)

平成 27 年度

- ・地域主体の子育でサロン 170 か所(延べ開催 2.820回)
- ・地域子育て支援拠点事業 83 か所(ひろば型 15 か所、児童館型 59 か所、直営型 9 か所)

平成 28 年度

- ・地域主体の子育でサロン 170 か所(延べ開催 2,788 回)
- ・地域子育で支援拠点事業 85 か所(ひろば型 16 か所、児童館型 59 か所、直営型 9 か所、公設民営 1 か所)

② 区保育・子育て支援センターの拡充

ひとり親家庭を含む全ての子育て家庭に対する 子育て支援の充実を図るため、保育機能に加え、 親子の交流の場である常設の子育てサロン、子育 て相談等の様々な子育て支援機能を持つ区保育・ 子育て支援センター(ちあふる)の設置を推進し た。

③ 子育て支援総合センターによる支援の推進

子育て支援事業の拠点施設として、年末年始以外 毎日開館し、親子の交流の場である常設の子育てサロンや子育で講座の開催、安心して子育てができる 情報の提供など、ひとり親家庭を含む全ての子育て 家庭を対象とした支援を推進した。

(開設数)

平成 25 年度 7 か所 平成 26 年度 7 か所

平成27年度 8か所(平成27年4月に南区に開設)

平成 28 年度 8 か所

※ 9 か所目(厚別区)の設置に向け、平成28年度~ 29年度に基本設計、実施設計を実施

平成 25 年度

- · 参加者 37,063 人、育児相談 645 件、子育で情報提供 2,732 件、子育で支援推進のつどい参加 396 人平成 26 年度
- · 参加者 45,776 人、育児相談 605 件、子育で情報提供 2,728 件、子育で支援推進のつどい参加 396 人平成 27 年度
- ・参加者 52,898 人、育児相談 1,069 件、子育て情報 提供 1,969 件、子育て未来フェスタ(「子育て支援 推進のつどい」から名称変更)参加 2,834 人

平成 28 年度

· 参加者 53,363 人、育児相談 792 件、子育で情報提供 1,437 件、子育で未来フェスタ参加 2,873 人

3 母子生活支援施設の機能充実

| 母子 |

① 母子生活支援施設の機能充実

生活・住宅・就職などの困難な問題により児童の 福祉に欠ける母子を保護し、自立促進のためにその 生活を支援する母子生活支援施設について、地域に おける役割や入所者への状況に応じたきめ細やか な支援の充実を図った。

平成 25 年度~平成 28 年度

- · 市内 6 施設
- ・定員合計 114 世帯

4 保育サービスの充実

|母子・父子|

① 保育所の優先入所

ひとり親家庭の仕事と家庭の両立支援として、就職活動中や就職確定後の保育所入所の優遇制度(選考における評点の加点)を継続して実施した。

② 保育サービスの充実

- ・保護者の就労形態の多様化等に対応するため、 時間外保育、一時保育、病後児保育、休日保育、 家庭的保育及び小規模保育の推進を図った。
- ・保育の質の確保や保護者負担を軽減するため、 さっぽろ保育ルーム、一時預かり(一般型幼稚 園タイプ)を実施する幼稚園への運営費の一部 補助を行った。
- ・保育に欠ける子の保護者の選択肢を増やすため、一時預かり(幼稚園型)を実施する私立幼稚園への運営費の一部補助を行った。

平成 25 年度

- · 延長保育: 216 施設(公立 21 施設、公設民営 3 施設、私立 192 施設)
- · 一時保育: 139 施設(公立7 施設、公設民営3 施設、私立129 施設)
- ・病後児保育:4か所
- · 休日保育:5 施設(公立3 施設、私立2 施設)
- ・家庭的保育:22 か所・幼稚園保育室:9 か所
- ・私立幼稚園預かり:37 か所

- ※平成27年度の子ども・子育て支援新制度施行 により事業名称及び内容を一部変更
 - · 延長保育 → 時間外保育
 - ・ 家庭的保育 → 家庭的保育及び小規模保育
- ・ 幼稚園保育室 → 一時預かり(一般型幼稚園 タイプ)
- ・ 私立幼稚園預かり → 一時預かり(幼稚園型)

平成 26 年度

- · 延長保育: 233 施設(公立 21 施設、公設民営 3 施設、私立 209 施設)
- · 一時保育:161 施設(公立7 施設、公設民営3 施設、私立151 施設)
- ・病後児保育:5か所
- · 休日保育:5 施設(公立3 施設、私立2 施設)
- ・家庭的保育:22 か所・幼稚園保育室:15 か所・私立幼稚園預かり:39 か所

平成 27 年度

- · 時間外保育: 265 施設(公立 21 施設、公設民営 3 施設、私立 241 施設)
- · 一時保育: 170 施設(公立7 施設、公設民営3 施設、私立160 施設)
- ・病後児保育:5か所
- · 休日保育:5 施設(公立3 施設、私立2 施設)
- ・家庭的保育及び小規模保育:53 か所
- ・一時預かり(一般型幼稚園タイプ):28 か所
- ・一時預かり(幼稚園型):72 か所

平成 28 年度

- ・時間外保育(地域型保育事業所を含む):347施設 (公立21施設、公設民営4施設、私立322施設)
- · 一時保育: 178 施設(公立7 施設、公設民営3 施設、私立168 施設)
- ・病後児保育:6か所
- · 休日保育:5 施設(公立3 施設、私立2 施設)
- ・家庭的保育及び小規模保育:71 か所
- ・一時預かり(一般型幼稚園タイプ):38 施設(公立 1 施設、私立37 施設)
 - 一時預かり(幼稚園型):95 施設(公立 10 施設、 私立 85 施設)

5 ファミリー・サポート・センター事業の推進

| 母子・父子 |

① さっぽろ子育てサポートセンター事業の推進 子育ての支援を受けたい人と援助したい人とで 会員組織を作り、保育所等への送迎や日常的な預 かりに対応する「さっぽろ子育てサポートセンタ ー事業」を推進した。

平成 25 年度

- · 派遣回数:14,443件
- · 会員数:提供会員 462 人、依頼会員 2,425 人、両 方会員 144 人

平成 26 年度

- · 派遣回数:14,370 件
- · 会員数:提供会員 510 人、依頼会員 3,061 人、両 方会員 167 人

平成 27 年度

- · 派遣回数:13,728 件
- · 会員数:提供会員 551 人、依頼会員 3,654 人、両 方会員 180 人

平成 28 年度

- · 派遣回数:14,448件
- · 会員数:提供会員 560 人、依頼会員 4,004 人、両 方会員 176 人

2 札幌市こども緊急サポートネットワーク事業の 推准

子育での支援を受けたい人と援助したい人とで会員組織を作り、子どもが急な病気で保育園等に預けられないときの病児・病後児の預かりや緊急を要する子どもの預かりなどに対応する「札幌市こども緊急サポートネットワーク事業」を推進した。

平成 25 年度

- ・派遣回数:1,126件(うち、病児・病後児預かり 636件)
- · 会員数:提供会員 251 人、依頼会員 2,975 人、両 方会員 5 人

平成 26 年度

- ・派遣回数:1,558件(うち、病児・病後児預かり 956件)
- · 会員数:提供会員 310 人、依頼会員 3,851 人、両 方会員 6 人

平成 27 年度

- ・派遣回数:1,733件(うち、病児・病後児預かり 1.058件)
- · 会員数:提供会員 310 人、依頼会員 4,250 人、両 方会員 8 人

平成 28 年度

- ・派遣回数:1,797件(うち、病児・病後児預かり 1,168件)
- · 会員数:提供会員 332 人、依頼会員 4,595 人、両 方会員 11 人

6 子育て短期支援事業の推進

| 母子・父子 |

1 子育て短期支援事業(ショートステイ)の推進 保護者が病気や出産、出張等により一時的に養 育できなくなった場合に、児童を預かる「子育て 短期支援事業(ショートステイ)」を推進した。

平成 25 年度

・利用人数:457人・利用日数:3,700日

平成 26 年度

・利用人数:487人・利用日数:3,430日

平成 27 年度

・利用人数:429 人 ・利用日数:3,126 日

平成 28 年度

・利用人数:388 人・利用日数:2,507 日※いずれも6か所で開催

7 留守家庭児童対策の充実

| 母子・父子 |

1 放課後の居場所づくりの充実 放課後の居場所づくりの充実を図るため、児童 会館等の設置を推進した。

平成 25 年度

- ・ミニ児童会館 7 か所、放課後子ども館 2 か所を新 規整備
- ・ 放課後の居場所のある小学校区数:187 校区(児 童会館104館、ミニ児童会館86館、放課後子ど も館4館)

平成 26 年度

- ・ミニ児童会館 8 か所、放課後子ども館 2 か所を新 規整備
- ・ 放課後の居場所のある小学校区数:197 校区(児童会館104館、ミニ児童会館94館、放課後子ども館等6か所)

平成 27 年度

・ミニ児童会館3か所、放課後子ども館1か所を新 規整備

・放課後の居場所のある小学校区数:197 校区(児 童会館104館、ミニ児童会館97館、放課後子ど も館等6か所)

平成 28 年度

- ・ミニ児童会館1か所を新規整備
- ・ 放課後の居場所のある小学校区数:197 校区(児童会館105館、ミニ児童会館97館、放課後子ども館等6か所)

8 ワーク・ライフ・バランスの取組の充実

| 母子・父子・寡婦 |

1 ワーク・ライフ・バランスの認証制度の推進 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和) の普及啓発と取組の促進を目的に、札幌市独自の 基準でワーク・ライフ・バランスに積極的に取り 組む企業を認証し、合わせて認証企業に対する支 援(アドバイザー派遣・助成金支給等)を推進し た。

平成 25 年度

・企業の認証:認証企業 412 社(累計)

・普及啓発:パンフレットの配布

・アンケート調査実施

· 育児休業取得等助成金:10 社

・融資にかかる利子一部助成:3社

研修会の実施:1回

平成 26 年度

・企業の認証:認証企業459社(累計)

・普及啓発:パンフレットの配布

· 育児休業取得等助成金:12社

・融資にかかる利子一部助成:4社

・研修会の実施:1回

平成 27 年度

<li・企業の認証:認証企業511社(累計)

・普及啓発:パンフレットの配布、取組評価 WEB サ

イト開設

· 育児休業取得等助成金: 18 社

· 研修会の実施:1回

・アドバイザーの派遣:4回

・出張型出前セミナー:2回

平成 28 年度

・企業の認証:認証企業650社(累計)

・ 普及啓発: 企業訪問 579 社、パンフレット約 4,800

部配布

· 育児休業取得助成金: 15 社

· 育児休業代替要員雇用助成金:7社

・ 男性の育児休暇取得助成金:3社

・研修会の実施:1回

・アドバイザーの派遣:8回

・ 出張型出前セミナー:1回

② 事業所内保育施設の拡充

事業所内保育施設を新たに設置する企業に対し 設置費の一部を補助することで、仕事と子育てが 両立しやすい職場環境づくりに取り組む企業を支 援し、施設の設置を進めた。

※ 平成 26 年度で事業終了

(補助件数)

平成 25 年度 4 件 平成 26 年度 4 件

● 学習支援ボランティア事業の実施

ひとり親家庭の児童に対する学習支援により、 学習習慣を身に付けさせ基礎的な学力の向上を図 るとともに、進学や進路等の相談を通じひとり親 家庭の不安感を解消し、ひとり親家庭の自立を促 進するため、「学習支援ボランティア事業」を実施 した。 平成25年度(10月から市内5か所で実施)

· 参加児童延人数:2,343 人

· 登録ボランティア実人数:92人

· 開催数:111回

平成26年度(市内10か所で実施)

· 参加児童延人数: 5,262 人

· 登録ボランティア実人数: 239 人

・開催数:425回

平成27年度(市内10か所で実施)

· 参加児童延人数: 5,850 人

· 登録ボランティア実人数:163人

· 開催数: 459 回

平成28年度(市内10か所で実施)

· 参加児童延人数: 5,216 人

・ 参加ボランティア延人数: 2,607 人

· 開催数: 451 回

10 日常生活支援事業の推進

|母子・父子・寡婦|

① 日常生活支援事業の推進

ひとり親家庭等が自立に向けて修業する場合や 疾病、冠婚葬祭等により、一時的に生活援助を必 要とした場合に、家庭生活支援員を派遣し、食事 の世話等の日常生活の支援を行う「日常生活支援 事業」を推進した。

- ※ 札幌市母子寡婦福祉連合会に業務委託
- ※ 平成 28 年 10 月から就業上の理由で帰宅が遅くなる場合等の定期利用を対象とした。

(登録件数及び派遣実績)

平成 25 年度

· 登録件数:130 件

· 派遣実績: 122件(229回、1,665時間)

平成 26 年度

· 登録件数:108件

· 派遣実績:119件(256回、2,056時間)

平成 27 年度

· 登録件数: 126 件

· 派遣実績:113件(250回、1,746時間)

平成 28 年度

· 登録件数:81件

· 派遣実績: 78件(139回、604時間)

11 公営住宅への入居の優遇

|母子・父子・寡婦|

1 市営住宅入居への優遇

ひとり親家庭の市営住宅の入居に際し、抽選時の当選確率を高める優遇制度を実施した(通常 1個の抽選番号を 2個追加)。

│ 基本目標2 就業支援の充実

| 施策の概要及び実施状況

実績

1 ひとり親家庭等就業支援センター事業の充実

|母子、父子、寡婦|

就業相談・職業紹介業務の推進

ひとり親家庭等就業支援センター(平成 26 年度に「母子家庭等就業支援センター」から名称変更)において、就労に関する悩み事などの相談に応じるとともに、ハローワークと連携して就業経験や適性などに応じた求人情報を提供する職業紹介業務を推進した。

平成 25 年度

- · 就業相談数:延7,247件
- ・ 就業: 275 人 (うちセンターの紹介による就職 132 人)

平成 26 年度

- · 就業相談数:延 7,165 件
- ・ 就業: 206 人(うちセンターの紹介による就職 102 人)

平成 27 年度

- · 就業相談数:延7,725件
- ・ 就業: 218 人 (うちセンターの紹介による就職 81 人)

平成 28 年度

- · 就業相談数:延 7,565 件
- ・ 就業: 211 人 (うちセンターの紹介による就職 55 人)

② 就業支援講習会等の充実

就職に有利になるような資格取得や能力開発 を目的とする就業支援講習会や、就職等に必要な 知識、心構えなどを身につけるための就職準備・ 離転職セミナー等、就業に有効な講座の充実を図 った。

※ 平成 25 年度より対象を父子家庭にも拡大

平成 25 年度

9 科目 17 講座 受講者数 273 人

平成 26 年度

12 科目 17 講座 受講者数 268 人

平成 27 年度

13 科目 17 講座 受講者数 274 人

平成 28 年度

14 科目 17 講座 受講者数 233 人

③ 母子·父子自立支援プログラム策定事業の推進 個々のひとり親家庭の実情に応じた、きめ細か な就業等の支援を行う「母子·父子自立支援プロ グラム策定事業」を推進した。

※平成25年度から対象を父子家庭にも拡大し、 名称を「母子自立支援プログラム策定事業」か ら変更

(自立支援プログラム策定人数)

平成 25 年度 49 人 (うち就職決定者 31 人) 平成 26 年度 37 人 (うち就職決定者 35 人) 平成 27 年度 28 人 (うち就職決定者 24 人) 平成 28 年度 25 人 (うち就職決定者 25 人)

△ 企業への訪問活動の促進

ひとり親家庭等就業支援センターの就業相談 員が企業への電話や訪問による求人開拓を行う とともに、ひとり親家庭等の雇用を促進するため の啓発活動を行った。また、公共職業安定所の自 立促進プログラムによるケース会議に参加した。

⑤ 関係機関との連携の推進

公共職業安定所主催の「生活保護受給者等就労 自立促進事業協議会」への出席等、ハローワーク や札幌市就業サポートセンター、母子・婦人相談 員等との連携を図りながら、ひとり親家庭等の就 業への支援を推進した。

○ 雇用情報の提供の推進

札幌市及び公的施設における非常勤職員等の 雇用に際し、ひとり親家庭等就業支援センターの 活用を全庁的に依頼するなど、雇用情報の提供の 推進を図った。

ひとり親家庭等就業支援センターの周知 札幌市及び札幌市母子寡婦福祉連合会のホームページで相談窓口や支援制度について周知したほか、各種パンフレット等への掲載により幅広く周知を図った。

2 職業紹介業務等の体制強化

|母子、父子、寡婦 |

● 職業紹介業務等の体制強化

就業サポートセンター、あいワークにおいて、 ハローワーク等と連携を図りながら、職業相談員 による職業相談・紹介を実施し、全区で職業紹介 業務等を行うための体制の強化を図った。

(職業相談窓口利用者及び就職者数)

平成 25 年度 利用者 160,698 人、就職者 6,451 人 平成 26 年度 利用者 153,092 人、就職者 6,637 人 平成 27 年度 利用者 146,211 人、就職者 6,317 人 平成 28 年度 利用者 130,535 人、就職者 6,302 人

3 資格・技能習得のための支援の充実

|母子、父子|

① 自立支援教育訓練給付金事業の充実

就業を効果的に促進するために、教育訓練講座を受講した母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、講座終了後に入学料及び受講料の一部について給付金を支給する自立支援教育訓練給付金事業を推進し、幅広く制度の周知を行い利用の促進を図った。

- ※ 平成 25 年度より対象を父子家庭にも拡大
- ※ 平成 28 年度より支給額を受講費用の 2 割相当から 6 割相当に拡大
- ※ 平成 29 年度より雇用保険制度の受給資格者を 対象に追加

(給付金の支給実績)

平成 25 年度 167 千円 (8 人) 平成 26 年度 68 千円 (4 人) 平成 27 年度 169 千円 (8 人) 平成 28 年度 243 千円 (4 人)

② 高等職業訓練促進給付金事業の充実

看護師などの就職に有利な資格取得を容易にすることを目的に、養成機関で修業している期間の生活の負担軽減を図るため、給付金を支給する高等職業訓練促進給付金事業を推進し、幅広く制度の周知を行い利用の促進を図った。

- ※ 平成 25 年度から対象を父子家庭にも拡大
- ※ 平成 27 年度から「高等技能訓練促進費」を「高 等職業訓練促進給付金」に、「修了一時金」を 「修了支援給付金」に、それぞれ名称を変更
- ※ 平成28年度から支給期間上限を2年から3年 に拡大
- ※ 平成 29 年度から 1 年制以上の養成機関を対象 とした(平成 28 年度までは 2 年制以上)。

(給付金の支給実績)

平成 25 年度

- · 高等職業訓練促進給付金 334,487 千円 (261 人)
- · 修了支援給付金 3.075 千円 (65 人)

平成 26 年度

- · 高等職業訓練促進給付金 257,285 千円 (244 人)
- · 修了支援給付金 5,450 千円 (120 件)

平成 27 年度

- · 高等職業訓練促進給付金 123,100 千円 (118 人)
- · 修了支援給付金 2.825 千円 (60 件)

平成.28 年度

- · 高等職業訓練促進給付金 133,014 千円 (122 人)
- · 修了支援給付金 2,825 千円 (61 件)

(対象資格)

平成 28 年度 20 資格 (3 資格追加) 平成 29 年度 22 資格 (2 資格追加)

4 就業機会創出事業の実施

|母子・父子・寡婦 |

① 就業機会創出事業の実施

ひとり親家庭への理解を示す企業を開拓し、就職の機会を提供することを目的として合同就職 説明会を開催した。

※ 平成 26 年度より事業開始

平成 26 年度 参加企業 20 社、参加者数 229 人 平成 27 年度 参加企業 19 社、参加者数 69 人 平成 28 年度 参加企業 25 社、参加者数 201 人

5 母子・父子福祉団体に対する支援

|母子・父子・寡婦|

① 母子・父子福祉団体への支援推進

母子・父子福祉団体の基盤拡充目的として、公的施設内における自動販売機・売店等の設置や清掃事業の委託等の事業発注等に際し、札幌市母子 募婦福祉連合会の活用を全庁的に依頼した。

6 女性のための就業支援策の充実

|母子・寡婦|

● 女性の活躍サポートの充実

女性の起業、就業支援のため、講演会、起業講座、相談会等の実施及び情報収集・交換等の場の 提供を行い、女性の活躍をサポートする取組の充 実を図った。

平成 25 年度

- ・パソコン短期セミナー 全 14 回 (参加延人数 202 人)
- ・シンポジウム「ロールモデルから学ぶ!ワタシを 大切にする働き方」(参加延人数 80 人)

平成 26 年度

- ・パソコン短期セミナー 全 14 回(参加延人数 205 人)
- ・企業向け研修会(参加延人数24人)
- ・女性リーダー研修(参加延人数26人)
- ・ひとり親家庭サポーター養成講座(参加延人数 80 人)
- ・シンポジウム「札幌発!女性が当たり前に働くことのできる社会へ」(参加延人数69人)
- ・キャリア講座(参加延人数8人)

平成 27 年度

- ・パソコン短期セミナー 全 14 回(参加延人数 207 人)
- ・制約社員活躍応援セミナー(参加延人数 26 人)
- ・女性リーダー研修会(参加延人数20人)
- ・ ひとり親家庭サポーター養成講座 全 2 回(参加 延人数 118 人)
- ・働く女性のためのキャリア支援事業シンポジウム (参加延人数 53 人)
- ・アクションプラン研修(参加延人数62人)

平成 28 年度

- ・パソコン短期セミナー 全 14 回(参加延人数 205 人)
- ・働き方改革さっぽろ大円卓会議(参加延人数 35 人)
- ・女性リーダー研修会(参加延人数 19 人)
- ・ひとり親家庭サポーター養成講座(共催事業)(参加延人数96人)
- ・働く女性のためのキャリア支援事業シンポジウム (参加延人数 46 人)
- ・アクションプラン研修 全3回(参加延人数51人)
- ・仕事とプライベートのバランスを考えるセミナー (参加延人数 13 人)

② 女性企業家の育成事業の実施

女性の起業のための託児付き起業セミナーを開催するほか、女性中小企業診断士による経営相談窓口を開設するなど、女性起業家を育成する事業を実施した。

平成 25 年度

- · ソーシャル女子のため起業セミナー 全 5 回(参加延人数 100 人)
- ・プレゼン研修会 全2回(参加延人数18人)
- ・プレゼン発表会(参加延人数 21 人)
- ・女性のためのチャレンジ相談(参加延人数 44 人)
- ・会計サロン(参加人数9人)

平成 26 年度

- · ソーシャル女子のため起業セミナー 全 5 回 (参加延人数 100 人)
- ・プレゼン研修会 全2回(参加延人数18人)
- ・プレゼン発表会(参加延人数 21 人)
- ・女性のためのチャレンジ相談(参加延人数 44 人)
- ・会計サロン(参加人数9人)

平成 27 年度

- ・女性ビジネス発表会 全2回(参加延人数49人)
- ・女性のためのチャレンジ相談(参加延人数33人)
- ・ 創業セミナー 全 5 回 (参加延人数 69 人)
- · 起業講座 全4回(参加延人数51人)
- ・女性創業コーディネーター育成セミナー 全 5 回 (参加延人数 121 人)

平成 28 年度

- ・女性ビジネス発表会 全2回(参加延人数28人)
- ・女性のためのチャレンジ相談(参加延人数33人)
- · 起業セミナー 全4回(参加延人数67人)
- · 起業講座 全4回(参加延人数46人)
- ・女性創業支援担い手育成セミナー(参加延人数 49 人)
- ・女性のための創業相談会(参加延人数8人)
- ・女性による女性のための創業スクール 全4回(参加延人数 147 人)

- ・女性創業支援担い手向け講演会(参加延人数 47 人)
- ・女性創業支援連携セミナー(参加延人数 12 人)
- ・講演会(参加延人数26人)

③ 女性の再就職への支援

就業サポートセンターにおいて、女性求職者等を対象に、就職支援セミナーを実施。セミナー受講後、希望する方に専任のカウンセラーによるカウンセリングを行い、就職に至るまでの継続的な就職支援を実施した。

産休前研修や職場復帰前研修を行い、働き続けたい女性が出産や育児を機に仕事を辞めてしまうことがないよう、キャリアプランを立てるための支援事業を実施した。

平成 25 年度 受講者数 397 人(うち就職者数 250 人)

平成 26 年度 受講者数 365 人(うち就職者数 191 人)

平成 27 年度 受講者数 48 人 平成 28 年度 受講者数 44 人

平成 25 年度

- ワーキング・マタニティスクール 全 6 回(参加 延人数 294 人)
- · ロールモデルカフェ 全 5 回 (参加延人数 88 人)

平成 26 年度

- ワーキング・マタニティスクール 全 6 回(参加 延人数 345 人)
- · ロールモデルカフェ 全3回(参加延人数67人)

平成 27 年度

- ワーキング・マタニティスクール 全 6 回 (参加 延人数 284 人)。
- ・キャリア講座(参加延人数12人)

平成 28 年度

- ワーキング・マタニティスクール 全 6 回 (参加 延人数 357 人)
- ・セミナー(参加延人数7人)
- ・「保育園落ちた」を札幌で考える真夏の緊急ミー ティング(参加延人数 24 人)
- ・キャリア講座 (参加延人数 10 人)

7 就業のための環境整備

|母子・父子・寡婦|

保育所の優先入所再掲 基本目標 1-4-①

再掲 基本目標 1-4-①

② 保育サービスの充実 再掲 基本目標 1-4-② 再掲 基本目標 1-4-2

3 さっぽろ子育てサポートセンター事業の推進 再掲 基本目標 1-5-①

再掲 基本目標 1-5-①

⚠ 札幌市こども緊急サポートネットワーク事業の 推進 再掲 基本目標 1-5-②

再掲 基本目標 1-5-2

子育て短期支援事業 (ショートステイ) の推進 再掲 基本目標 1-6-① 再掲 基本目標 1-6-①
 放課後の居場所づくりの充実 再掲 基本目標 1-7-①
 ワーク・ライフ・バランスの認証制度の推進 再掲 基本目標 1-8-① 再掲 基本目標 1-8-②
 事業所内保育施設の拡充 再掲 基本目標 1-8-②
 日常生活支援事業の推進 再掲 基本目標 1-10-①
 事掲 基本目標 1-10-①

| 基本目標3 養育費確保の推進

| 施策の概要及び実施状況

実績

1 養育費相談の推進

|母子、父子|

① 養育費相談の推進

各区の母子・婦人相談員のほか、ひとり親家庭 支援センターでの一般相談、弁護士等による特別 相談など養育費に係る相談制度の周知をホーム ページやパンフレットにより進めるとともに、養 育費の相談を受ける者を対象として、養育費相談 支援センター主催の地域研修会へ参加した。

(養育費に関する相談件数)

平成 25 年度

- · 122 件(母子自立支援員相談指導結果報告)
- ・386件(ひとり親家庭支援センター)

平成 26 年度

- · 171 件(母子父子自立支援員相談指導結果報告)
- · 300 件(ひとり親家庭支援センター)

平成 27 年度

- · 201 件(母子父子自立支援員相談指導結果報告)
- · 244 件(ひとり親家庭支援センター)

平成 28 年度

- · 253 件(母子父子自立支援員相談指導結果報告)
- ・244件(ひとり親家庭支援センター)

2 広報・啓発活動の推進

|母子、父子|

● 養育費の広報・啓発の増進

養育費や面会交流に関する広報・啓発活動を推進した。また、札幌市母子寡婦福祉連合会において、年3回発行の機関誌やホームページで養育費に関する広報や啓発を実施するとともに「養育費相談会」を実施した。

│ 基本目標 4 経済的支援の推進

│ 施策の概要及び実施状況

実績

1 母子父子寡婦福祉資金貸付制度の推進

|母子・父子・寡婦|

① 母子父子寡婦福祉資金貸付制度の情報提供と 貸付の実施

母子・父子・寡婦の様々な状況に対応した貸付 制度である母子父子寡婦福祉資金について、ホー ムページやパンフレット等により周知を行い、適 切な貸付を行った。

※ H26 年 10 月より対象を父子にも拡大し、名 称を「母子寡婦福祉資金」から「母子父子寡 婦福祉資金」に変更

平成 25 年度

· 母子福祉資金 277 件 140,216 千円 · 寡婦福祉資金 11 件 5,263 千円

平成 26 年度

· 母子福祉資金 252 件 125,998 千円 父子福祉資金4件 701 千円 · 寡婦福祉資金 12 件 7,499 千円

平成 27 年度

· 母子福祉資金 209 件 105,299 千円 ・ 父子福祉資金5 件 1.259 千円 · 寡婦福祉資金 7 件 4,092 千円

平成 28 年度

· 母子福祉資金 168 件 90,266 千円 2 件 702 千円 ・ 父子福祉資金 ・ 寡婦福祉資金6 件 4,192 千円

2 児童扶養手当制度の推進

|母子、父子|

① 児童扶養手当制度の情報提供と手当の支給 ホームページや広報さっぽろ、各種パンフレッ ト等により児童扶養手当制度に関する情報提供 を推進し、適切な手当の支給を行った。

(児童扶養手当受給者数)(3月末時点)

平成 25 年度 20.803 人 (児童数 30.146 人) 平成 26 年度 20,400 人 (児童数 29,620 人) 21,606 人 (児童数 31,753 人) 平成 27 年度 平成 28 年度 21,107 人 (児童数 30,999 人)

3 ひとり親家庭等医療費助成制度の推進

|母子、父子|

● ひとり親家庭等医療費の助成 ひとり親家庭の健康の向上に寄与し、福祉の増 進を図るため、一定の要件を満たす母又は父及び その児童に係る医療費の一部助成を実施した。

平成 25 年度

- · 医療助成費 743,583 千円
- · 受給者数(月平均)親 19,169 人 児童 27,444 人 平成 26 年度
- · 医療助成費 734,790 千円
- · 受給者数(月平均)親 18,994 人 児童 27,130 人 平成 27 年度
- · 医療助成費 738,231 千円
- ・ 受給者数 (月平均) 親 18,860 人 児童 26,952 人 平成 28 年度
- · 医療助成費 727,703 千円
- ・ 受給者数 (月平均) 親 18,822 人 児童 26,855 人

自立支援教育訓練給付金事業等の充実

|母子、父子|

自立支援教育訓練給付金事業の充実 再掲 基本目標 2-3-①

再掲 基本目標 2-3-①

② 高等技能訓練促進費事業の充実 再掲 基本目標 2-3-2

再掲 基本目標 2-3-②

札幌市ひとり親家庭等自立促進計画(案)

平成30年2月発行

市政等資料番号	01-G02-17-2265		
関係部局保存期間	1 年		

編集・発行 札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課 〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館 3階

Tel (011) 211-2988 FAX (011) 231-6221